
平成26年 第5回(定例)うきは市議会会議録(第3日)

平成26年12月9日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成26年12月9日 午前9時00分開議

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑(議案第87号、議案第88号、議案第90号から議案第92号、議案第95号から
議案第98号、議案第100号、議案第80号)

日程第3 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 議案質疑(議案第87号、議案第88号、議案第90号から議案第92号、議案第95号から
議案第98号、議案第100号)

出席議員(15名)

1番 岩淵 和明君	2番 鏝水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 藤田 光彦君
9番 伊藤 善康君	10番 諫山 茂樹君
11番 櫛川 正男君	12番 大越 秀男君
13番 三園三次郎君	14番 高山 敏枝君
15番 岩佐 達郎君	

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君 記録係長 浦 聖子君

説明のため出席した者の職氏名

市長	高木 典雄君	副市長	吉岡 慎一君
教育長	麻生 秀喜君	市長公室長	高木 勲美君
総務課長	石井 好貴君	会計管理者	佐々木正志君
財政課長	大熊 孝則君	企画課長	重松 邦英君
税務課長	内山 勇君	徴収対策室長	内藤 一成君
市民生活課長	重富 孝治君	生涯学習課長	安元 正徳君
監査委員事務局長	段野 弘美君	保健課長	金子 好治君
福祉事務所長	後藤 一善君	住環境建設課長	江藤 武紀君
災害対策推進室長	高瀬 智君	農林・商工観光課長	野鶴 修君
学校教育課長	秦 克之君	浮羽市民課長	篠原 武英君
自動車学校長	中嶋 吾郎君	財政係長	高瀬 将嗣君

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） それでは、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、前日に引き続き一般質問を行います。

それでは、順番に質問を許可します。6番、上野恭子議員の発言を許可します。6番、上野恭子議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。6番、上野恭子です。

皆様、おはようございます。今回は3つの質問をいたします。

1つ目に、少子化対策と子育て支援について。2つ目に、中小企業活性化対策について。3つ目に、五葎野菜のまちづくり推進について。

以上、3点を質問いたします。

それでは、1つ目、少子化対策と子育て支援についてです。

うきは市の少子化の現状を行政ではどの程度の危機感と捉えているか。昨日の岩淵議員の質問

で、市長のほうより答弁をいただいておりますが、先ほどの議会報告会での資料に載せていましたように、平成17年度、ゼロ歳から14歳4,786人、平成26年では4,096人と、10年間で690人の減でございます。ゼロ歳から14歳がですね。1年間に69人の減であり、国の調査では、将来消えていく自治体もできるであろうということも言われております。うきは市全体の人口も、10年間で2,451人減っておりますが、1年間に245人の割合です。行政の捉え方はいかがでしょうか。

また2つ目、国では、学校教育の一環として道徳教育の義務化を考えているようです。教育現場での少子化対策教育の必要性は考えられないかという質問でございます。

子供たちに、少子化で子供がいないと社会がどうなるのか。地域や国はどうなるのか。また、高齢者ばかりの地域社会になれば、地域や国はどうなるのか。そういう教育の現状を伝えるのも教育現場の中で必要なのではないかと考えるわけです。子供たちは近い将来、15歳から64歳の生産年齢人口となるわけでございます。少子化に対しての今の対策も必要ですが、将来に向けての対策も必要と考えます。教育の現場で、少しでも少子化問題に力になっていただきたい、少し少子化問題を担っていただきたい、こういうことからの一般質問です。

最近、ある雑誌で、「現在の日本を船に例えれば、氷山にぶつかり傾き始めたタイタニック号の船の上で椅子を並べる努力をしているようなものだ」と書かれている記事を見ました。やがて沈没しようというのに、誰もがそれに気づかずにいるということが記されておりました。行政からの答弁をお願いいたします。

3つ目、子育て中の親の大きな悩みであります病児、病後児保育がございます。このことについて、市の対策はあるのかという質問です。

女性が社会に参加する上で、大変必要性を感じる保育でございますが、園のほうで熱が37.5度、38度とある場合、両親に連絡、すぐ迎えを依頼するわけでございます。体調がよくなっても、3日から4日ほど保育所行きはだめだということで、合計5日、6日と通園できないわけでございますが、核家族で子供1人では家に置けない。女性であっても、男女共同参画社会、責任ある仕事で休めない。実家が近いとよいのですが、遠ければ頼りにするところもない。この時代、市指定の病児・病後児保育はなぜ考えられないのか。国の施策でも、女性が輝く時代に反するのではないかと思うわけであります。このことは子育て支援でもあります、少子化対策でもあります、いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

4つ目、未満児を預かっている保育所は多いのですが、千年保育所だけが今のところございません。職員の中に看護師を置く必要性はないのかという質問です。これは、御父兄のほうからの希望もありましたので一般質問をしております。

昭和22年12月12日、児童福祉法が制定され、児童の福祉を保障するものにはうたわれて

いないのか。うきは市内で若葉保育所のみが1名看護師さんが配置されております。このことについての質問でございます。

1回目の質問をこれで終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。ただいま、少子化対策と子育て支援について4つの御質問をいただきました。

まず1点目が、少子化の現状に対する認識についての御質問であります。少子化の問題につきましては、日本国全体にかかわる大変重要な問題であると、このように認識をしております。このことは、地方に限らず都心部でも重要な問題であり、高齢化と合わせて、国が最も力を入れている課題でもあります。先月21日に成立した「まち・ひと・しごと創生法」も、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口減少に歯どめをかけることを目的として取り組まれているものであります。少子化の問題は国任せにせず、私ども地方も、それぞれが解決に向けた独自の施策を考え、積極的に取り組んでいく必要があると認識をしております。子育てに優しいうきは市を目指して、今後も取り組んでまいりたいと思っております。

2点目の御質問は、少子化教育の必要性についての御質問であります。このことにつきましては、教育長より答弁をさせます。

3点目が、病児・病後児保育についての御質問でありました。

病児・病後児保育は、病児対応型と病後児対応型に分かれます。病児対応型とは、回復期に至らない場合に、かつ当面の病状が、急変が認められない場合にあつて、一時的に保育するものであります。そして、病後児対応型とは、病気の回復期であり、かつ集団保育が困難な期間に一時的に保育する事業であります。

現在、うきは市内では実施しておりませんが、久留米広域定住自立圏の形成に関する協定により、平成23年度から久留米大学医療センター内の施設で、また、平成24年度から久留米大学内の施設で、病児・病後児保育の広域利用が可能になったものの、利便性の点から、現在までうきは市民の利用はございません。福岡県によりますと、県内の平成25年度実績は、病児対応型の施設が13カ所、病後児対応型の施設が16カ所で、合計29カ所の施設があります。政令市、中核市を除く県内57市町村のうち、病児・病後児保育が実施されているのは26団体、未実施が31団体となっております。

病児・病後児保育を実施するための主な要件としては、児童福祉施設最低基準により、看護師等の職員の配置人数と実施場所が決められております。この要件を満たすためには、最低でも看護師1名と保育士1名の配置と施設の整備が必要になり、実施に当たっては多額の予算を要するものとなっております。また、運営形態については、保育所が運営しているものが6カ所で、残

りの23カ所は、病院等が運営を行っている施設となっております。

仮にうきは市での運営を考えた場合、保育所運営では、職員確保の点から継続的な運営に不安がありますので、病院型を進めていかざるを得ないのではないかと思います。その場合、受託可能な医療機関が存在するか、利用者数に応じて補助基準額が定められていることから、実際にどれだけの利用があるかということが課題になってきます。多額の費用をかけて病児、病後児保育を行う場合、相当の利用が見込まれることが必要であります。実際の利用者数は予測が困難で、費用に見合う効果が得られるかどうかについては不透明と言わざるを得ません。

このようなことから、現在のところ、市内の医療機関で病児・病後児保育を実施する意向は見られません。病児・病後児保育の実施に当たっては、非常に困難な面が多々ありますが、議員を初め、皆様のお知恵もいただきながら検討できればと、このように思っているところであります。

4点目の御質問に、未満児保育に係る看護師資格職員配置についての御質問がありました。

現在うきは市では、御指摘のとおり、若葉保育園に看護師1名を配置しております。しかし、看護師を配置しなければならないという規定がないこともあり、これ以外の保育所では配置は行っておりません。若葉保育園におきましては、看護師を募集した際に応募がなく、看護師不在の時期が一時的に発生したことも過去にありました。また、看護師にとっては、医師もいない中で1人配置のため、精神的にも負担が大きくなる面もあるようでございます。このようなことから、看護師の配置を他の保育所にも拡大することは難しいものと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長、答弁。

○教育長（麻生 秀喜君） 2点目の少子化教育の必要性についての御質問ですが、人口減についての危機感を児童・生徒に持たせる教育につきましては、小学校では、文部科学省配布の道徳教材「私たちの道徳」で、命の大切さ、生まれたときの話を家の人に聞く、家族のためにできることはないか等を学習し、中学校の道徳では「社会に生きる一員として」を学びます。また、3日間の職場体験やキャリアモデルとの出会い体験学習で、生徒一人一人が自分のキャリアデザインを描いていくような学習に取り組んでいます。このような取り組みが、仕事、家族、子育てにつながっていくと考えています。

現在の少子化にはさまざまな原因があると思いますが、教育の現場では、生きるということ、キャリア教育を通じて家族を持つこと、子育て、夢を持つことの重要性を児童・生徒に伝えていきます。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 1番の人口減少問題は私の思いと同じで、やはり国に任せずに、自分たちの自治は自分たちで維持をしていくということ、このことが大変重要と私も考えております。まず、少子化が招く社会環境や経済の変化、将来の県、日本に及ぼす影響、親になること

の喜びや楽しみを持ちながら子育てをすることなどなどを伝え、父親になること、母親になること、教育の現場での正しい知識で十分に教えてこられなかったのではないかというようなことも少子化問題にはあるのではないかと考えております。自分たちの自治体は自分たちで守り育てる意気込みを持って、学校現場で少子化対策に対応した教育を正面から進めるべきと思い、学校への少子化教育の依頼もしたわけでございます。

先日、学校校長会研修会に出席をさせていただきました。我らの教育長、麻生教育長がこういうことを言われました。活性化で頑張る中に交流人口が一定人口に結びつかないと、教育に携わる者が何ができるか、教育の質を高め、将来ふるさとに戻りたい心を育み、子供たちが帰ってきてくれることを望んでいますというようなことを言われました。子供たちが存在しない社会は成り立たないわけでございます。そのことを思いまして、学校の現場の教職員の方にもお尋ねしましたら、先ほど教育長が言われるように、学校の現場でも少子化教育——生きるという教育は既になされておるそうでございますが、このたび文部科学省では、英語も義務化をしようというようなことに答申がなされている。また、道徳教育も推進、答申がなされているというようなことをこの間の校長会研修会でお聞きしましたので、道徳教育が入れば、もっとこの少子化問題の教育、あらゆる方面から子供たちと審議ができると思いますので、ぜひ力を入れてやっていただきたいと思うわけです。

若者が結婚しない理由とか子供を持っていない理由、それから産めない理由もいろいろあると思いますが、人口減少の中からはいろんな社会問題を伝えていくべきではなからうかと思えます。

福岡県の小川知事は、2011年4月に就任したとき、県民一人一人が福岡県に生まれてよかった、生活してよかったと実感できる県民幸福度日本一を目指しますということを言われております。でも、そのことは少子化対策なしでは進めないと考えております。未婚率が低く出生率が高いので幸福な家庭であるということで、未婚率が高く出生率が低ければ、幸福度日本一とは言えないと考えております。

もう一度、教育長にお願いでございます。もっと教育の現場で、もし道徳教育が推進されるようであれば、もっともっと力を入れて少子化対策の教育を行っていただきたいと思えます。このことは、今の対策ではなく、将来10年後、20年後のうきは市のあり方になるわけでございます。今の現状を対策すると同時に、将来に向けての対策も大変重要と考えるわけです。このことについて答弁をお願いいたします。もう一度お願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） 現在の教育制度改革の中で、議員御指摘のように、小・中学校での道徳の、いわゆる教科化といいますのは、道徳の授業は現在も行っておりますが、それをさらに評価等も含めたところで教科化が予定されております。

そういう中で、うきは市としても道德教育の充実については取り組んでまいりたいと考えておりますが、一方では、本年度から中学校のほうでキャリアモデルとの出会い体験学習を始めました。これは、職業の先輩方に20名おいでいただいて、そして子供たちは、その中から3つの職業を選択して、3つのサイクルでお話を聞いて回るということです。これをやって、そもそもの狙いは何かといいますと、やはり子供たちに、将来に向かって夢を持ってもらいたいということでございます。私は、将来に夢を持つ子供たちであれば、しっかりといろんな課題にも取り組んでいけると考えておりますので、そういう夢を持つ、そして自分のキャリアをしっかりと見詰める、そういう子供をつくっていきたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） ありがとうございます。

先日、NHKテレビで鹿児島県のある地域のことが放映されておりました。高齢者が4割になり、地元の高校、120名の定員に対して受験者が56名であると。地元を離れ、成績上位者から市外の高校へ受験して離れていくといったニュースがあっておりました。地元は大変危機を持って、大学に進む場合は行政が100万円の交付金を出し、高校の受験勉強においては、有名予備校の講師を雇い入れ、成績、学力向上のために全員の教師、教頭までが授業に力を注いでいるという、5年間5,000万円を市より投入しているということでもございました。

また私、ことし、藻谷浩介先生に依頼をかけ、副市長のお力添えで講演がありました。藻谷浩介先生の里山資本主義の本を読んでおりましたのに、藻谷先生がこのようなことを書かれております。「日本全体の合計特殊出生率は1.4を割り込んでおり、日本最低の東京では1.1という水準。この結果、足元では年間1.6の減少のペースで14歳以下の人口が減ってきている。このまま行けば、今後60年程度で日本から子供がいなくなってしまう状態だ。これを冗談と笑うことはできない。現に、過去35年間に日本で毎年生まれる子供は4割も減ってしまったという事実がある。抜本的な変化が起きて、何十年も進行してきた少子化の流れが変わらない限り、子供の消滅とまでは行かなくても、さらなる激減は確実に起きる。子供だけではなく生産年齢人口——15歳から64歳、1995年から2010年の15年間でも7%減っている。これがさらに今後50年の間でほぼ半減となることも、誰にもとめられない状況だ」と書かれております。

また藻谷先生は、「よく誤解されていることに、若い女性が働くと子供が減るのではなく、むしろ若い女性が働いていない地域ほど出生率が低く、夫婦とも正社員が当たり前の地方のほうが子供が生まれていることは統計上も明らかであります。もう少し定性的に言えば、通勤時間と労働時間が長く、保育所が足りずに、病気のときの病児・病後児保育のバックアップもなく、子供を産むと仕事を続けにくくなる地域ほど少子化が進んでいる。保育所が完備し、子育てに親世代

や社会の支援が厚く、子育て中の収入も確保しやすい地域ほど子供が生まれているのが現状です」と書かれております。うきは市では何が足りていないのか、できることからやっていく方向は必要と考えますが、そのことに対して、市長の御見解をお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 人口減少、さらには少子化対策の問題については、昨日も多くの議員から御指摘をいただいているところであります。重複するような回答になるかもしれませんが、非常に重要な課題だと認識をしております。

少子化の大きな原因として、やはり今、議員御指摘のように、仕事と子育ての両立の困難性、あるいは、特に若年世代の経済的不安定性が大きな要因だと、こういう指摘があります。そこでうきは市としては、ぜひともワークライフバランス——仕事と生活の両立をいろんな角度から検討させていただいて、まさに共稼ぎの皆さんが安心してお子さんを産んでいただけるような環境整備についてもしっかりと検討をしてまいりたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） ありがとうございます。

まず、できないではなく、努力をしていただくということが前提でございます。病児・病後児保育は医大のほうにあるのは知っておりますけれども、なかなか地元から遠いものですから利用が困難です。このことも御父兄のほうから希望として出ておりますので、一度保育所のほうでアンケート等をとっていただくなり、何なりの策をしていただけたら幸いと思っております。

そして、いろんな施設等の完備も必要ということではありますが、やっぱり病院等に、個人病院でも依頼をかけてみるとか、まずやってみなければわかりませんので、そういうことも挑戦していただけたら幸いと思っておりますが、医師会だけに依頼をするのではなくて、個人病院で、やっぱり先生の思いで、熱い思いがあらわれてやってみましょうというところもあるかもわかりませんので、一度依頼をかけていただくということとはできないか、質問です。答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） この病児・病後児保育については、先ほど私、答弁させていただいたように、仕事と子育ての両立を図る上で重要な課題だと、こういう基本認識はしっかり持たせていただいております。

先ほど答弁させていただいてますように、要は費用対効果というか、なかなか広域的な対応をしても利用者がいないとか、病院型でそういう意向がないという現実問題があります。したがって、今、議員指摘のように、いろんな市民のニーズ調査というか、ちょっと具体的にいつからやるというのはまだ持ち合わせてないんですが、いろんな機会を捉えて、そういう問題意識を持って、市民のニーズについてはしっかり把握をしていきたいと、このように考えているとこ

ろであります。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） どうぞよろしく願いいたします。

やっぱり市民のニーズを捉えていくということでも、一步前に出るということでもあります。そういう気持ちが大変大事ではなかろうかと思っておりますので、ぜひそのことはよろしく願いをいたします。

4番目の、看護師さんを置くということは義務づけられていないということでありました。でも御父兄の方は、やっぱりおられるだけでもちょっと安心感があるということでもありますので、看護師さん、退職後のベテランさんなんかがいらっしゃると思いますので、そういう方がおられたときには、機会があれば——子育てもベテランでありますので、入れていただくというような頭も持ち合わせていただけたら幸いと思いますが、それもちよっと回答をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） このことにつきましては、福祉事務所のほうから答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 今、上野議員さんのほうから御質問でございます。

今、保育所の実態というのが、実質、正規職員の占める割合というのが3割程度になっております。こういう関係で、いろいろ公募をしている中で応募者が少ないと。つまり嘱託のほうで雇用されるより、正規職員となったほうがいいということで、他の自治体の民間保育所のほうに行かれるというふうな状況が出ております。そういう関係で、看護師資格を持たれる方の公募をいたしても、その応募がないというふうな実態でございまして、そういうふうに配置をしていこうと思っても、なかなか難しい現状というのがありありと見えているところではあります。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 人材を確保する場合は、公募も大事でございますけれども、応募がない場合は、人づてで探すという方法も確実でございます。そういうことにも努力をさせていただいて、ぜひぜひ若いお母さん方からの希望がっておりますので、常に頭に置いていただいて、保育所運営が父兄側から見ても安心である、また保育所側から見ても安心である経営であられるよう、望んでおります。

それでは、次に入ります。

中小企業活性化対策についてでございます。近隣市町村とのつながりを持ち、ビジネスネットワークを立ち上げたらどうかということでございます。

市のほうも財政が非常に厳しいことは私も存じておりますので、置かれた場所でどうにか展開する方法はないかなと常日ごろ考えておりましたときに、このビジネスネットワークを考えたわ

けでございます。ビジネスネットワークとは、人と人のつながりによって商品の流通を発生させていく新しいスタイルの流通ネットワークです。

このことを思っておりましたときに、ひょっこりうちにおいでになりましたお客さんが非常にはつらつとしておりますので、今、何をやってると聞いたところ、アメリカのコンサルビジネスのBNIというコンサルがこのネットワークをして、今、日本のほうに入ってきていると、去年ぐらいから入ってきているという話を聞きました。そのアメリカからのスタイルのネットワークは、マンツーマン情報で会議が週1あって交換情報があり、業種が二重にならないように会員制をとっていると。そして、同じ業種が重ならないようにということで、最高50人ぐらいまでになりますが、自分の仕事をプレゼンテーションし、アピールし、このことによって年間3倍の売り上げアップにつながり、カルチャーショックを受けたというようなことでもございました。

その方は現場監督をされている女性の方であります。それで、いろんな方が入ってくるから、人の財産をたくさん持っていますと。この財産があれば、一生私はどうにでもビジネス展開ができるというようなことでもありましたが、人というのが財産ということは私も常日ごろ思っておることでもあります。

私の思うビジネスネットワークは、人が動く、人の財産がつく、信頼関係のビジネスである、お互いの仕事力が生かされる。それから、口コミマーケティングであるギバズゲイン——与える者は与えられる。人を集め、動かす。短期間でビジネスの輪が広がり、私辞書「掛け算式ビジネス」といいますが、そういうものが生まれるというのがこのネットワークと思っておりますが、こういうものを立ち上げ、結局、新しい事業を起こすということも大事です。ところが、今ある事業を非常に活性化させて、市の活性化につなげるということも大事であります。このビジネスネットワーク、資本が要るわけでもなし、今ある事業所をよりよく活性化させていくということでもあります。この考えに対して行政の答弁をお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、中小企業活性化対策について、近隣市町村とのビジネスネットワークについて御提案をいただきました。

中小企業の活性化を支援するために、国・県等のさまざまな補助事業に係る情報を得るためのシステムとして、昨日、櫛川議員への答弁のときにも申し上げましたが、経済産業省がミラサポを整備しております。このようなサイトを利用し、起業化や中小企業の経営革新等に結びつく事業情報を民間ベースで積極的に収集し、活用できるようにすることが重要であると考えております。

このようなことから、うきは市におきましては、本年2回にわたって九州経済産業局の担当をお招きし、市の職員や商工会職員を中心として、ミラサポの研修会を実施したところであります。

今後は、この情報システムをうまく活用し、中小企業の活性化に結びつけていきたいと思っております。

また、うきは市では、1カ月に1回、情報市場を開催し、新たに起業を考える人や新規事業に取り組みたいと考える事業所に対して、情報交換の場を提供しているところであります。今後は、この情報市場の枠組みを広げ、近隣市町村にも呼びかけを行うなど、より広域的な事業展開についても検討していきたいと考えております。

さらに平成27年度には、中小企業の活性化を図るための対策として、地域おこし協力隊を商工業部門に1名配置したいと考えております。さきに申し上げましたように、経済産業省の情報発信システムであるミラサポをいかに上手に活用することが、今後ますます重要となってまいります。うきは市としては、地域おこし協力隊にミラサポを有効に活用してもらうとともに、商工会との連携を密にして、中小企業の経営指導や支援を行う体制の強化を図ってまいりたいと考えております。こうした取り組みを行う中で、近隣市町村とのビジネスネットワーク等の構築についても検討していきたいと、そのように思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） ありがとうございます。

まず家庭で、お父さんの収入を家族が使い回しても、外から入ってこなければ豊かにはならない。うきは市も同じです。外から持ってこなくては、うきは市も豊かにならない。そのことを常に思っております。パソコンとかパンフレットは手段でありまして、人がどう動きますかということ。活性化ということは、人がどう動きますかということであると私は思っております。そのことを常に思います。

今、市長が言われましたミラサポですか。こういうものでしっかりと市外の方とも交流をとりながら、いつでもこのビジネスネットワークというのは、ビジネスネットワークという言葉でなくても、市外の方と通じてしっかりとビジネスが共有できるということはビジネスネットワークでございますので、そういうことをしっかりとやっていただきたいと思うわけです。うきは市だけでなく近隣市町村を巻き込みながら、賢いやり方と思います。少しでも多くの人々を動かし、与えながら、お互いを生かしていくビジネス、このことをしっかりと集中してやっていただきたいと思うわけです。

どうしても新しい事業が活性化というふうに目を向けがちですが、今ある事業のこともしっかりと充実させていくということ、このことが大事であります。このことは、やはりどんなにIT機器が盛んであっても、手まめ、口まめ、足まめであるということ、これが成功の秘訣であると思っております。

そして、動き始めたらすごい勢いで動くわけですね。倍、倍、掛け算式のビジネスになりま

すので。例えば、1足す1は2、1掛け1は1です。ここでは負けております。でも、2足す2は4、二二が四で、ここでは同じ立場に來ました。3足す3は6、3掛け3は三三が九、ここで掛け算式で勝っていきます。9足す9は18、九九、八十一、どんどん勝っていきます。こんなビジネス展開をしていくということが大変重要ではなかろうかと思っております。こういうビジネスをしっかりブランド推進係、農林・商工観光課、しっかり挑戦していただきたいと思いたすがいかがでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の件については、副市長より答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 副市長。

○副市長（吉岡 慎一君） 今、御質問いただいた件ですけれども、やはり地域の中でいろんな動きをつくっていくということが非常に重要だと思います。

今、上野議員、人がどう動くかというところが非常に大切だというような話をされました。市長の答弁の中でも、地域おこし協力隊も入れていろいろ動きをつくっていきたく。これはまさに地域の中でいろんな人が動く、外の価値観を持った人が入って新たな動きをつくっていくという中で、うきはの中で新たな動きをいろいろつくっていく。その中でさまざまな事業ができて、そして、それが拡大していくと、そういう仕組みをつくっていければというふうに考えておりますので、引き続き、さまざまな観点から考えて、そして、うきはの中での事業の展開、掛け算の事業展開というものに対応を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） やはり人材を動かしていったり育成していく中で、行政ではわからない部分とかありましたら、私たち15人、すばらしい議員がいらっしゃいます。議員さんにも依頼をかけたりにして、うきはの活性化に対する気持ちは同じでございます。うきはがよくなればいいことでもありますので、しっかりとそういうほうにも目を向けて頑張っていたいただきたいと思います。

それでは3番の、五葎野菜のまちづくりを推進したらどうかという質問でございます。

私は最近、小塩などいろんなところに、高齢者のお宅にお伺いを何軒かいたしました。その折に、お勝手口の周りや庭先にニラとかネギなどをたくさん植えてあるのをよく見かけます。そして、小塩なんかでは、独居暮らしのお年寄りの方なんか、非常に階段を上がっていったのおうちとかが多いわけですね、平地ではなくて。でも、86歳、87歳のおばあちゃんが、どうしてか、ひとり暮らしの御主人を早く亡くした女性が長生きをしてありますね。女性の方が何人もいらっしゃって、おばあちゃん、足とか腰はどうもないんですかと言うと、今のところどうもありません。

んと言って、20段ぐらい階段を上がって、毎日朝昼晩、やっぱり上らなくては家に帰れませんので上ってあるわけです。このニラとかネギとかが非常に体にいいのかなと思って、いろいろ調べて、この一般質問に至ったわけです。

家の周りや庭先近くの畑に五葎——ネギ、ニラ、ラッキョウ、ニンニク、アサツキなどを植えて健康を維持するまちづくりを進めてみてはどうかという質問でございます。

一口で言えば、癖のある野菜、においがある癖がある野菜、とても体が元気の出る野菜ですね。そういうものを日々植えて、それをいただき、日々健康に気をつけていくことはどうでしょうかという質問でございます。

五葎野菜というのはちょっと癖がありますので虫がつきにくく、また、1回植えとけば消えることなく、とればまた葉が出てくるという非常に手の要らない野菜であります。このことを進めてみてはどうだろうかという質問ですが、この五葎ということについては、刺激の強いにおい、また強い香料のことで、仏教の修行者の人たちは、精神修行の折に妨げになるので食べたらいけない。修行の妨げになるから食べたらいけないというようなことで、それだけ元気の出る野菜ということだそうです。和尚様たちは、禁葎食というようなことを言われてあったそうです。そんなに体にいい野菜であるということで五葎ということですよ。

この五葎は、先ほどから申しましたように、ニンニク、ニラ、ネギ、ラッキョウ、アサツキ——アサツキは、田舎のほうではあぜ道なんかにはたくさんとれると思います。熊本では、ある旅館がアサツキのおみそ汁をお客様に出すことによって、非常に喜ばれて、お客さんが多くなったという例も聞いております。こういうものでございますが、これを推進したらどうかという質問です。答弁をいただきたいとは思いますが、もうちょっと述べさせていただきます。

ニンニクは、健康と疲労回復、滋養強壮、薬用効果成分があり、臭い成分がアリシン、香辛野菜で、ビタミン、カリウム、食物繊維、機能物質と呼ばれる成分があり、ビタミンB₁の効果を高める。また、含まれるスコルジニン、体内の栄養素を燃焼させエネルギーに変えるということで、とても体にいいということです。ニラは、9世紀から10世紀ごろに北海道とか東北の寒い地方で体が温まり精力がつくからということで植えられたものだそうです。切れば新しい芽がしっかり出てきまして、絶えることがございません。また、ネギは中国から渡ってきたと言われております。血行をよくし血糖値を下げる、血糖の予防になるということでもあります。ビタミンA、Cが多く含まれている。ラッキョウはネギ科で、アリシンが多く含まれ、ビタミンB₂の活性化をするということです。利尿効果、発汗作用があるということで、夏ばて防止だということです。またアサツキは、早春雪の下にも出るということで、東北地方で野草のネギだそうです。非常に山形県の伝統野菜で風邪の予防になり、しゃきしゃき感や特有のにおいが、健康志向や食の多様化から人気が高くなってきているということでもあります。

このことから、うきは市は定期健康診断をきっちりとやられており、市民の方々も健康意識がとて強いのはわかっております。また、アリーナのロコモ健康教室にも力を入れておりますが、このことにも増して、「五葷野菜でいつも元気」というようなフレーズでも何でもよろしいですが、この推進をやってみないかという提案でございますが、いかがでしょうか。答弁をよろしくお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 五葷のまちづくりの推進について、五葷を植えて健康づくりを進めたらどうかという御質問をいただきました。

五葷とは、議員御指摘のように、臭気の強い5種類の野菜と、このように私も承知をしております。これらの野菜類は、独特の香りや辛みがあり、癖が強いのですが、人の体を温めたりするなどの効用もあり、薬用として重宝がられている反面、その癖の強さから、逆に体に悪いので食べないほうがよいという考え方もあるようでございます。

野菜につきましては、健康な体を維持するためには不可欠であることは論をまたないと思えます。近年、野菜を食べない傾向が強くなり、やはり健康には野菜を多く食していただきたいと考えており、うきは市としても、うきは市の野菜づくりを推進するとともに、うきは市のおいしい野菜を大いに宣伝していきたいと、このように考えているところであります。議員御指摘の五葷と呼ばれる野菜類も含めて、うきは市民が健康のために野菜を多く食べていただき、元気で過ごせるよう、うきは市の野菜づくりを積極的に進めていきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） ありがとうございます。五葷に限らず、野菜は全て健康によいものであります。五葷も含め、皆様に愛用していただくということで、どこかの頭の隅に置いていただけたら幸いと思えます。

まだ11分ほどありますが、いろいろと答弁をいただきました。

保育所の病児・病後児保育につきましては、アンケートなりをとって少し前向きに、できないの問題ではなく、対応をしていただくということでありますし、ビジネスネットワークは、違う形からでもネットワークにつながるわけございますので、今ある事業を活性化する。そして、他市とのつながりを持ちながら、多くうきは市が羽ばたいていくということをイメージしながら頑張っていたいただきたいと思います。

また、野菜につきましては、五葷野菜の推進を「早寝、早起き、朝御飯」と同時に進めていただきたいと思いましたが、頭のどこかの隅に置いて、しっかりと市民の健康維持にどうにか行政のほうで考えていただければいいと思えます。

これで、少し早目ですけど質問を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） これで、6番、上野恭子議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） それでは、次の質問に入る前ですが、江藤議員より一般質問の説明資料として資料の配付の申し出があり、会議規則第100条の規定により許可しましたので、お手元に配付をしております。よろしくお願ひします。

それでは、次に、7番、江藤芳光議員の発言を許可します。7番、江藤芳光議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それでは、質問に入らせていただきたいと思ひます。3つのテーマを設定いたしてあります。

まずは、水問題の総括及び上水道の事業について、それから、防災体制の整備強化、3つ目が農業問題を捉えてあります。

じゃあ、早速、1つのテーマであります水問題の総括について質問をいたしたいと思ひます。

去る8月31日に開催されました上水道シンポジウム、これは市長の見事な説明、弁舌によって、水問題は終わった、次は上水道事業だという流れに変わってきておるような感じがいたしてあります。私としては、昭和57年から先般視察調査でお世話になりました福岡県南広域水道企業団とのかかわりに長年ありまして、その当時から、将来は合所ダムを水源とした、うきはの上水道を整備すると。そしてなおかつ、たびたび議論されます覚書と確認書についても、これも早い時期から身近にかかわってきたというか、聞いてまいったところでございます。

しかしながら、議員となりまして、この計画どころか考え方が根本的にひっくり返っていると。いつの間にこんなうきはが不利益をこうむる事態になったのか、うきは市は本当に大丈夫なのか、正直心配をいたしてあります。今回は新たな事実をもとに、将来のうきは市に禍根を残さないために、市長に再確認の意味でお尋ねをしていきたいというふうに思っております。

議長から先ほど紹介いただきました、お手元に資料配付をいたしてあります。新しい議員さんもいらっしゃいますので、違った視点から御確認をいただければというふうに思っております。

それでは、質問に入ります。

ただし、今回は、市長と細かいやりとりをするつもりはありません。これまでの重複は避けて、要点のみ御答弁をいただければというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げたいと思ひます。

それでは、4つの項目を上げてあります。

1点目、市長は、水の貸し借りはできない、覚書は河川法に根拠のない任意の紳士協定、さらには、覚書の効力は平成6年に消滅したと繰り返し答弁をしておりますけれども、覚書を締結するに至った当時の事情及び政治的な背景など、その事実を検証した上での結論としていらっしゃるのかどうか、これが1点であります。

2点目は、市長はこれまでの経緯を受け継ぎ、また河川行政理論をもって、上水道の水源は小石原川ダムでしかないという市民の説得に懸命であります。2つの清流ダムを有するうきは市にとって、この水源こそが将来の振興財源となす政治的な発想や創造はなかったのかどうか。

3点目、広報に、うきは市の上水道の水源は地下水で賄うとして次期水源への参加を断ったとありますが、それは事実なのか。それがなぜ小石原川ダムに水源を求めるようなことになったのか。

4点目、市長は、このまま小石原川ダムを水源に福岡県南広域水道企業団に加入して上水道整備を進める考えなのか。今後、少子高齢化、人口減少問題がますます深刻化して、下水道事業経営でさえ困窮する財政事情からして、市長は、いずれ将来やめたとしても、将来のうきは市に責任を持てるのかどうか、この4点についてお尋ねをしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、水問題の総括及び上水道事業について4つの御質問をいただきました。

まず1点目が、覚書についての御質問でございますが、昭和50年の覚書に係る質問については、覚書の締結当時から今日までの筑後川水系ダム開発に至る経緯を慎重に検証し、河川法などの関係法令を確認した上で答弁をいたしております。繰り返しになりますけれども、覚書は、旧浮羽郡3町と福岡地区水道企業団の当事者間で取り交わしており、河川法の規定された手続を介してないことから、それ自体に法的根拠がないため、紳士協定と表現しているものであります。

平成6年ごろに覚書の趣旨、考え方は消滅したと答弁してきたことにつきましても、当時、旧浮羽郡3町は、上水道整備計画を策定しておらず、上水道事業実施の意思表示もしなかったために、配分水量は全て正式に手続を行った福岡地区水道企業団へ配分されており、その事実を検証して答弁をしているものでございます。

2点目の御質問が、水源についての御質問でございますが、合所ダム及び藤波ダムについては、所在地はうきは市でございますが、御承知のとおり、両ダムとも、うきは市は利水者や管理者ではございません。合所ダムの利水者は、耳納山麓土地改良区、福岡地区水道企業団及び福岡県南広域水道企業団でございます。

うきは市では、旧町時代より、地下水の汚染や水位低下等を懸念して上水道整備の必要性が議論されてまいりました。平成14年に旧町で全員協議会に諮り、筑後川水系最後のダムである小石原川ダムに水利権を得るために、ダム利水者として参画することを決定いたしております。平成22年度には、上水道事業について、小石原川ダムを水源に福岡県南広域水道企業団へ加入する場合と、合所ダムを水源にうきは市単独で上水道事業を行う場合の事業費、維持管理費の試算をし、比較検討を行った結果、小石原川ダムを水源に福岡県南広域水道企業団へ加入するほうが

事業費、維持管理費とも安価となる結果が出ております。市としましては、試算の結果やこれまでの経緯を踏まえ、確実に安定的な供給体制等を考慮し、小石原川ダムに参加することで進めているところであります。

藤波ダムにつきましては、治水ダムとして建設されておりますので、水道用水の水源に利用することはできません。ただし、平成24年度に福岡県において、治水ダムの放流水を活用した小水力発電の可能性について調査が実施された結果、藤波ダムを含む4つのダムで採算が見込まれるとの結果が出ております。うきは市は、水力による再生可能エネルギー導入の好機と捉え、事業主体となり、藤波ダムの河川維持放流水を活用した小水力発電事業の実現に向けて事業を開始しているところであります。

3点目が、広報紙に掲載された記事についての御質問でございますが、議員の指摘される箇所は、平成20年7月15日号のうきは市の水道用水問題についての質問形式の部分であると理解してお答えをいたしますが、そこで述べておりますのは、大山ダムが新たに開発されることになり、県より利水調整の照会があった平成6年から同ダムの利水者が決定された平成12年までの状況に基づくものでございます。当時は、旧浮羽郡3町ともに上水道計画を策定しておらず、上水道を行うとしても、水源を地下水以外に考えていない時代でございましたので、上水道の水源は地下水が前提となっていたものと認識をしております。その後、3町は、小石原川ダムが開発されるに当たり、筑後川流域最後のダムとなるために、上水道の整備方針を固める必要がある中で、浮羽郡上水道基本計画を策定することとなり、水源を地下水または小石原川ダムとすることで両案を検討した結果、小石原川ダムを水源とし、福岡県南広域水道企業団へ加入する案が比較して安価であるという結果になったものと承知をしております。

4点目が、小石原川ダムを水源に上水道整備を進める考えなのかという御質問でございますが、このことにつきましては、これまでもたびたび申し上げてきたところでありますが、議員御承知のように、うきは市は、小石原川ダムの開発に当たり、平成17年に費用負担及び事業実施計画についての同意を全員協議会の議員に報告し、負担同意について水資源機構へ回答し現在に至っております。うきは市と福岡県南広域水道企業団が小石原川ダムの新規水道用水の利水者として、現在、ダム建設が進んでいることや、福岡県によって策定された筑後地域広域的水道整備計画書との関係など、今後、整理すべき点が多々ございますが、うきは市の将来のためにも、上水道事業を進めていくことは大変重要なことであり、私も重大な決意を持って議員の皆様とともに慎重に判断していきたいと考えております。

これまでも申し上げてまいりましたように、私は市民の皆様を対象にアンケートを行う予定であります。下水道事業を浮羽町時代に開始した際にも、住民の皆様アンケートを行い、事業計画を検討した経緯もございます。できるだけ早い時期にアンケートを実施し、上水道を具現化し

ていく上での検討材料の1つとさせていただきたいと考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） そのことに、今、御答弁のいただいたことには、もう十二分に承知をいたしております。

先ほど申し上げたとおりに、8月31日のシンポジウムでも、ほとんどの住民の方——議員さんも含めてですけれども、これでもう、決着したという思いであるということは私もそういう感じを受けております。ただ、ぜひお尋ねしたいのは、市長がおっしゃる、シンポジウムで見事に説明をしていく、これはもう、そうだと。私のすごい弁舌の巧みな男と一緒に聞きましたけど、これじゃあ、とても市長には対応できんじやろうという話もあったぐらい、それは私も恐れ入りました。

しかし、ぜひお尋ねしたい、福岡県南広域水道企業団とのかかわりの中で生きてきた人間の1人として、ぜひ根本のところをぜひ、うきはの将来のために確認しておきたいというのがきょうの趣旨でございますので、まずは皆さんにちょっと御紹介をしたいと思えます。

実は、この覚書ですね。お手元に、1ページと裏の2ページは覚書と確認書、これは皆さんも何回もお配りしてますからおわかりのとおりです。この覚書の締結に直接かかわってこられたのが、浮羽町朝田在住の矢野正道さんという方です。この方は昭和46年、今から約40年前、久留米広域市町村圏の設立によって3つの事業が創設されました。市長も御存じのとおりだと思います。1つの事業が私のおりました広域消防、それから福岡県南広域水道企業団——今は県南、当時は久留米地区広域水道企業団でした。もう一つは情報センター——もう、これは解散いたしております。この3つを創設されたのが矢野正道さんでございます、現在93歳でございますが、健在です。この矢野さんと私は約40年間、今なおこの行政手法と哲学を学びながら、それを基本として議会活動に取り組んでおるところでもございます。

この矢野さんが創設した福岡県南広域水道企業団は、計画当初から久留米市を含む2市4町、この事業立ち上げについては、人・物・金は一切出さないという条件でゼロから立ち上げた事業であります。結果的には、大牟田導水・三井水道企業団の創設、その独創的な経営手段によって、当時の厚生省を初め、全国水道にその名をはせた方であります。実はその当時、私も資料は前々からもらっておりましたので、これは、ゼロから人・物・金は出さないという大変な事業が評価されまして、これは水道の専門の専用のものでございますけれども、昭和63年9月29日の業界の新聞です。このことが大変な評価がなされて、当時の厚生省からなされているところであります。

そういう方でございます。

もう一つは、これをちょっと本、持ってきたんですけど、これは当時の久留米広域水道企業団の15年誌です。これ、いただいておりました。その中に、市長の話とかみ合うかどうかわかり

ませんが、この中に浮羽3町上水道の供給事業ということで、吉井、田主丸、浮羽全域のうち、中山間地を除く給水人口4万6,000人、計画1日最大給水量を1万8,000トンとして、水源を隈上川合所ダムに求め、取水、給水設備を整備するということがここに明記されております。当時はそのことをしっかり聞いてきました。これは後でござんいただければと思います。そういうことで、水道事業だけじゃなくて、広域行政事業にしっかり取り組んだ矢野さんという方が朝田に在住しております。

この当時の話ですけども、問題となって久しい合所ダム建設の同意条件として、浮羽郡3町が確保した将来の水道水源9,200トン、1日ですね。当時、水不足でせっぱ詰まっていた福岡地区水道企業団に水を供給するための事前交渉から覚書と確認書の締結に、浮羽郡町長会長であった故大石信吉井町長——いわゆる地下足袋町長に請われて立ち会ったのが、この矢野正道さんであります。まさに生き証人であります。矢野さんは、福岡県南広域水道企業団創設在任中から、合所の水でうきはの水道はつくるのが生涯最後の仕事だと、今もなお語っておられるところでもありますけども、そこでたびたびお会いしながらお聞きした話を申し上げておきたいと思えます。

福岡に水を貸すことになった当時の事情は、慢性の水不足でせっぱ詰まっている福岡を助けようということで、田主丸町出身の九州電力会長だった瓦林潔さんが仲介し、亀井県知事主導のもと、衛生部——名前がありますけども友野局長、環境整備局です。局長ですけども、が一体となって懸命に取り組んだと。この覚書は、あくまでも福岡の水不足を助ける目的で交わしたものであって、高木市長が言うような河川法云々など全く関係なく、お互いの信頼関係で結んだ約束事を書面化したにすぎない。だから、覚書をどう扱おうが、勝手に解釈してはならない。使用期間が過ぎたら返すのが約束だと前々から同じことを繰り返し聞いております。これは前回にも申し上げたとおりです。

そういうことで、矢野さんの紹介をいたしましたけども、もう一人、御紹介したい方がいらっしゃいます。お尋ねしたいと思えます。市長は、小江信二さんという方を御存じでしょうか。お尋ねいたしたいと思えます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） ちょっと承知をしておりません。

○議長（岩佐 達郎君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） はい、わかりました。小江信二さんをちょっと御紹介したいと思います。

皆さんにお配りしているこの覚書と確認書、1枚目の表と裏、これを起草した方が小江信二さんです。福岡県庁にお勤めでございまして、この立会人であります——一番下ですね、公印が

押してある、友野さんの直属の部下です。この覚書と確認書を亀井県知事の指示のもとで作成した方がこの方です。住所も電話番号もようやく探し当てて、やっと先月12日に御本人と直接お話しする機会がありました。もう、記録したとおりを今から読み上げます。

今、私が申しあげました、「今、うきは市は上水道整備の水源問題で住民との対立があります。市は既に合所ダムの権利はないとして、水源を建設予定の小石原川ダムに参画し、県南広域水道企業団に加入することで計画が進んでおります。住民は、覚書を根拠として合所ダムの水源返還を求めています、市長は河川法を根拠として、水の貸し借りはできない、覚書は河川法に根拠のない任意の紳士協定だとしております。小江さんは、この覚書を起草した方だとお聞きしましたので、当時の事情をお聞かせください」。小江さん、「当時は福岡の水不足対策が課題でした。知事が政治的に動いたのは確かです。この覚書を法律とか理論的に捉えるならばそうかもしれませんが、当時は福岡を何とかせにゃならんという切迫した状況であって、河川法云々ではなく、どうかして福岡を助けようと、覚書は苦肉の策として交わしたものです。当時のことを知っている人は、矢野さんと私だけかもしれません」。

以上です。これがもう、生の声です。

それを皆さんに御承知いただいた上で、ぜひ御理解いただきたいんですが、2枚目の市長がメモだ、メモだとおっしゃっている2枚目3ページですね。浮羽郡3町分の借用水に関する考え方について。この解釈は、この覚書、確認書をそのままわかりやすく解説したものです。これは会議の資料ということですが、ここにあります。福岡地区水道企業団の企業長である一丸さんという方が決裁してますんで。そして、これをファクスで旧自治会館、浮羽郡の町長会長のほうに送達されております。私の行政法の見解からして——行政法をちょっと調べてみましたが、これは市長、メモじゃないでしょう。れっきとした意思決定がなされたものが送られて、しかるべきところに到達している。受理されております。だから、何でこういうものを市長は、うきはの不利益になる方向ばかりに持っていくのかというのが大きな疑問の1つでもあります、それは別としまして、そういうことであります。

それで、ぜひ市長にお聞きしたいんですが、これも、絶対お聞きしたい。お二人は覚書締結の生き証人でございますから間違いありません。そして、この覚書を策定した中心のお二人です。これを見まして、法の原則と秩序からしても、この2人の証言は正しいと感じます。何より県知事が政治的な配慮をして作成し、締結を主導した。これが紳士協定とか、水の貸し借りはできないとか、平成6年に権利は消えたとか、そういう解釈が、40年過ぎて法律の原則として、これは正当な改正をするとか廃止をせん限りは、この当時の思想は生き続けるんです。憲法第9条の問題は別としましてですね。これを、勝手に解釈を変えることが市長としてできるのかできないのか。そこをしかるべき、これが一番うきはの今後の岐路に立つ大きな問題だと思います

が、市長として——市長だけじゃない、継続してきたものを検証して答弁されているんですけども、シンポジウムのおきでも市長はもう、見事にその話をした。ただ、私は聞きながら、根底がおかしいんだから、見事に理論的に話すんだけど、ほとんどの人はわからんから、みんなそうでしょう、そうでしょうになってしまう。市長、これを、勝手に解釈を変えることができるのかどうか、お答えをいただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 私が2年前に市長に就任をさせていただいた後に、この水問題が大きな市の行政課題でありましたので、就任直後からいろいろ勉強させていただき、いろんな機関に当たって、そして議会答弁をずっとさせていただいております。

先ほどの福岡地区を救うという話でございますが、以前、議会で答弁させていただいたように、そこは私も承知をさせていただいているところなんですけれども、もともと合所ダムというのは農業用水オンリーダム、かんがい排水事業として取り組んだダムでありまして、そこに基本的に厚生労働省というか、上水道の水利が入るのはまれなケースであります。当然、そこは地元が動かないと所管をします農林水産省がやっぱり動かなかったというような話があつて、いろんな政治的な駆け引きがあつたのではないかと、これは推測をしておりますし。

また当時、昭和50年に完成しました江川ダム、それから、昭和52年に完成しました寺内ダム、ちょうどその完成を間近に控えていた時期でもあります。御案内かもしれませんが、江川、寺内ダムの水利調整は相当苦労されたというふうに聞いております。なぜならば福岡市——筑後川から行けば全然、流域外である福岡市を中心にいろんな団体——地元も含めて、いろんな団体が水利に参画表明をして、とてもじゃないけれども需要と供給が合わないということで、どう水利者を調整するかという話が非常に大きな課題になったということも承知してまして、そして流域外ということになりますと、当然、筑後川の最終末端は有明海であります。有明海の漁連との関連もありまして、非常に流域外と、この漁連の問題というのは大きな政治課題であつたと。そういう中に、うきはのほうに話があつて、いろいろ政治的に動かされたという話は十二分に承知をしております。

もともと浮羽3町は、一番いいパターンは、その覚書の有効というか、結局、浮羽3町が水事業を必要とするときに返していただくというような、それが一番理想的な判断ではなかったかと、このように思います。しかし、残念ながら昭和50年7月に締結された覚書は、議員御指摘のように2つの項目、水利権許可の10年、それから次期水源という2つの期限が切られて、この覚書というのが締結されました。それは当初の思いとかなりかけ離れたものになったのかもしれませんが、そういう期限が切られた中で、今、再三答弁させていただいているのは、期限が来てたことによって覚書の有効性というのがなくなっているということを再三御説明しているこ

とを御理解いただければと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） できるだけ、この問題は、冒頭申し上げたとおり理屈合戦をするつもりはありません。

最後に資料の5ページ、今回初めて皆さんにお手元にお配りしております。

これは平成14年、市長は平成6年に大山ダムの水配分の確定によって覚書の効力は消滅したんだということを今もおっしゃいました。ところが2段目を見てください。枠の中の2段目、「大山ダムで解決しておかないと覚書は反故となる」。この福岡地区水道企業団と県の見解で、「平成7年の合意があり、覚書の効力は大山ダムでは切れないと理解している」ということに明記されておりますが、市長はこれを、先ほどの話と全く違いますが、その辺をどう御説明なさるのか。これは前も質問があつて、初めて資料が出されたから、「資料を出してください。でない」と回答のしようがありません」というのは大越議員のときだったと思うんですが、だからあえて、まだほかにもあります。

この見解と一緒に、ちょっとそこにも置いてますけど、相当の議事録を私はいただいて持つてるんですよ。これを読むと、福岡は返す水がない。本音をたどると、水は返したくない。福岡は今から都市化を、市民の水がどうでもなからないかん。

ところが、筑後川総合開発という開発計画の中の閣議決定の中で、筑後川の水というのは流域優先というのが大原則でうたってます。今、筑後川から、合所も大山もそうですけれども、江川、寺内、どれだけの水を福岡に持って行って、そのために何で水の生産者である流域優先のうきはが犠牲になって、皆さんがこれはもう、仕方ない、仕方ないち、何でそういうふうな事態になっていくのか。ここでこそ市長は、河川行政に詳しいなら、政治力をもって何とかするのが市長の仕事だと思うんですよ。ところが、皆さんを諦めさせる方向ばかりに一生懸命シンポジウムの話が聞こえて仕方ないんですよ。皆さんもそうだそうだになってしまう。それは見事ですよ。ところが、これはわかる人間からしたら大変なことをなさっているというふうに感じませんか。福岡は、水は返したくないですよ。だから、お二人が、生き証人が、これはそういうことじゃなくして、瓦林さんと亀井さんがうきはに、水を使ってないなら福岡にお貸ししましょうという政治的な配慮で、苦肉の策としてこのあれができたんだけど、勝手に解釈して、うきはが非常に不利益をこうむるような事態に、これは福岡がそういうふうにならなくて、足元を見られてしまったんじゃないかというふう思うんですよ。

だから、先ほどの浮羽郡3町借用水に関するあれについても、これは市長からすれば、18億円要求したら、この文書で、水で返しますよというのはこの文書ですよ。そういうものは最大の武器であるはずなのに、否定、否定して、メモですよ、メモですよ。うきはにとって不利な方

向ばかりに市長は行こうとしている。どうも、過去を知る人間からすると、大体何なのかと。国土交通省の理論でもって、この見解を出して、正しい云々じゃなくして、先ほど言うたとおりに、これは政治的な配慮のもとに、福岡が困っているからうきはの水を貸そうと思って、使用期間が終わったらお返しという約束ということを確認に生き証人はおっしゃっている。しかし、市長は平成6年に効力は切れましたが、この極端な真逆の解決ってどうなんですかね。

お二人にぜひお会いなさって、市長はどうも矢野さんを避けているようにしか見えません。いろいろ聞きました。ちゃんとうきはの利益等話してください。そして市長が正しいなら、しっかりと説明してください。市長の地元の朝田の人たちは、矢野さんの生の声を聞いているから、皆さん一生懸命になってるんですよ。市長が正しい、これは仕方ないと言うなら、中に飛び込んでいってちゃんと説得せんと、この問題終わらんですよ。それだけはぜひお願いしたいと思います。このまま突っ走って行って、アンケートをとるどうという以前の問題として、最後にもう、時間が来ましたので、ぜひアンケートをとるまでに、矢野さんとこの小江信二さんと、連絡先、住所も教えますからお会いして、そしてそれをきちっと整理をしてから、この上水道整備に全力を挙げていきましょう。それは協力します。でないと、こういうものを、大事なものを積み残したまま、市長の思いの理論だけでは、これじゃもう、一生、生涯、禍根を残すというふうに思いますんで、これはぜひお願いを申し上げて、御発言いただけますか。よろしく申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 繰り返してございますが、私の思いだけで答弁をさせていただいているものではなくて、就任直後からいろんな機関にいろいろ当たりながら、しっかりした形で答弁をさせていただいていることを御理解いただきたいと思います。

また、矢野さんのお話が再三出ておられますが、以前にも議員から御指摘をいただきました。その後、私、矢野さんともお会いをいたしました。そういうこともございます。そして、この平成14年のこの協議の——私どもメモと申し上げているんですが、このお話が出ました。

基本的に振り返りますと、平成6年1月に、大山ダムの利水者調整である福岡県から浮羽3町のほうに大山ダムの利水の配分原案が来ました。その中に、50年の覚書に基づいて9,200トン、福岡地区水道企業団にきちんと含ませてるよという通知が来たもので、県のほうから、ぜひ覚書の精神に基づいて上水道計画を立てなさいということで指導があったんですが、それを立てなかったと。そこで大山ダムへの参画表明がなかったもので切れたというふうに申し上げます。

技術的には平成6年にたたき台が来て、大体ずっと調整をして、平成11年にきちんとした法的な水の配分決定がなされ、最終的には平成12年の1月に実施計画が定まると、こういう時間軸があります。当然この間、この覚書に基づいて上水道計画を上げなかったということになりま

すと、推測ですが、当時の浮羽郡3町は、じゃあ、この覚書をどうするのかと。どう延長に持っていくのかというふうに相当議論があったのではないかと推測されますが、結果としては、この覚書の延長というのが一切成り立たず今日まで来てると、こういうことで解釈をしているところでもあります。

○議長（岩佐 達郎君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） あと4分で終わりたいと思いますが、矢野さんとお会いなされたということですが、お会いされただけで、その内容の話は一切なかったというふうに聞いております。

それから今、先ほどの平成14年の会議で、大山ダムでは覚書の効力が切れないというふうに明記してます。その辺も——ちょっと待ってください。前回私は、きょう、前回の一般質問を、迷いながら市長に2人でじっくり話そうということでしたけれども、完全に無視されました。御都合が悪かったのか、悪かったら悪かったで御連絡いただければよかったですけど、市長との信頼関係というのは、私、市長だけじゃなくして、この返事が来ないと、私も何を信用していいかという思いになりますから、きょうはあえてこの問題を捉えました。これはまた後日話して、この問題については後がありますので終わらせていただきたいと思います。じゃあ、市長、そういうことで御了解ください。

じゃあ、次に、2つ目に入ります。

防災体制の整備強化について、全国各地に広がる風水害等の危機的な状況と、その教訓を踏まえ、防災の専従化体制（防災対策室等）を整備すべきと思うがどうか。

2点目は、その場合、危機管理を専門とする職員の育成及びその補佐として、長年の現場経験と高度な指揮、技術能力を有するOB等の人材活用を図るべきではないか。この点について、私は消防職員のすぐれた人間たちを想定しております。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 防災体制の整備強化について2点の御質問をいただいております。

昨今の風水害の発生状況を踏まえ、防災対策室等の専門体制を整備すべきではないかという1つ目の質問、そして2つ目が、その場合は、専門的な知識及び技術を有するOB等の人材を活用してはとの御質問及び御提案でございますが、関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

議員の言われているとおり、近年の災害の発生状況は、風水害を初め、これまでとは比較にならないような規模で、地域を選ばず頻繁に発生していることはニュース等で見聞きするたびに驚き、そして危険を感じております。市民の安全・安心を確保するのは、行政にとって最も大切な

仕事であることは十分に承知しているところであります。ことしも8月20日には広島市で大規模な土砂災害が発生し、74名のとうとい命が失われ、9月27日には御岳山が噴火、63名の死者、行方不明者を出し、また11月22日には長野県北部地震が発生し、幸い死者の発生はありませんでしたが、40名以上の負傷者が発生し、住宅約500棟が損傷したところでございます。

地球の温暖化の影響で、自然災害は今後も間違いなく規模が大きくなるとも言われております。現在市では、災害対応は総務課の消防防災係が中心となって行っております。また、災害の危険性が高くなった場合は災害対策本部を設置し、全職員で対応することといたしております。そして、少しでもスムーズな災害対応が可能となるように、昨年度、災害対策本部の運営訓練を実施し、今年度は、県の事業を活用した災害対策本部設置運営訓練を多くの職員の参加により10月25日に実施したところであります。限られた人員、職員の中でいかに災害に対応するか、訓練を継続して行い、予期せぬ災害に少しでもスムーズに対応することができるように努めているところであります。

議員より御指摘がありました防災対策室の設置を含めた災害に係る組織のあり方につきましては、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

また、議員の言われるように、災害対応のエキスパート、危機管理を専門とする職員を自前で養成できればすばらしいことだと思います。しかしながら、人事異動もあり、先ほど申し上げましたように、限られた職員数という現実の中で、設置された職員が研修を重ねて、より専門的な知識、技術を取得するように努めることはできても、防災に係る専門職員の育成等は、現時点では難しい課題であると考えております。県におきましても、自衛隊のOBを防災対策の専門官として雇用しているのが現状のようで、自前の危機管理を専門とする職員の養成はされていないのが状況ではないかと理解をしております。

このような現状を踏まえ、当市では、九州北部豪雨災害以降、より専門的な知識、技術を持った消防職員OBを嘱託職員として雇用し、正規職員と一体となって防災体制の充実に努めているところであります。市民の安全・安心な生活を確保するために、他の団体の事例も参考としながら、より一層、市の防災体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 答弁を非常に私は現実的に、前向きに、うきは市のあるべきということで提案を含めて御質問申し上げましたけども、今後の検討の課題というには非常に残念というか、市長の防災に対する、国交省にもおらっしゃったんでしょけどね。何でこんなように、即という思いで答弁を期待しておりましたけど。

これは、ことし7月19日の西日本新聞、東シナ海の水温上昇要因ということで、今後、水温

が27度を超えるとということ——東シナ海ですね、27度を超えるとということが、もう現実的で、今から風水害が3割、この豪雨災害が九州は特にふえてくるということがこのあれに書かれて、これはもう、お読みだというふうに思います。

そういうことを踏まえて、今、総務課長が目の前にいらっしゃいます。特にこういうことを、仕事のことを話すことはありませんけども、やはり経験則で、この警報を——以前はずさんだったんですけども、これが非常に各地の災害、特に阪神・淡路が出発点だったと思います。防災意識が急速に変わってきたのはですね。

そういうことを踏まえていきますと、とにかく防災にかかわる職員の緊張感。何もしなくても無言の拘束ほどきついものはないんです。私の全国的なネットワークの中で、同業の中で防災監という職を何人もついたらけども、こんなきつい仕事はない。結局、年から年中、休みであろうと自由を拘束されているという、このきつい仕事です。だからこそこれを専従体制と同時に——今度、地域防災計画を策定いたしましたですね。私も熟読をして、私の経験則に照らして指摘もさせていただいて一応完成を見ております。これを読んだときに、さっき人事異動もあります。これでいくと、例えば、野鶴課長あたりは、ここで、いざというときには采配とって、班の編制からせなんとですよ。みんなそれ、役職がある。ただ、日常の仕事の中で来たときには、果たしてできるかはできんとですよ。だからこそ専従体制によって、具体的には、今から、平成3年に救急救命士法という新たな制度ができて、そうすると阪神以降に救急援助隊——この間、久留米で訓練もありました、緊急消防援助隊が。すごい高度化の消防のすごさ。自衛隊、警察、もう、そういう比ではない。それだけすごい集団になって成長してます、プロフェッショナル。

それが退職になったら、せっかく持ってきた経験を有効に活用する時期に来てますから、どうですかと。これを外局的に持っていく、総務課長の、このまま、今後の検討課題ですから簡単にはならんとでしょう。そこんにきは、ぱっと判断をするぐらいのことをしないと、事が防災ですからね。どうも疎いような気がいたしますが、私が言っても変わらんでしょうから、今後の課題ということでございましょうから、それはそれで結構です。

3つ目に入ります。

うきは農業改革、振興について、3点お伺いをいたします。

1点目、昨年12月議会で提案した農業公社化による農業戦略の展開に対する、うきは農業改革、振興政策を伺う。

2点目、農商工観光連携事業のうち、オリーブとヤブツバキの商品化による今後の需要、展望予測を伺う。これ、きのう藤田議員、最近は新聞、テレビ、大変な活躍ぶりでございますが、オリーブは除きまして、ヤブツバキのことをちょっとお聞きしたいということでここに上げさせて

いただいております。

3点目は、国の農業改革により日本型直接払制度が開始されたが、農業用水路（河川を含む）の川底に長年堆積している土砂や汚泥等を、農地の機能保全、環境美化ともに市が土地改良区等との連携によりしゅんせつ計画を策定して循環整備を図るべきではないかと。

この3点についてお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、うきは農業の改革、振興について3点の御質問をいただきました。

1点目が、農業公社化による農業戦略の展開についての御質問であります。この件につきましては、昨年の12月定例議会の中で江藤議員からいただいた提案に対する、その後の対応についてということであると理解し、答弁を申し上げます。

昨年の議会において、うきは市の農業振興のためには、水と緑と耳納連山などの豊かな自然と景観を生かした消費者志向の付加価値の高い農産物を生産していくこと、これにより地域のブランド化の確立を図ること、さらには、うきはの農的空間そのものに付加価値を図っていくことが重要と申し上げました。まず、この点につきましては、昨年4月よりブランド推進本部を立ち上げ、地域産品のブランド化を推進するとともに、うきは市そのものをブランド化しようと市内外に向けさまざまな話題を提供し、マスコミ等による情報の発信など、積極的に進めているところでございます。

また、農業公社等の組織化に関することにつきましては、昨日の櫛川議員への答弁の際にも申し上げましたが、農林・商工観光課農政係を中心として、現在JAにじ並びに久留米普及指導センター等と連携して、農業公社に類する組織の構築について検討を行っている状況であります。現時点では組織形態について、公社方式、株式会社方式、第三セクター方式など、さまざまな可能性について協議を重ねているところであります。また、こうした組織化について具体的な調査研究を行うため、現在2名の方に協力をお願いし、今後の展望や事業の収支見込み等を含め検討を行っております。本年度末ごろには組織化のあり方について一定の方向性が出せるよう、対応を図っていきたいと思っております。

2つ目が、オリーブやヤブツバキの商品化についての御質問でございますが、既に御承知のとおり、オリーブについては商品化されているところでございます。この中で、ことしは初めてうきは市産オリーブオイルの販売を行うことができました。本年の販売量は、オリーブオイルが約350本、塩漬けにした新漬けが320本ということですが、新漬けについては既に完売し、オリーブオイルについても完売のめどがついております。しかしながら、まだまだオリーブの出荷量は少ない状況であります。今後は栽培指導や剪定等の研修会を重ね、より一層の出荷量の確保

を目指し、うきは市産オリーブのブランド化を図っていくことが望まれます。

また、ヤブツバキにつきましては、うきは市においては作付量が少ないこともあり、現在のところ、販売実績は見られない状況であります。今後の展望についてですが、まずはヤブツバキの収量を調査し、反当たりの収益や労力等を把握した上で、将来性のある作物と判断できれば、今後、栽培の奨励に力を入れていきたいと考えております。ヤブツバキの栽培については、久留米市が先行的に取り組んでおりますので、今後、久留米市におきます成果を注視しながら対応を図っていききたいと考えております。

3点目が、農業用水路に堆積する土砂等の管理についての御質問であります。農業用水路等については、その多くが、関係する受益者や行政区等において組織された水利組合により管理されているのが現状であります。農業用水路の管理につきましては、国が進める日本型直接支払制度で取り組んでいただき、この事業の中で水路、農道等の管理について取り組んでいただきたいと、このように思っております。

この事業により、農業用水路の川底に堆積した土砂や汚泥のしゅんせつ活動を実施した場合、これに係る機械経費や作業日当等を支払うことができるようになっております。日本型直接支払制度の中で、平たん部においては、多面的機能支払制度が適用されますし、中山間地では、中山間地直接支払制度と多面的機能支払制度と、両方の事業採択を受けることも可能となっております。特に平成26年度からは、農地の白地についても対象農地となっておりますので、関係地域におきましては、ぜひ取り組みを強化していただくようお願いしたいと考えております。

また、主要な農業用水路等については、個別に土地改良区等が管理を行っておりますので、事業に対し市が補助を行い、円滑な管理が可能な体制を図っております。なお、災害等による土砂の流出や堆積等、水利組合等だけでは対応できないケースについては、農村環境整備事業等により対応させていただくこととなります。市が土地改良区等と連携して、しゅんせつ計画を策定し、循環整備を行うべきではないかとのことですが、現状の対応におきます課題を抽出した上で検討を行う必要があるかと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 公社化については、櫛川議員の答弁で耳にする以前にもお話は聞いておりました。それに関連してお伺いしたいことがございましたので、改めてお尋ねをしたところであります。

市長にまずお聞きしたいのは、今、農業の所得倍増の話、農業改革、まさに政権の一番柱の1つであります。地方創生もそうですね。それで先日、副市長のほうからブランド推進隊員の増強を図るといふことの全員協議会で話がありました。私も伊藤議員さんと2人で、それは大事だけど、農業基盤をしていかないと、基盤の上にそのブランドというのを乗せるべきだと。それは

鶏、卵の論理になるかもしれませんが、やはり基盤を強化しないと高齢化はどんどん進展して
るんです。

そこでお尋ねしたいのが、今、うきは市の農業基盤の課題は、一言で言ったらどこにあると思
いますか、市長。ぱっとひらめきでもいいですから、ちょっとお答えください。一番根幹の課題
は何なのか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） うきはの基幹産業である農業の課題は幾つもあると思います。

幾つか上げるとするならば、まずは、農業従事者の減少あるいは高齢化。そして、農産物の価
格の低迷。さらには、昨今の円安も影響しているんでしょう。いろんな資材等の値上がりにより
まして、その農業所得そのものが減少してる、これが大きな課題の3点ではないかと、このよう
に承知をしております。

○議長（岩佐 達郎君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ありがとうございます。済みません、試したようで市長に失礼
かと思いましたが、ぜひここで共通しておきたいのは、私が長年思って——これは担当のほ
うも一致してると思うのは、うきはが非常に肥沃な土地柄、環境、水、いろんな恵まれた環境に
あって、以前から個人農業が主体で来てるんです。だから、経営農業になかなか難しい。

きょう、朝、農業新聞をちょっと持ってきたんですが、お読みになりましたですか。これは前
の、去年やめた農業委員会の局長の後藤さんの大春の里の経営のことが、課長、見られました、
そこ読んだら一面に出てますから。この農業経営の、法人の経営の現実の難しさがここに、菜種
の関係をやっていますけど。何を聞いたかったのかな。

そういうことで、課題は面々個人だから、これを今、大豆を3期でローテーションを2期にす
る。そうすると、大豆をつくると水管理の団地化をしなければならない。そうすると、そこで団
地化をまたつくるとなると、じゃあ、自分のところの田んぼの米を食べたい。1カ所でなると、
それは成立しない。何もかもがそれが足かせになって解決しない。だから、農業基盤の今、課題
はそのとおりですけど、もう一つ現実的なうきはの個人農業というものがはびこって、お年寄り
の方が我が田んぼにこだわり過ぎるがために、どんな政策を打っても前に進まないという現実を
どう打開するかというのが大きな課題、現実なんです。これを1つクリアしないと、またばらば
らで、年がたって、そしてもう、だめになったらどうしちゃってるかという、高齢者は営農に
預けりゃいいっちゃんと。ところが営農は目いっぱい、預かる能力は持たんとですよ。そこを農
業者の皆さんに——平地農業をまず言ってますけども、そこを周知徹底することから今後の対
応をぜひお願いしたいというふうに思います。

もう一つ、時間がありませんから、ヤブツバキについては、私、1反ほど藤田議員さんからの

紹介もあってつくりました。これは手が要らんし、これは乗用の草刈り機があれば剪定もせんでいいし、非常にこれは有望です。伊藤議員さんから、ぜひこれは一般質問で言うてくれと。放棄地対策に、そしてなおかつ、ツバキは今から調査するというので、調査したからこそ、これは半額補助しているんじゃないんですか、推奨を。今から調査するんですか。これがちょっとおかしいなというふうに思います。いずれにしても、ヤブツバキが有効であるなら、放棄地対策に最高であるということをおし上げておきたいとします。

最後に一括して答弁をお願いしたいんですけども、やはり長年、昔はどんぶりに土砂が流れて、それを田んぼに返す循環方式でやっとなんてです。もう、川底がこんなに浅くなって、総務課長のところはこの間ショベルで上げたけど、もう詰まっています。結局、やはり川底は防災にも影響してると。だからそれを計画的に、今は市、土地改良区なり水の関係でやっておられますけども、そこには、やっぱり早目に対応してから計画的にやらないと、なかなかこの問題は全国的な課題だというふうに思っておりますので、まとめて答弁を最後をお願いしたいとします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、今、我が国の農業は大きな分岐点というか、大きな改革が押し寄せております。その1つが、農林水産業・地域活力創造プラン、日本型直接支払制度を含めた4つの柱があります。その中で私が懸念しているのは、農林水産省が10年に所得を倍増すると、それはよろしいんですが、やはり製造業と同じような産業施策と、そして中山間地を頭に置いた地域施策と、2つの両論で今、攻めております。

うきはにおいては、この産業施策というのはなかなかやっぱりなじみできませんので、地域施策と、それをプラスアルファしたうきは市独特の農業施策というのは取り組まなくては行けないと、こういう思いでしっかり対応させていただきたいと、このように思いますし、提案がありましたツバキについては、かつて浮羽町には椿子村という地名もあったくらいですから、このツバキというのは、本当にうきはの地に合った作物とっております。そういう意味合いも含めて、今、10戸ぐらいしか生産なさっていないというふうに聞いておりますが、非常に有効性等をしっかり深めながら、さらなるステップアップの検討結果を進めていきたいと、このように思っているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ありがとうございます。大変失礼をいたしました。終わります。

○議長（岩佐 達郎君） これで、7番、江藤芳光議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） ここで暫時休憩とします。11時10分より再開します。

午前10時55分休憩

午前11時10分再開

○議長（岩佐 達郎君） それでは、一般質問を再開します。

次に、13番、三園三次郎議員の発言を許可します。13番、三園三次郎議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 一般質問の許可をいただきましたので、私は2点について高木市長に質問したいと思います。

まず第1点は、下水道事業の経営基盤の強化と水洗化率の向上策についてでございます。

うきは市の下水道事業は、供用開始から来年3月で満11年となりますが、この間の下水道事業経営は赤字続きで、毎年度一般会計から多額の繰り入れを行い、その額は、合併してから本年度までに51億4,450万円にもなります。平成25年度は、一般会計から繰出基準を30%も超過し、維持管理費の74.3%に達している状況で、これを続けることは一般会計の財政運営を圧迫し、あるいは住民負担の増加を招くことは必死で、早急に経営基盤の強化が必要であり、そのためには施設の利用効率を高め、使用料収入の確保を図り、投下した資本を早急に回収することです。

そこで、次の4項目について質問いたします。

まず1番は、下水道普及率は住民人口に対する完成率を用いていますが、処理区域を定めた下水道実施計画に対する完成率ではないと不合理であります。なぜ住民人口を用いているのか、その理由をお聞かせください。

2番目に、平成25年度下水道事業の維持管理費4億9,375万円に対し、一般会計繰入額は3億6,693万円、実に74.3%にもなります。歳出の徹底した究明が必要ですが、究明がなされているのか、お尋ねをいたします。

第3点が、汚水処理原価が高くなれば、当然、維持管理費も高くなりますが、1立方メートル当たりの処理原価は現在幾らになっているのか。この処理原価の削減の施策はどう考えてあるのか、市長の答弁を求めます。

4番目に、下水道事業の投下資本の回収及び企業経営の健全化の観点から、水洗化率は重要課題であります。そのためにはどんな施策を考えられてあるのか。

以上、4点について市長の簡潔な答弁をお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、下水道事業の経営基盤の強化と水洗化率の向上策について4つの御質問をいただきました。

1点目が、下水道普及率の考え方についての御質問であります。御存じのとおり、下水道普

普及率は、処理区域内人口を行政区域内人口で除して求められる数値であり、この用語は、国土交通省を中心として、国の下水道経営に関連するさまざまな資料に用いられております。平成25年度末の下水道普及率は、全国で77%、福岡県では79.1%、そしてうきは市では84.0%となっております。この行政区域内人口は、市の総人口のことであり、また処理区域内人口は、下水道に接続していることが可能となった地域の人口であります。行政区域内人口には、下水道事業の認可区域外の人口も含まれていることから、実態がわかりにくいとの御意見があることも承知しております。しかしながら、この数字が全国の市町村で統一して使用されていることから、当市でもこれに倣っているものであります。

一方、下水道普及率に農業集落排水事業や浄化槽整備事業による汚水処理施設の普及人口、さらには、個人で設置している浄化槽の普及人口を加味しまして、汚水処理人口普及率を算出することができます。これがうきは市では約93%になります。このように下水道普及率を基礎として、これに積み上げる形で、何らかの汚水処理の方法を用いて、衛生的な生活と環境保全の目的達成に資している全ての人口の割合を出すことができます。したがって、下水道普及率は、当市の汚水処理構想を遂行する上での、まさに基本となる大切な数値であると受けとめております。しかしながら今後は、年度決算の成果表などにこの汚水処理人口普及率を併記することなど、わかりやすい数値を用いるよう検討したいと考えております。

2点目が、下水道事業の維持管理費に対する一般会計からの繰り入れに関する御質問でありました。

平成25年度末の決算では、一般会計と維持管理費の合計に当たります、いわゆる総費用勘定の金額が4億9,375万4,000円、この勘定に対する一般会計からの繰入金金が3億6,693万円となっており、単純に比較しますと、これらの費用の74.3%が一般会計からの繰り入れであるという受けとめ方もあろうかと存じます。そもそも下水道事業特別会計に対する一般会計からの繰り入れは、総務省より通知される地方公営企業繰出基準に基づいて行われておりますが、平成25年度につきましては、総費用の勘定に対する繰り入れは、その全額が基準内繰り入れであります。一定の割合で下水道の仕組みに対して一般会計からの繰り入れが認められているものであります。

また、御指摘の総費用の勘定については、そのうち約53%が一般管理費及び維持管理費などであり、残りの43%は下水道管渠等工事建設費の償還金に係る利息分となっております。維持管理費につきましては、支出項目ごとに当初予算作成や契約、発注などの時点で、支出の必要性についてその都度厳しく吟味し、今後とも鋭意削減に努めてまいります。

また、利息分の償還につきましては、下水道工事が急速に進んだため、償還金も多額になっていることから、総費用勘定の半分に迫る金額となっていると考えます。今後は、償還金の元金部

分の償還が進むのに伴い、利息部分の償還が減少してまいりますので、総費用の総額は現在がピークの状態にあると考えられます。このような状況の中で、引き続き下水道事業におきます健全経営を目指してまいります。

3点目が、汚水処理原価削減に関する施策についての御質問であります。

汚水処理原価と申しますと、一般的には、前段でお話ししました総費用勘定のうち、利息分償還金を除いた金額を有収水量で除した金額であります。この数字は、平成25年度決算で、1立方メートル当たり116円あります。汚水処理費全体の金額を有収水量で除した数字も汚水処理原価と呼ばれることがあります。これについては、1立方メートル当たり388円程度であります。この汚水処理原価が高くなれば、汚水処理費全体へも影響が出てまいりますし、汚水処理費を削減することで汚水処理単価が下がることになります。

汚水処理費につきましては、項目が多岐にわたっております。例えば、今後、下水道接続率が上昇しますと、当然流入量も増加してまいります。それに伴い、浄化センターの業務管理委託や汚水処理の業務委託料が増加することが予想されます。コスト削減を図る上で、大きな効果が期待できる脱水施設の更新はもう少し先の話となりますので、抜本的な解決を図るには時間がかかりますが、運用と維持管理を適切に行い、さらなる汚泥の減量化とランニングコストの削減に努めてまいります。このほか全ての項目に関して、支出の内容を厳しく精査しながら経費削減に努めてまいります。

また、償還金につきましては、より安価な金利への借りかえなども検討しているところであります。

4つ目が、水洗化率向上に対する施策についての御質問ですが、議員がおっしゃいますとおり、下水道事業の健全経営のためには、水洗化率を向上させて料金収入を増加させるのが最優先課題であります。水洗化率の向上のためには、下水道へ接続していただく必要がありますが、現在は供用区域となった後、早期に接続していただいた場合に接続奨励金を交付しております。具体的には、1年以内の接続で3万円、2年以内で2万円、3年以内であれば1万円あります。また、下水道の日のイベントの際などにチラシ等を配布し、また浄化センター見学の小学生へ資料を配付するなど、下水道が衛生的で、また、環境への負荷が少ないことなどを呼びかけております。排水設備設置の際は、工事費に対する融資あっせん制度も設けておりますが、利用者数は少数にとどまっております。

今後の方策としては、先ほど申しました融資あっせん制度について、融資枠や利子補給の拡大あるいは連帯保証人の問題など、利用のネックとなっている項目を解消し、利用の間口を広げるべく検討をいたします。また、引き続きイベントや広報紙などで下水道接続などについての呼びかけを行います。さらには、地元説明会の折に、下水道接続と排水設備工事について経済的負担

があることを具体的に説明し、費用の確保をお願いするとともに、3年以内の接続者に対する奨励制度について案内をしております。なお、3年が過ぎても接続しない世帯には、接続勧奨の文書、資料を送付することも検討しております。

以上のような方策を組み合わせ、快適な生活環境と衛生的で清潔な暮らしを実現するため、市民の皆さんへ下水道等への早期の接続を呼びかけてまいります。

また、仮称ではありますが、下水道に対する接続推進員を配置すべく検討を行っております。

また、法人などの事業所については、先般、下水道接続に関するアンケートを実施しております。その内容を分析しましたところ、接続工事やその後の使用料に対する経費負担を初めとして、下水道接続への理解が進んでいないことが判明いたしました。これにつきましては、今後十分な情報提供を行ってまいります。

さらには、昨日の答弁でも申し上げましたが、旅館等の温泉施設を初めとする、水を大量に使用する業態の事業所、店舗等について、現在、使用料金体系の再検討を行っております。ただし、これにつきましては、解決すべき課題が多い状況でありますので、いまして検討のための時間が必要であると考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 私の質問は3分でございました。市長答弁は9分かかってるんですよ。何でそんなにね、関係ないことまでだらだら述べなきゃならないんですか。施策はどうしてありますかということですから、施策だけ言ってもらえりゃいいわけですよ。

そこで、ここに私は浮羽町の下水道事業計画書を持ってまいりました。これ、平成7年12月の資料です。市長が助役をしているときの資料ですよ。この中にはちゃんと処理区域というのが決定してるわけですよ。そして、処理区域の人口も記載されてあります。平成7年の浮羽町の人口を見ますと、1万8,004名でございます。平成7年度の人口。いわゆる幼年人口というのが3,040人、16.9%、それから、15歳から59歳の生産年齢というのが56.8%、老人人口が3,574人で19.9%。もう、このとき既に子供の数よりもお年寄りの数がふえておったわけですよ。

1万8,004名が平成7年の浮羽町の人口であります、ここに持ってきてあります計画は、1万5,183人で計画してるんですよ。面積は520ヘクタールということ。それを何で1万8,000人で計算しなきゃならないんですか。もともと山間地域は地域に入っていないんですよ。全く入っていない。その入っていない山間地域の人口まで分母にして84%、おかしいでしょう。山間地域は合併浄化槽事業であるということですから、人口を省いてるわけ。

吉井町でも同じですよ。平成7年に今泉、高田の浄化センターが完成してあります、農業集落排水事業が。じゃあ、何で今泉、高田の方は特定環境下水道に入らないのに、その人口まで含

めて普及率を出さなきゃならんのか。そんなことをしとったら、絶対100%になりませんよ。27年度で公共下水道の工事は完了しますけど、絶対100%にならないことを皆さん方はやってるわけ。不合理と思わんわけですか。全国で決められ、そんなことありませんよ。そのようにちゃんと認可を受けて、面積、人口まで出してるんですから。そしてここにありますように、もう、各行政区ごとの人口まで出てますよ。これ、あなたの助役のときですから知ってるはずですよ。その人口の合計が1万5,183人ということですから、絶対これを総人口で割ったら、いつまでたっても下水道の普及率は達成できないということです。そんなできないことを何でやるわけですか。これについて答弁願います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の趣旨は十二分に承知をしているところでありますが、先ほど答弁させていただいておりますように、下水道普及率、国土交通省が中心となってこの数値を用いております。

それから、先ほど申しました汚水——正式には汚水処理率というんですが、正式な言葉は汚水処理人口普及率でございますが、この2つが標準的な指標になっております。つい先月も私は国土交通省並びに下水道協会の会合にも出席したんですが、この2つの指標で全ての会員の皆さんが議論をされているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 次に、2番目の繰り入れでございますけれども、おっしゃるとおり、繰り入れというのをやらなきゃ、公共下水道がやっていけない状況になっているわけですよ。皆さん方は、毎年度の決算資料では、公共下水道あるいは農業集落排水事業、浄化槽事業についてはね、資金不足はゼロでありますということを出してるわけ。ところが、資金不足だから一般会計から繰り入れてるわけでしょう。基準外の繰り出しがあってるわけなんですよ。それにもかかわらず、公共下水道等については全く資金不足はありません。じゃあ、資金不足がないのに何で基準外の繰り入れをやってるわけですか。ちゃんと基準が定められてあるわけですよ。その基準外の繰り入れをやってる、おかしいですよ。資金不足じゃありませんということだったら、繰り入れする必要ないじゃないですか。これについて、答弁をお願いします。やってることは事実ですから。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のとおりで、下水道のみならず特別会計については、一般会計からの繰入制度があります。これは毎年毎年、総務省のほうからの通達に基づいて我々是对応をさせていただいているところでありますが、この中で、基準繰り入れについては、地方交付税の基準財政需要額等々に参考とされるというか、その対象になるわけですが、基準外繰り入れについ

ては一切そういうものはありません。

したがって、基準外を繰り入れては絶対ならないということにはなっていないわけですが、しかしながら、だからといってやみくもに基準外繰り入れをやるというのは、財政運営上、決して好ましい話ではないもので、極力基準内繰り入れにおさまるよう、しっかりした特別会計の経営改善等に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 毎年4月に基準内の繰り入れについては通達が出されてありますよ。それをうきは市では合併以降、ずっと毎年毎年それを無視して繰り入れをやってきてるわけ。今度の議会でも、もう可決しましたけど、下水道事業では、結局は去年以上の繰り入れをやらなきゃやっていけないという状況であるわけですよ。予算、可決してあるでしょう。これ、やらないことには下水道は破綻するわけですよ。あのままやっていけない。しかし、やみくもに繰り入れをやるんじゃないで、やっぱり状況をよく把握して経費の削減を図らなきゃあ、どうにもならないということですから、これについては今後、意を用いていただくようにですね。

次の3番の汚水処理原価について質問をいたします。

今、市長の答弁では、1立方メートル当たり116円という金額が出されました。これはどういう計算をしてるか知りませんが、例えば、25年度の決算書を見ますと、総収益は6億8,381万5,000円ですよ。この中で、使用料収入というのは3億1,600万円ですよ。だから、あとは足りないのは、3億6,693万円は一般会計から繰り入れてるわけですよ。

そして費用を見ますと4億9,375万4,000円ということですから、4億円も費用がかかっているわけですね。一般管理、施設運営ですよ。これ、4億円で割っていったらどうなりますか。施設の運営に4億円かかっている。4億9,375万4,000円ですから。これで割っていったら、1立方メートル当たりとてつもない金額になるわけですよ。1立方メートル当たり、私、割ってみましたが、219円という数字になります。これを割っていったらですね。

まず、屋部という浄化センターがあります。これも特定環境保全公共下水道に入ってますから、一緒になりますけれどもですよ。屋部の平成25年度の経費が687万2,053円。そして、有収水量ですね、入ってくる水の量が3万9,366トンですから、処理原価でいきますと、ここは174円56銭かかっているわけですよ。だから、このように金がかかっているから、早く屋部の浄化センターは公共下水道に合併をするようにとあってあるけど、一向にこれが進まないという状況であるわけですよ。

このように汚水処理の原価が高いということは、当然、経営が成り立たないということになりますが、これについてはどういうお考えなのか。処理原価を下げる考えはないのかどうか、答弁願いたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 当然、処理原価を下げるのが大きな我々に課せられた課題だと、このように承知をしています。

先ほど答弁をさせていただきましたように、いろんなランニングコストの削減等を取り組ませていただいておりますし、あるいは、より安価な金利への借りかえなど、償還金につきましては借りかえなどの検討もさせていただいているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 皆さん方が出してる処理原価の資料を、ぜひ議会に配付してください。どういう資料を市長のところに持ってきてるか知りませんが、私も私なりに25年、24年の汚泥処理原価というのを出して見ておりますから、恐らく皆さん方も必要だろうと思いますよ。ぜひその資料が出せるかどうか、答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 関連の資料については、提出させていただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 4番について質問をいたします。

先ほど市長答弁では、接続で1年以内の接続3万円、2年になりますと2万円、3年1万円という答弁をいただきましたけれども、それで果たして下水道処理に加わると思っておりますか。ほかの市町村を調べたんですか。これについて答弁をお願いします。調べてないでしょう。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） この接続率については大変な重要な課題ではありますが、他の市町村等の事例については、ちょっとまだ調査をしておりません。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） ここに新聞の切り抜きを持ってきてますがね。これ、西日本新聞ですよ。「地域の補助金で下水道を活用しよう」という新聞記事ですよ。いっぱい補助金が出てます。うきはだけは出てない。県南地区の市町村の公共下水道の接続の補助金の新聞記事ですよ。各自治体の工事補助制度ということですね。こういう補助金をぜひ使って、快適な下水道事業を利用しましょうという新聞記事ですよ。

筑後市の場合、排水設備工事費補助金5万円から10万円ですよ。八女市、水洗便所等改造資金助成制度5万円から10万円。みやま市、水洗便所改造工事5万円。柳川市、下水道切りかえ工事助成金8万円。大川市、公共下水道助成金制度5万円。大牟田市、水洗化促進特別補助制度1棟につき10万円。水洗トイレ改造奨励金7万円。高齢者補助制度、65歳以上1棟につき3万円。広川町、水洗便所等改造資金助成制度5万円から10万円。

1年目に継いだら3万円、2年目だったら2万円、3年目は1万円、とてつもない。ほかの市町村は断トツの推進状態ですよ。下水道は接続していただくと、あとは料金が入ってくるわけですよ。したがって、接続をしていただきますと、料金収入でこういうものを確保することができるということになるわけです。だから、例えば4人家族でありますと、今度、消費税が上がりましたから、毎月4,104円入ってくるわけなんですよ。4,000円ということは、1年に4万8,000円いきますから、10万円補助しとっても2年するともとを取る。そして、後は3年目から本当に有効な使用料が入ってくる制度を、ほかの市町村では取り入れてるんですよ。それを皆さん方はね、全くこういうことを、発想の転換も図らず、1年以内に下水道に加入すると3万円補助、2年で2万円、3年で1万円、そんなことではやっぱり加入しませんよ。水洗便所にするということは、とても改造費がかかるんですから。このことをお尋ねしたけど、何かただら述べて、やはり1日も早く水洗化率を上げるためには最大限の努力をしなければならぬのに、地方自治法でも決められてあるでしょう。最小限の経費で最高の効率を上げなさいということですから、それをやっていたらかなきゃなりません。

時間がないので、次に移らせていただきます。

次は、福岡県南広域水道企業団への加入及び上水道事業整備計画について、高木市長に質問をいたします。

先般、うきは市議会主催にて、平成26年度議会報告会を開催しましたが、全ての会場において、上水道事業に関する質問や慎重論などの意見が出され、市民の上水道事業に対する関心の高さを知ることができました。現在、うきは市が進めている上水道事業計画は、福岡県南広域水道企業団への加入と、是が非でも小石原川ダムへの参画の2点であり、利点だけが強調されていますが、懸念されることは上水道加入率の未知数と責任水量に対する負担金であります。

浮羽町では、平成13年度に上水道に対するアンケートを実施しておりますが、「加入したい」というのはわずかに5.9%ですよ。浮羽町でやったアンケートですよ。「今のまま地下水を利用するので加入しない」は54.3%、過半数の家庭が上水道の加入に反対でありました。これ、平成13年に浮羽町がアンケート調査したものでございます。地域は山春、大石、御幸地区の1万4,897戸に対してアンケート調査を実施しました。

きのう4番議員の答弁で、アンケートは今までの実例によって抽出と、抽出ではだめですよ。やはり全部のアンケートをとらなきゃなりませんよ。これが浮羽町上水道計画のアンケートで、ここに出てあります。「加入したい」が5.9%、「上水道、地下水の両方を利用したい」というのは21.3%ですから、合わせても27.2%、3割ですよ、3割。54.3%の方が加入しないということ、半数以上の方が加入しない。

だから、このときの浮羽町の上水道計画は、じゃあ、どのくらいの水が要るかということで計

算してありますが、全部加入すれば——山春、大石、御幸が加入すれば、大体3,971トンぐらい必要だろうということですが、3割ということですから、つまりここに浮羽町の計画、1日最大給水量は1,300トンで計算されてありますよ。3割しか加入しないというんだからですよ。だから、そういう実態を知るためには、やはりぜひアンケートをやっていただかなきゃなりません。

そこで、下水道の加入率が悪いという状況ですけれども、この上水道については、なお加入率が悪いんですよ。というのは今、井戸水で十分使ってますからですよ。これに金気が出るとか井戸水がストップしたということだったら、すぐ加入していただければけれども、今、皆さん方は、井戸水で十分間に合ってるから、間に合ってるところは恐らくすぐには加入していただけないだろうと思います。

そこで、福岡県南水道企業団に加入するということは、責任水量分の負担が、加入しただけで子や孫の代まで永久に続くことになりますよ。福岡県南水道企業団に加入したら脱退はできませんよ。もちろん加入するためには、16市町村の議会の同意が要ります。どこか1カ所でも反対だったら加入できない。今度は加入した以上は、いや、どうも自分のところは上水道をやらないから脱退させてくれと言っても、それはできないわけですよ。あとは、責任水量だけは払わなきゃならんということですから、そうなりますと、水道事業経営が頓挫することは明白であり、うきは市財政破綻の大きな原因となりますが、この危機を回避するためには十分な議論が必要であります。

そこで、次の4項目について市長の責任ある答弁を求めます。

まず、小石原川ダムに参画の意思を表示したのは平成14年と報じられてありますが、小石原川ダムの事業実施計画はいつごろできたんですか。小石原川。ダムは14年に加入するようにしたという、皆さん方、言い放ってましょ。小石原川ダムの実施計画はいつできたんですか。

それから2番目に、県知事から農政局長宛てに文書が出てあります。この文書はどういう文書かという、「浮羽郡が、上水道事業が間に合っていないから、この水を福岡地区水道企業団で使っていただくようにしました」というのがこの県知事の文書ですよ。その文書の中に、浮羽郡3町も合所ダムの利水者と記載されており、これに伴う覚書がありますが、この覚書はどうなってると思いますか。

3番目に、福岡県南広域水道企業団では基本料金を改定してあります。若干以前よりも安くなってあります。以前は1トン当たり74円ということでありましたけれども、今は計算の方式が違って、責任水量というのは75%に緩和されてありますが、そして、1トン当たり61円95銭。5,740トンの75%掛けるの1トン当たり61円95銭、その365日で計算しますと、9,734万3,675円を、下水道を全く使わなくてもこの金額を払わなきゃなりません。

ん。したがって、こういう金額になってありますが、この月額の基本料金は幾らになるのか、計算ができてあったらお願いしたいと思います。

それから4番目に、市民に対してアンケート実施のことが予定されてるということでもあります。きのう、4番議員の質問にも答えられてありました。ぜひ、このアンケートの中に、上水道に加入する前は幾ら負担金が要るのか、あるいは、使用料が幾らになるのかを明示してください。じゃないと答えようがありませんよ。皆さん方は、旅行会社から旅行の御案内をもらった。参加しますか。値段も書いてない、行き先も書いてない、応募しますか。そのようなばかな方式はとらないと思いますよ。値段も書いてない、行き先も書いてない。どこ行くかわからんのに、はい、旅行に参加します、そういう回答をする人がありましょうか。したがって、絶対条件は提示をしていただかなきゃなりません、これについて市長の答弁を求めます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 福岡県南広域水道企業団への加入及び上水道整備計画について4つの御質問をいただきました。

1点目が、小石原川ダムの事業実施計画はいつ策定されたのかという御質問であります。平成17年12月に独立行政法人水資源機構が事業実施計画の認可申請を行い、平成18年3月に国土交通省より認可がされております。その後、民主党政権下においてダム事業の検証が行われた後の平成25年10月に第1回変更認可申請が行われ、平成25年11月に認可されております。

2点目が、県知事から農政局長宛て文書と覚書の効力についての御質問でございますが、御指摘の文書は、昭和48年に知事が九州農政局長に宛てた文書であると思っております。合所ダムの新規開発用水の地元配分について、当時、水道需要のなかった浮羽郡3町が申し入れを行い、福岡地区水道企業団が3町の水道需要発生まで用水を利用することを基本的に了承したことについて、利水調整者である県知事が九州農政局長に報告したものであると認識しております。

書面には、浮羽郡3町の需要発生まで福岡地区水道企業団に利水の肩がわりをさせるもので、3町の需要発生時には、水源転換等により3町が利水者となると明記されており、当時、地元を優先した配分調整がなされたことが伺えますが、これをもって利水者になったわけではございません。書面は、続いて水源転換等の措置は、浮羽郡3町と福岡地区水道企業団との間において行うと、このように明記されておまして、御存じのとおり、2年後の昭和50年に両者が福岡県の立ち会いのもと覚書を取り交わしております。覚書では、合所ダムの水道用水について、江川、寺内ダムの新規開発用水を含めて、次期水源が開発されるまでの期間、あるいは建設省河川局長施行通達標準規則第8条の趣旨に準ずる期間をめどに福岡地区水道企業団が使用するとされ、後に、標準規則の趣旨に準ずる10年間も過ぎ、そして、次期水源である大山ダム開発がなされた

わけでございます。したがって、昭和48年の農政局長宛て文書は、昭和50年の覚書の協議がなされ、覚書も大山ダムの開発をもって、現在は効力を失ったものであると理解をしております。

3番目が、福岡県南広域水道企業団に加入した場合の月額料金の御質問でございますが、御存じのとおり、福岡県南広域水道企業団は、平成25年度より水道用水供給に係る料金の計算方法を一部見直しております。現在、企業団の水道用水料金は基本料金と使用料金の合計額となっており、基本料金は、1日最大供給量の75%の水量に61円91銭を掛けたものに消費税を加えた額で、使用料金は、供給水量に8円58銭を掛けたものに消費税を加えた額となっております。うきは市の場合は、1日最大供給水量が5,740トンでありますので、消費税8%で計算した場合、基本料金は月額約850万円となる見込みであります。

次に、使用料金でございますが、どの程度の使用水量があると仮定するのが適当か、さまざまな意見があるかと思っておりますが、仮に1日最大供給水量の50%を使用したとしますと、月額約80万円となります。その場合の基本料金と使用料金の合計額は、月額約930万円になります。

4点目が、市民アンケート実施に関する御質問でございますが、昨日の中野議員の御質問と重複いたしますが、上水道事業は、申すまでもなく、うきは市にとって重要な判断を伴う事業であります。とりわけ財政運営に係る検討は、特に重要な問題であると認識をしております。

市民の負担の件でございますが、水道事業を経営しようとする場合は、水道法、地方自治法及び地方公営企業法の規定により、適格性、実現可能性、経済性などの広い観点から料金を設定しなければなりません。具体的には、事業計画書を策定する中で給水区域を設定し、区域内の給水人口と給水量を算出して料金を算定することとなります。水道事業の認可申請の際には、目標年度までの給水原価を算出し、この期間の水道料金設定の考え方と、その算出根拠が問われます。今のところ、うきは市内の給水区域や目標年度などは設定しておらず、給水人口や給水量を算定できる段階ではございません。現段階では、市民の負担についてお示しすることは時期尚早であり、慎重に取り扱う必要があると考えております。

市民の皆様へのアンケートにつきましては、現状の把握や将来予測に資する貴重な判断材料となりますので、できるだけ早い時期に実施する方向で計画をしております。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） まず、お尋ねしたいのは、合所ダムの水、合所ダムですね。これはここにありますが、県知事から赤城農林大臣——当時、赤城宗徳という農林大臣にお願いの文書を出しているわけですよ。46年の開発第307号で、46年10月6日付、福岡県知事、亀井光、農林大臣、赤城宗徳殿ということで。合所ダムに上水を含めることを要望していた久留米市、吉井町、田主丸及び浮羽町と協議を重ねた結果、ダムを農業用水と上水道水の目的で実施することとしましたので、よろしくお取り計らい願いますという文書が農林大臣に行ってるわ

け。あれ、農林大臣が建設しようとするダムですから。農業用水だけじゃなくて、ぜひ飲料水も確保してほしいというお願いを出したわけでございます。これが46年でありますけれどもね。

そこで完成後に、あの施設を県が管理運営してありますよ。合所ダムの管理運営は県でやるわけ。もちろん国から施設管理費として40%、地方事務費として50%の交付金 comes ありますが、この中に、農業用水の安定確保及び関係市町の上水道開発等、受益地域への合理的用水の補給を行いと出てるわけ。この関係市町というのは、うきは市は入らないわけですか。答弁願います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） うきは市は利水者になっていませんので入りません。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三三郎君） 入りません。

じゃあ、先ほどあなたがお読みになった資料とちょっと違う資料がここにあります。50年9月5日、福岡県知事、亀井光から九州農政局長、野崎博之殿という文書がございます。この中に、こういうことが書いてあるわけ。合所ダムにかわる水道用水の利水者につきましては、下記のとおりでありますので、よろしく願いいたします。なお、浮羽郡3町につきましては、当面の水道用水の受給関係から、当分の間、緊急性の高い福岡地区水道企業団が3町にかわって使用することで両者の話し合いがついており、このことが事情やむを得ないものと思慮いたしますということで、その裏側に利水者が書いてあるわけ。久留米広域上水道企業団が毎秒0.152立方メートル、浮羽郡3町が毎秒0.017立方メートル、福岡地区水道企業団が0.309立方メートル、合計、合所ダムの水は0.478ですね。これが飲料水ですから。利水者として、ここに利水者と書いてるわけ。50年9月5日の県から農水省に行った文書ですよ。ちゃんと書いてありますよ。下記のとおり、利水者についてはですね、下記のとおりでありますので、よろしく願いしますということで、利水者になってるわけ、浮羽郡3町はですよ。

これに基づいて、亀井知事が50年の——今のが9月5日の文書ですからね。50年12月26日に、50年9月5日、50農契第1465号により利水を切望したものでありますが、このことについては、確定されたものと解してよいかという質問書が出てるわけ、農水省にですよ。これに対する回答が農水省から来てますよ。農水省から、つまりそのとおりだという回答が来てるわけ。これが農水省から福岡県知事に、九州農政局長から知事に行った文書ですよ。昭和50年12月26日付、50開発第410号をもって照会のあったことについては、貴意のとおりであります。そのとおりでありますという文書があるんですよ。

これ、じゃあ、こういう文書はうそなんですか。利水者としてちゃんとしてるわけ。量は少ないけれども、浮羽郡3町では0.017立方メートルということですから、これは、1日に換算しま

すと1,468トンということになりますね。1,468トンは浮羽郡3町が利水者でありますという文書であります。こういう文書は、あくまでもじゃあ、拒否されるかどうか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 今、御指摘の件は、水利権の前段の利水者調整の御指摘だと、このように承知をしております。

合所ダムにかかわる利水者の調整が初めて示されたのは、たしか昭和47年というふうに承知しております。その時点で、旧浮羽郡3町には、1日当たり9,200トンの利水者調整が昭和47年になされておまして、そして、議員が御指摘する翌年の48年には、浮羽3町は事情があって、福岡地区水道企業団のほうに肩がわりをしていただくような、そういう文書がずっと続くわけなんですけど、そういう延長線の中で、しばらくそういうやりとりが続いていたという承知の中でそういう文書が出てるものと、こう思います。最終的には、合所ダムの実施計画じゃなくて、あそこは農林水産省の直轄ダムですから、事業計画書で利水者が決まるわけですが、そのことについては、結局、浮羽3町についてはそれが除かれてると、こういうふうに承知をしておりますし、その後に河川法に基づく水利権の申請がなされ、許可を受けてるものと、こういう時間軸で承知をしているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 皆さん方は、覚書は河川法に根拠のない覚書と言ってありますがね。河川法、何も適用しないんですよ。あれは合所ダムをつくるときの利水の配分ですから、河川法にはまだ関係ないわけ。それを、何で河川法を根拠でない覚書だとおっしゃるんですか。関係ないんですよ。

そしてこれも、まだ負担金の問題じゃないんですよ。つまり利水を決めただけです。そこでこの下がありますよ。つまり、合所ダムに係る事業の負担金については、浮羽郡を除いて、久留米広域上水道企業団並びに福岡地区水道企業団の両者を共同事業者として協定してくださいという文書が出てるわけ。そこで協定があります。

ところが、その協定の前に、合所ダムの建設事業に関する協定書締結に当たっての覚書というのがまたここにあるわけですね。合所ダムにかかわる上水0.478トンについては、福岡県内で利水事に決定されているが、甲は今後とも関係機関の協力を得て措置しますという、この甲というのは農水省ですよ。農水省、ここに判こがちゃんと押されてあります。九州農政局耳納山麓農業水利事業所長の判が押されてます。これは甲です。そして、この文書の中に、甲は、今後とも関係機関の協力を得て措置しますが、2番目に、乙の利水権の取得に当たっては、甲は関係機関と十分連携をとり、円滑に取得できるように協力しますというのは、まだ合所ダムだけで

は水が足りないから、あとまた水を欲しいんだというお願いが行ってありますから、これで大山ダムが開発されるわけ。

3番目に、今後の筑後川の水質源開発に伴う乙の取水量の増量については、可能な限り、甲はその実現に協力しますということですから、最初書いてある福岡県内で利水事は決まってる。それをもし浮羽郡に分けてやる場合は、当然、乙は——福岡地区水道企業団は協力しなきゃなりません。そして、丙はというのは、丙は福岡県知事ですよ。福岡県知事は、つまり丙は、甲乙とともに協調し努力するものとするということが書いてあるわけ。丙は福岡県知事ですよ。じゃあ、浮羽郡が水を返してくれと言う場合は、県知事は努力しなきゃならんでしょうが、これ、3者で覚書ができてるんですから。この覚書も拒否されるかどうか、答弁願いたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 基本的に、毎回答弁させていただいてますように、まず、水利権の前に利水者調整、利水者というのは何かというと、ダムの所有者を決める調整であります。したがって、ダムの所有権をもらうためには、わかりやすく言いますと、ダムの所有権を受けるためには、それなりの建設費の負担が伴う。そして、その後に河川法で水利権を取る。そのときの大前提が、ダムのユーザーというか、ダムの所有者であることが大前提でありますので、ここがずっとつながってくるわけであります。今、議員の御指摘は、その前段のダムのユーザーになる前のいろんな配分調整のやりとりの文書であると、このように思っております。

そういう中で、残念ながら当時、浮羽郡3町は水道整備計画がございませんでしたので、まさに議員御指摘の昭和48年の福岡県知事から九州農政局長に宛てた文書のとおり、当座需要の発生が見込まれるまで、福岡地区水道企業団のほうに肩がわりをという文書があったものと思えますし、そのときに、具体的な取り決めは両方で取り決めをするという文書がありましたので、2年後の昭和50年7月に覚書が締結されたと、こういうふうに承知をしております。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 合所ダムの利水者については、先ほど江藤議員から質問があったように、ここにそのときの起案書があるんですよ。さっきお話があった小江という人が起案してるんです。これ、県庁の人ですよ、これ。小江という人が起案して、ちゃんと浮羽郡にも配分をなしてるわけなんですよ。このときはですね。

ところが浮羽郡3町で、まだその時期になってなかったものですから、水道用水の配分については、福岡地区水道企業団が肩がわりすることでここに書いてある。需要発生まで福岡地区水道企業団に利水の肩がわりをさせるもので、3町の需要発生の際には、水源転換等により3町が利水者になるということが書いてありますからね。合所ダムから水をもらうということになると、利水者になれんでしょうが、肩がわりしてありますから、福岡地区水道企業団が浮羽郡の負担金

まで立てかえてるわけですよ。3億8,000万円。

だから、そういうことですから、皆さん方はね、もう、あくまでも合所ダムの水を放棄したいばかりにいろんなことを述べてありますけれども、じゃあ、これは農水省へ行って調べてきていいですか。皆さん方、無効と言うんですか。まだ生きてるんですか、この覚書。合所ダムの覚書がまだ破棄されてないじゃないですか。あれは、まとまったら破棄するという一節が入ってるでしょう。3町と、まとまったら、あの覚書は破棄しますということ。まだまとまってない、何にもまとまってない。だから、あの文書どおり破棄されてないでしょう。ということは、私はこの文書もまだ生きてると思ってます。あくまでもですよ。これについて、いま一度答弁をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 後段におっしゃった、あの文書ということは、昭和50年7月の覚書を指されてると思いますが、かねてから答弁させていただいていますように、文書そのものは存在をしておりますので、協力感謝金の話も今、中断されたままでありますので、協力感謝金の解決と同時に、この文書そのものの存在がはっきりするものだと認識をしております。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） それだったら、あの覚書は無効という発言は撤回してください。まだ生きてるといふ、今、発言あったでしょう。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 再三答弁させていただいてますように、昭和50年7月の覚書は3つのステージで御理解いただきたいと、このように思うわけであります。

1点目が、あの覚書をもって水利権というのは発生しない。

それと2点目が、ただし書きで10年と、あるいは次期水源という期限が切られてる。残念ながら期限切れで、内容的には効力を逸している。しかし、この覚書をつくった背景というのはずっと生きてるわけですから、この精神に立ち返って、我々も福岡のためにこの水源を守っているという現実の中で、この覚書文書をどう整理するかという中で協力感謝金の話がまだ進行中で中断をしてると、こういうふうには、3つに分けて常々答弁をさせていただいてますので、そういう意味合いで御理解をいただきたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 以上で、質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） これで、13番、三園三次郎議員の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） これで暫時休憩に入ります。午後1時半より再開します。

午後0時12分休憩

午後1時29分再開

○議長（岩佐 達郎君） それでは、休憩前に引き続き、一般質問を再開します。

次に、10番、諫山茂樹議員の発言を許可します。10番、諫山茂樹議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 10番、諫山でございます。ただいま議長より許可をいただきましたので、3つの件名について、通告書に従いまして質問したいと思っております。2議会連続してトリをとらせていただきましたので、余り張り切り過ぎないように、慎重に、失礼なことを申さないように、そして厳しく質問したいと思っております。

それでは、早速1つ目のスポーツ・健康都市宣言についてを質問してまいります。これも私の選挙公約の1つでありましたので質問いたします。

スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充実感の獲得、自立心、その他の精神の涵養などのために、個人または集団で行われる運動競技、その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上での不可欠なものになっております。スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であると同時に、スポーツ基本法の前文にも述べられております。とりわけ武道は武士道にも通じるものがあり、自分も他人も尊敬し、心身を強健にし、礼儀を学び、世のため人のために力を尽くす人を育成するとともに、青少年の健全育成に寄与する教育的価値あるスポーツであります。なお、スポーツは、心身の鍛錬はもちろんですが、脳の老朽化を防ぎ、骨を丈夫にして、かつ血圧も下げ、ストレスの発散や生活習慣病予防など、健康寿命の延伸に多大な効果があり、介護予防にも資するものがあります。

一方、今後のうきは市を担う子供たちの体力、運動能力の低下も深刻であります。何らかの対応が求められております。参考のために申しておきますが、WHO——世界保健機関が定めた憲章の前文においては、健康とは精神的、身体的、社会的に完全に満足いく状態を指し、健康水準を達成することは、全ての人間の基本的権利の1つであるとあり、この3つがうまく調和されていることが望まれております。このように、生涯にわたる幅広いスポーツを通じた健康施策が、豊かで明るい活力ある地域社会を実現するためにも極めて有意義であると考え、提案質問をいたします。

1つ、近年少子高齢化や社会環境の急激な変化に伴い、生活習慣病が激増の傾向にあり、医療費抑制の面からも最重要課題として取り組むことが求められ、健康づくりへの意識がますます高まってきております。加えて、子供の体力低下も課題の1つです。このような観点から、水と緑の美しい自然、明るく健康で心豊かな活力ある町を目指し、老若男女の誰もがあらゆる機会と場

所を利用し、スポーツを通じて心と体を鍛え、市民相互の連帯感を育み、スポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現及び充実による健康づくり、市の活性化を目的に、うきは市をスポーツ・健康都市として宣言し、市民や各団体、学校、行政などが一丸となり協働して取り組むことを提案いたしますので、見解を伺います。

つまりスポーツを触媒にして、うきは市を健康で活性化するために生かす市の基本的な考えの周知や市民の意識の醸成を図ることを狙って宣言したいのであります。なお、触媒は化学の用語であります。水素と酸素を結合すれば水ができるということは誰でも知ってるんですけども、水素と酸素を200度以上温めても決して水にならないんです。それに銅をわずかに加えますと、200度前後で水ができるということは余り知られてなかったと思うんですが、つまり、この銅の役割をするのがスポーツじゃないかと。自分自身が何の変化もしなくて、他の者に変化を与えるというのが触媒でございまして、そういう働きをさせたいというのが目的でございまして。

2つ目、平成23年6月に国ではスポーツ基本法が成立、平成24年3月にはスポーツ基本計画が策定され、今後のスポーツに対する基本方針や施策が示されました。加えまして、社会的、国家的行事で国民に希望を与え活力を高め、さらに相乗効果を期待できるオリンピックもいよいよ2020年に開催されます。本市においても、年齢や目的に応じて、いつでもどこでも誰でもスポーツに親しめる生涯スポーツ社会の実現を目指すべきと考えます。スポーツ推進と健康づくりを基本理念に掲げ、スポーツ推進を総合的かつ効果的に進める上での考え方や方向性を明確に示すために、うきは市スポーツ推進計画を策定することを提案しますので、見解を求めます。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、スポーツ・健康都市宣言について2つのお尋ねをいただきました。

1点目が、スポーツ・健康都市宣言による活性化についての御質問であります。平成23年に全面的に改正されたスポーツ基本法では、スポーツに関し基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務並びにスポーツ団体の努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策の基本となる事項が定められております。御指摘のとおり、競技スポーツや地域スポーツを通して、幸せで豊かな生活を営むことは全ての人々の権利であり、市民の健康、連帯、そして活力を生むものと考えております。

うきは市におきましても、このスポーツ基本法に基づき、体育協会等による競技スポーツの向上を図るとともに、スポーツ推進員を中心とした学童記録会や市民運動会、ロードレース大会、また、ことしの夏に実施した巡回ラジオ体操など、幅広く地域スポーツに取り組んでいるところでございます。また、うきはアリーナでは、市民の健康をサポートする施設として、温水プール

やトレーニングジムのほか、高齢者向けの健康運動教室やロコモ教室などを開催して健康スポーツの推進にも取り組んでおります。

現在うきは市は、スポーツに関する宣言はしておりませんが、以上のような運動を通じた総合的な健康づくりに対する取り組みをしております。

議員御指摘のスポーツ・健康都市宣言であります。市民のスポーツと健康づくりへの意識高揚を踏まえた上で検討していく必要があると考えております。

2つ目が、うきは市スポーツ推進計画の策定についての御質問であります。スポーツ基本法の理念では大きく5点、1点目が自主的、自立的なスポーツの活動、2点目に学校、スポーツ団体、家庭、地域の相互連携、3点目に人々の交流促進、地域間交流、4点目にスポーツを行う者の心身の健康の保持増進、5点目に障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるようにするための配慮等が明記されております。この理念を推進するために、うきは市では、スポーツ組織の充実や地域づくりを目指す市民スポーツ事業、そして競技施設の整備、改善等の取り組みを進めているところでございます。

御指摘のスポーツ推進計画の必要性は認識しておりますが、現在のところ、具体的な計画策定の検討は行っておりません。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） それでは、宣言する狙いをもう少し詳しく話していきたいと思っております。

宣言する狙いについてはというか、宣言すること自体は、2つの意味があると考えられるわけですが、1つは、ある程度、意識が高まってきて、ある程度の成果が上がった時点で内外に向かって公表するというような意味も1つあるかと思うんですけども、もう一つは、これはもう、どこの市の宣言——これはスポーツ宣言に限らずですけども、もう一つは、いろんな宣言文を調査したんですけども、目標、目的に向かって強い願望がにじみ出たものが多いのでございます。私の今回の提案も重要な課題——今、うきは市はどんなことが重要かなということ、その課題から目標、願いを選定しまして、そして、その目標達成に向けて宣言したいと。これを機会に、市民を初め内外の関係者に広く深く浸透させ、日常的にスポーツに親しみ楽しむことの重要性を認識するとともに、一丸となって、これを機会に総合力を発揮して、そして実現していくということを狙っているわけでございます。いわば、決意表明とも言えるようなものでございまして、強い願望を込めた積極的な挑戦であります。

宣言のタイミングとしましてはね、いろんなのを調べてみますと、やっぱり大きなイベントがあったときとか、それから合併の時点、合併何周年かをたった時点、それから、いろんな施設をつくり上げた時点、そういうところが多いようでございまして、来年3月というのがタイミング

よく10周年でありますので、この節目のときに、そしてアリーナも6年、オープンしてなります。アリーナも立派なものが出ております。そういうものができた、非常に今の時期としてはタイミングがいいんじゃないだろうかということで提案しているところでございます。

例えば、宣言もせずに、ただ頑張りますと、これは余りにも消極的じゃないかなと。もっと前向きに捉えていただきたいというのが私の願いであります。例えば、子供の学力を上げたりスポーツのレベルを上げるにも、必ず目標を掲げると。そして、この目標に向かってひたすらに努力していくと。そして、達成した時点で褒めたたえるというようなですね。それから、企業経営におきましても、例えば、企業理念を取り入れた社是などがございますね。「最高の品質で社会に貢献」とかいうものをぽんと打ち出しまして、それに向かって努力していくと。それから、いろんな計画を、方針書を出しまして、そしてそれを打ち出して、それに向かって努力し達成していくということでございます。

だから、そういう狙いがあるわけでございますので、1つ熟慮し、そして再度、この宣言というのが必要性を感じているのか。有効であると思われるのか。今すぐできなくても、近い将来やろうと考えられるのか、そこら辺をお聞きしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） うきは市におきましても、先々月10月1日で市の高齢化率が30.1%になりました。いよいよ3割台、高齢化社会に本当に突入しているわけでございます。考えてみれば、やはりこういう社会情勢の中で、うきは市民全ての市民の皆さんが健康で生き生き明るく、まさに現役社会づくりというのが大きな市の課題ではないかと、このように思います。

常々申し上げますように、健康づくりの大きな3つの要素、特定健診はちょっと横に置いとしまして、何よりも重要なのは、運動と食と生きがいがづくりだろうと思います。やはり議員が御指摘されるように、全ての市民の皆さんが運動するような取り組みというのは極めて重要ではないかなと、このように思います。

そして、市長になって2年過ぎたわけでございますが、このスポーツに関してちょっと私が感じていることは、文部科学省を所管とする競技スポーツ、地域スポーツ、つまり特定の人を対象にしたスポーツと、厚生労働省が目指すべき全ての国民を対象にした運動と、ここの縦割りというのが結構ありますので、こういう問題意識を持ちながら、全ての市民に運動をどう広めていくかというのは非常に重要な課題だと、このように思います。

先般、とある雑誌のアンケートの結果によりますと、今、我が国でスポーツをやっていない方へのアンケートの中で、今後スポーツをするかというアンケートの結果に対して、7割がしないと。つまりスポーツ嫌いとか、運動嫌いの方がかなりいらっしゃいます。ここをどう取り組んでいくかというのが必要な課題であります。

議員御指摘のように、6年後は東京オリンピックも開催されます。しっかり東京オリンピックを契機として、厚生労働省のほうにも、全ての国民の皆さんにスポーツ、運動をという取り組みの考えもあるようでございますので、しっかりそういう動きを捉えながら、うきは市においてもしっかり検討をさせていただきたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 結論はまた後に延ばしますけれども。

現在、生涯学習課が中心になりまして、非常に頑張っておられるということも私は十分理解しておるところでございます。少ない人数で頑張っておられると。特に文化面。前は文化とスポーツと別な係をしておったんですが、ある時期で1つになっておりますね。これは、私の立場としては分けてくれとか、そこまでは言えませんが、とにかく大変だとは思っております。しっかりやっていただいております。

しかし、しっかりやっていただいております、この時点でさらに発展させたいなということがございます。何度も申しますが宣言をして、そして市民や各種団体、学校、それから行政等の縦割りのつながりをもっと強化して、一丸となって意識の高揚と事業に取り組みたいとの希望があるわけです。もちろん事業を行うには予算が伴います。その費用も、費用対効果を考えますと、この取り組みというのは、かなり費用に対しましては効果が大きいと。費用はさほど、もう、かなりでき上がっておりますのでね、アリーナにしても。そういうことで、ソフト面がどちらかというのと多いと。そこら辺をうまく整理しながらステップを踏んで進めていけば、今までの予算と余り変わらない予算でスタートはできるんじゃないだろうか。そして、徐々に助走をつけてハイレベルに持っていきたいなという、コストを抑えながら取り組んでいくことができると思うんですね。

失礼ですけれども、ちょっと苦言めいたことを申し上げますが、市長より、東京オリンピックの各国選手団の事前練習合宿所の候補地誘致に手を挙げたというようなこともあったところでは聞きました。また、ソフトバンク関連の誘致にも応募されたということもございますが、確かに高い志を持って高いハードルに挑戦するのもよいとは思いますが、やっぱりおのれの力というか、施設などを含めた総合的な実力もちょっと疑問視される中の、非常に厳しい挑戦ではないかなというふうに思います。

やっぱりスポーツの基本というのは足腰でありますので、その足腰を鍛える。つまりソフト面、ハード面をもう少し充実させながら、そういうところに応募するなり挑戦するというのもいいんじゃないだろうかというふうに思いますが、その点、いかがお考えでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど東京オリンピックへのトレーニングキャンプ、合宿所の誘致の話

が出ました。ぜひ我々は、そういう誘致に名乗りを上げて取り組んでいきたいと、このように思っております。

これに当たっては、何もスポーツ振興だけではなくて、観光振興の面、さらには市のイメージアップと幅広い効果が見受けられますので、そういう取り組みの中で、今、やらせていただいているところであります。

議員御指摘の健康づくりのスポーツ、そしてスポーツ振興のスポーツという観点でいきますと、昨日も藤田議員のほうからオルレの指摘がありました。健康づくりの運動に至っては、多種多様の取り組み方策が、うきはに合った取り組み方策がかなりあると思いますので、そういうことをしっかり見据えながら健康づくりに取り組んでいきたい。そして、あわせてスポーツ振興に取り組んでいきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 日本の男性の寿命、これが初の80歳を超え、女性は86.6歳ということで世界一だそうであります。

しかし、介護などを受けず、自立して生活できる期間である健康寿命——御存じの健康寿命ですね。と、その平均寿命との差が男性では9年、女性では13年あると言われておると。この約10年間の差が医療費とか介護費が必要な期間でありまして、そして、非常に不自由を来して生活する期間であります。医療介護の負担も一番かかる。その期間を短くすることが理想でありまして、そのためには健康寿命の延伸が必要でありますということです。

厚生労働省の2014年の厚生労働白書を見ても、健康長寿社会実現への元年と位置づけて、健康寿命を延ばす重要性を指摘しております。そのために運動習慣をつけることとか食生活の改善、そういうものを通じて生活習慣病を防ぐ重要性も強調されておるようでございます。また、平成25年6月に閣議決定されました日本再興戦略の中でもテーマに上がっているようでございます。このような背景を踏まえて、健康寿命の延伸を重要課題に位置づけて、やっぱりスポーツ・健康都市宣言の理念に基づいていろいろ施策をやるべきじゃないかと。

その中でもロコモ予防、こういうものも非常に効果があるということでございます。ロコモは、もちろん御存じだと思いますけれども、加齢などによって筋肉とか骨とか関節が衰えて、立ったり歩いたりする動作が困難になって、非常に生活に不自由を来す。そしていろんな転倒をしてけがをします。非常に危険性があるわけで、このロコモ予防、こういうものもやっぱり健康の宣言をすることによって生涯スポーツ、誰でもが参加できるようなスポーツに関連する取り組みをやりながら、やっぱり延ばしていくことが非常に大事じゃないかというふうに思うわけであります。

もう、いろいろ取り組みはやっているというのは、僕も十分存じております。ロコモもいろいろアリーナを利用してやっているとか、そういうことは知ってるわけでございますけれども、そ

ういう健康寿命の延伸をやっぱり第1番に掲げて、そして、健康で幸せな生活を送れるような取り組みをぜひやっていただきたい。そのためにはやっぱり何らかの宣言をして、そしてみんなが共通認識をして、一丸となって取り組めるようなことが大事だろうというふうに思います。そういうことで、健康寿命の延伸と、それからロコモに対する熱意といたしますか、力の入れぐあいと申しますか、そういう意欲、そういうものについて、ちょっと市長の御意見をお聞かせ願いたいと。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 現在の取り組み状況も関連がありますので、担当の保健課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 保健課長。

○保健課長（金子 好治君） 健康寿命の延伸につきましては、保健課のほうで、第1に生活習慣病、これをいかに改善していくかということで日夜取り組んでおるところでございます。

また、ロコモ予防につきましては昨年度より行いまして、昨年度約100名の方が御参加をいただいております。また、26年度の前期におきましても、50名の方が終了をいたしております。さらに現在、後期の教室を行っております。しかしながら、ロコモ教室というのは、あくまでも御本人にこういった介護にならないためのきっかけを与える教室でございます。その後、御本人がこれを継続していただくことが、この予防の一番大事なところでございますので、保健課といたしまして、できるだけ介護とか病気にならないための、筋骨格系のそういったメニューを生かしながら、まずはロコモ教室に参加していただき、その後、御自分で継続していただけるようなフォローアップ等もいたしながら取り組んでおるところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） そのロコモ予防もね、アリーナなんか呼び出して、そしてそこで器具を使ってやる、それも1つのロコモ予防になりますが、家庭でできる運動とか、いろんな取り組みされる予防の取り組みがあると思いますので、ひとつ幅広く、誰でもができるような、そういう取り組みなり指導を今後とも積極的にやっていただきたいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 保健課長に答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 保健課長。

○保健課長（金子 好治君） 今年度11月11日、これは介護の日でございます。介護の日の講演会ということで、今年度ロコモ予防をテーマにした講演会を行っております。参加者、約

150名の方に参加をいただいております。

ロコモ予防というのが、おっしゃるとおり、身近な家庭の中で、家の中でできる、そういったロコモ予防がございますので、7つのチェックポイントというようにいろいろな、九州大学の——ちょっと名前は忘れましたが、九州大学病院の先生においでいただきまして、身近でできるロコモチェック、そういったことを市民の方に御紹介をしたところがございます。そういった形で、できるだけ簡単にできるロコモ予防も、これから広報等を使いながら市民の方に紹介をして進めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） ロコモ、それから、そうですね。

じゃあ、ロコモからちょっと外れますけれども。宣言をいつされるか、ちょっとまだ聞き出ししておりませんが、宣言するだけじゃ、本当意味ないわけですね。やっぱり宣言して、それを契機に実のあるものにしていかなきゃいけないわけで。いろんなところが宣言してるんですよ。このスポーツ宣言都市はいっぱいあります。しかし、やっているところ、ピンからキリまでありますので、そこら辺の取り組みを強化していただくことを僕は強く申し上げたかったわけがございます。

特に実現のためには、今もロコモが入りましたが、保健課とかいろいろありますね。それから、学校教育も出てきます。それから生涯学習、いろんな縦の部署があるわけで、それをうまく束ねて、そして1つの目的をもって進めるのが今度の宣言の目標でございます。縦割り行政の阻害要因を乗り越えた組織の見直しですか。それから、その権限なりそういうもの。それから、施設とか環境の整備はもちろんやらなくちゃいけない。しかし大きな施設、アリーナのような施設は、もう立派に多額の投資をしてもらってでき上がっておりますので、あとは細かい整備でも結構だと思っておりますね。それから、高齢者が楽しんでいるグラウンドゴルフ場の整備とかゲートボール場の整備とか、そういうスポーツ広場の整備。そして、いつでも誰でもどこでも気軽にできるような小規模のスポーツレクリエーション施設の充実。それから、ちょっと外れますが、公園などで子供たちがあそこで遊ぶのも1つの将来、健康になる秘訣でございますので、遊び場を整備するのも1つの施策だろうというふうに思います。それから、スポーツ指導者の育成並びに組織化、これはかなり体育協会も、それから指導者の充実も図られておりますので、かなりでき上がっているんですよ。あとは最後の仕上げなんです、最後の。ですから、もう10年たったんだから、ここで宣言しようじゃないかというのが私の願いでございます。

最後に僕は市長に、今の時点でちょっととどまっているという阻害要因とございますか、懸念されること。何でそれをできないのですかというのも、よろしかったらお聞かせ願いたいというこ

とで、最後。そして、必要と思われるのであれば近年中、いつまでっちゃ言えないなら近年中に、近い将来までにはぜひそれを宣言して、やっぱり活用していきたいという心構えなり、そういうものがあればお聞かせ願いたいと思います。よろしくお願いたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 議員がいみじくも御指摘されるように、宣言するに当たっても、やっぱり中身が伴わないとよろしくないと思います。かなり成熟してきてるんじゃないかという御指定も一方でも承りました。

先般、市民の皆さんが取り組んでいる3B体操に私も参加をさせていただきました。本当に手軽にやれるスポーツというか、運動だということで感心をしたところでありますが、市民の皆さんも多種多様の運動、スポーツに取り組んでおられますので、そういうところをしっかりと整理をして、構築をして、きちんと宣言にふさわしいような内容を構築することが重要だと思いますので、そういう視点で検討といいますか、中身の構築の検討を進めていきたいと。その後に、そういう宣言が必要か否か、考えていきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） そういう場合、やっぱり2年以内なのか4年以内か、そのくらいの期限がないとね、これは約束になりませんので、いつごろまでにはこれをはっきりさせたい。はっきりさせたいというかやる方向だと思うんですけども、そこを宣言するというのを、よろしかったら何年以内なのか。5年以内なのか、10年以内なのか、2年以内なのか、1年以内なのか、そこら辺をよろしくお願いたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） かねてから、議員からは全てスピード感を持って対応せよというような御指摘は受けておりますし、そのことは非常に重要であるというふうに考えております。

今回の件については、御指摘にありますように、生涯学習課あるいは保健課と、幾つもの所管に分かれている部分もありますので、そういう整理というか調整も時間も必要でございますので、ここで何年というのはちょっと申し上げづらいんですが、しっかりした対応を図っていききたいというふうに考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） じゃあ、次の質問に入ります。

次は、行政経営の活性化についてに移させていただきます。

平成23年4月に地域主権改革関連の法案第3法の整備——これは地方分権一括法の法案ですが、今後の行政は地方自治体優先の法則を貫き、住民の福祉向上に向けて積極的に民間の経営感覚を取り入れ、効率的に結果を上げることが求められております。地方分権、地域主権

時代を生き抜くためには、高度化する行政事務を的確にスピード感を持って対応できる専門的な職種を含む有能な人材の育成、強化が重要であります。既成概念にとらわれず、古い習慣を打破する職員みずからの自己変革、意識改革が不可欠であります。

我がうきは市は、平成20年ごろより団塊世代の大量退職時代を迎え、優秀な職員や管理職が退職されて大幅な世代交代が生じました。市長、副市長もつい最近交代されました。行政経営の一部に関連し、質問いたします。

1つ、うきは市もNPM——ニューパブリックマネジメントを強力に推進し、民間企業で活用されている経営理念や手法を可能な限り適用して、行政経営を効率性や生産性、有効性を高め行政経営の革新を図ることを提案するが、見解を伺いたい。

2つ目、人材育成を含めた市政全般に関し、ニューパブリックマネジメントというものをどのように認識されておるか。行政の活性化にどう生かそうとしているかお尋ねしたい。

市長就任後2年、副市長は1年が経過しました。これまでに市長みずからがNPMを念頭に置いて実践されてきたこと、成果を尋ねたい。

次に、定型的である人材育成にとどまらず、NPMの理念に沿ったユニークな人材育成なり取り組み計画があればお尋ねしたい。

5つ目、職員のモチベーションを高め、やる気を引き出す施策として意欲的に実行したいことをお願いしたい。

以上、1回目の質問でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） 行政経営の活性化について、5点の御質問をいただきました。

1点目のニューパブリックマネジメントによる行政経営の改革と、2つ目の市政全般への活用についての御質問ですが、この2つは関連がありますので、あわせて答弁をさせていただきます。

平成25年6月議会におきましても、関連した御質問をいただいたところではありますが、その際の答弁といたしまして、ニューパブリックマネジメントとは、民間企業で活用されている経営手腕や手法を可能な限り行政現場に導入することを通じて、行政部門のマネジメントの革新を図ろうとする新しい行政運営システムであり、私が職員に対して常に心がけて仕事に取り組むよう伝えております顧客主義、現場主義、目標管理と通ずるものがあると思っており、今後とも行政運営に積極的に生かしてまいりたいと、このように申し上げました。この考えは、現在も変わっておりません。

また、人材育成を含めた市政についてであります。人材教育の基本は人事管理、人材確保、研修制度、職場環境の整備等が重要であると考えております。このような考えに基づき、職員研修に人権研修を取り入れ、市民から信頼される資質を育てるとともに、法務研修や実務研修、ス

キルアップ研修など、自己啓発意欲を持った職員が、より高度な専門知識や能力を取得できるように取り組んでおります。また、民間企業の手法や国家公務員の行政運営手法を取り入れるべく、国土交通省、経済産業省との人事交流や、地方公共団体情報システム機構への職員派遣、それから、福岡県自治振興組合主催の職員研修に参加するなど、職員のレベルアップに努めているところであります。

このような取り組みを行ってきたことで、職員の中には、国や県が公募する競争的資金を競って取りに行こうとする士気が芽生え、国や県が開催する勉強会や制度説明会に積極的に参画する者がふえてまいりました。今後も職員に対しまして、顧客主義、現場主義、目標管理について徹底していきたいと、このように思っているところであります。

3点目が、ニューパブリックマネジメントによる成果等についての御質問であります。私が市長に就任して以来、九州北部豪雨災害の復旧と復興に邁進してまいりました。このことにつきましては、他の市町村の技術職の方々からの応援、国からの職員出向等、力強い支援を行っていただき、計画どおりに復旧が進んでいるところであります。災害復旧に大きな力を注ぐ中でも、うきは市の復興の種をまくべく、うきは市をPRするブランド推進やコミュニティ支援に係る取り組みに力を注いできました。その過程では、顧客主義、現場主義、目標管理を強く意識して、民間活力を念頭に置きながら、住民の内発的な活動を重視した行政運営に取り組んできました。

また、人事交流や職員の資質向上に向けた研修会への参加、また、民間の経営感覚の導入を図るため、行政改革推進委員会等へ諮問を行い、その答申を尊重した補助金や公共施設活用の見直しを進めているところであります。ニューパブリックマネジメントについては、災害という苦難を乗り越える上でも、業績を測定し業務改善につながる事が大事でありますので、今後も市民満足の向上を図るため、目標管理を意識した行政運営に対し、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

4点目が、NPM理念に沿ったユニークな人材育成の計画についてのお尋ねであります。人材育成については、諫山議員の言われるようなユニークな計画かどうかは別にしても、これからのうきは市を担っていく職員を育てていくために、人材育成の取り組みが重要であることは痛感をしているところであります。職員研修については、先ほども述べましたように、人事交流や派遣を取り入れるとともに、久留米広域定住自立圏政策形成塾への参加や、県内の全市町村で構成している福岡県自治振興組合が主催する大野城市の福岡県市町村職員研究所での研修を中心に取り組んでいるところであります。また、市独自の研修としては、人権問題研修や課題ごとの研修など、職員に必要とされるスキルを学ぶ研修を年度ごとに計画し、職員の能力向上に努めているところであります。

5点目が、職員のモチベーションを高め、やる気を出す施策として意欲的に実行したいことは

という御質問であります。職員のモチベーションを高め、やる気を引き出す施策として、人事評価制度が1つの重要な方策と考えております。議員も御承知のとおり、人事評価制度につきましては、地方公務員法の改正により、平成28年度から実施が義務づけられているところであります。現在、来年度からの試行に向けて情報収集に努めているところであります。今後、先進地等の事例を参考にしながら、人事評価制度の最大の目的である人材育成につながるよう、実効ある評価制度の構築に向けて対応していきたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 市長は、ニューパブリックマネジメントを十分理解されているというふうに理解しました。

しかし、どうでしょう。職員にはどのような手段で周知徹底されてるのか。こういうものですよというのは、ちゃんと指導しているのかどうか、そこら辺をちょっとお聞きしたい。市長だけ知っててもなかなかでありますので、どのような形で周知されているのか。例えば、マニュアルなんかをつくって周知されているのか。何もなくて、会議のときにちょこちょこつとされるのか、そこら辺をお聞かせ願いたい。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 毎月、月の初めに私から全職員に対してメールを送信しているわけなんです。その中で、この顧客主義、現場主義、目標管理主義、この3点については常に訴えているところでありますし、また、管理職等会議においても、こういう考え方については常日ごろから周知をしているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） わかりました。

経団連会長を歴任されました重鎮、土光氏は皆さん方、御存じと思うんですが、その方が言われるのには、全社員が共通の価値観で結ばれることが一番企業にとっては大切だと。価値観は見えざる社是、動く社訓となって会社を動かすということを説いております。つまり、いかにそういうものを周知徹底、共通の認識をさせるかというのが大切だそうでございますので、よろしく願いしておきたいというふうに思います。

それでは、もう、時間は余りございませんので、ニューパブリックマネジメント、いろいろあるんですよ。国や地域ごとに違いがありますので、全体的な共通項目をちょっと整理して5つ上げてみますけれどもね。

まず、1つは、顧客主義。これは市長がいつも申し上げておりますので、かなり浸透されてると。顧客の価値分析とかCS測定とか、そういうのもやっぱりやるべきじゃないかなと。やってみると。満足するだけじゃなくて、うまくそこを徹底されてるかどうかの成果が上がっているか

なども考えていかなきゃいけないのかなど。

2つ目が、市場メカニズムの活用をしなきゃいけない。どういうことかという、公的事業の民営化とか、指定管理者制度の制度化とか、そういうのをやっておりますよね。それから競争入札採用、これもかなり浸透しております。

しかし、ここで希望ですけれども、地方自治法とか施行令の規則にのっとって随意契約は決められておりますので、そのとおりやられているとは、主にやっているとは思いますが、これはあくまでもやってよろしい、随契でもいいですよということであって、1円でも2円でも安くしようと思えば、この随契もやれるものは入札にすると。もちろん随契のときに合い見積もりをとられてるというふうに思っておりますが、民間会社で130万円以下のやつでもどんどん入札しております。しかし、すぐ返ってくる言葉は、業務量がふえるからそういうふうにやっていますよということですが、業務量は業務改善で改善しながら時間を捻出し、そして、可能な限り随契を減らしていくということも必要じゃないかというふうに思いますが、その点、市長、いかがでしょうか。競争入札制の採用、これはかなりやっていると思うんですが。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 公共契約に当たってやはり重要なのは、受注機会の確保というか、そういう観点と、あと競争性の確保、この2点に尽きると思います。しかしながら、案件によってはどうしてもやはり随契ということも出てまいりまして、そちらについては、法に基づきながら適切に対処をさせていただいてるところであります。

また、品確法の法律もできまして、総合評価方式とか新しい契約手法も出てまいっていますので、そういうこともしっかり念頭に置きながら、冒頭申し上げました受注機会の確保と競争性の確保を常に頭に置きながら対応していきたいと、このように思っています。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） わかりました。期待しております。

それから、次に3項目めですけれども、権限の分権とか移譲を積極的にやりなさいというのもNPMの1つのございます。例えば、経営企画部門とか経営戦略とか、そういうのの立案とか、そういうものは企業のそういう専門のほうに任せて、執行するほうは現場の執行部門に目標をちゃんと定めて権限を移譲するというような権限の分離、そして、任せて移譲するというようなやり方が非常に有効だというふうに言われております。当市においても、来年度機構改革をされるということでありますので、それに期待をしているところでございます。

それからもう一つ、提案をしたいんですがね、市長は御存じですか。福岡でDNA運動をやられている。これは業務改善の1つの一環としましてね。それから、普通の民間企業ではTQC——トータルクオリティーコントロール、品質管理で、仕事の質を変えるというより、品質管

理というのは、これは製造部門の部品とか品物を安く、品質をよく仕上げるための管理手法ですけども、それを仕事の質に変えてTQCを取り入れていると。そして改善していくという活動がございます。DNA運動というのは別に難しいことじゃなくて、できるものから始めましょうと。できない、しない理由は、そういうものは探さないと。それからNは納得できる仕事をしよう。市民の納得を自分の納得にしよう。それから、遊び心を忘れずにとというのは、がちがちな考えや対応でなくて、ゆとりを持って人間らしく明るさを持って対応しましょうというDNAらしいですね。そこら辺、市長、DNAとかそこら辺のTQCとかやられている、やる意欲が今後、近い将来でもやろうと考えているのか、そこら辺は考えがあればお聞かせ願いたい。今の時点でなければ結構でございます。そういうのも大事なかなということで。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） DNA運動は、確か十五、六年前に福岡市が取り組んだ手法だと承知しております。私も前の職場で福岡市に実情を聞きに行ったこともあります。

それから、TQCについては、特に民間の製造部門で取り組みがなされているということは承知をしているところであります。

こと2つについて、すぐさまうきは市にという考えは、今は持ち合わせておりませんが、DNAのみならず、いろんな公共経営の改善については、取り組みについてはいろんな手法が出てますので、しっかりそこらは把握をして取り組みを進めていきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） じゃあ、これ、最後ですけども、身近なものをお聞きしますが。

うきは市職員行動基準というのがありますね。うきは市の将来像である、誇り、交流、夢の実現を目指して、一人一人が意欲と能力を最大限に発揮するための行動の基本となる重要な職員行動基準というのがございますが、市長、見られたことはございますか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） うきは市職員行動基準は、確か平成20年に策定したというふうに聞いております。管理職会議でたびたび総務課長のほうから配付して、職員の行動基準のあるべき基準を確認し合っているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 私、年初めの仕事初めにこれをいただいて、読ませていただいたことがあるんですけども、それ以前にも知ってたんですけども。職員に対して、これは採用のときの教育に使うくらいでやってないというようなことはないと思うんですが、どのような形で職員に、常に頭の中にこれをたたき込んでいくような指導をなされているだろうかというの

を、ちょっと。そして、これを暗記するくらいの意気込みでやってもらったらいかがだろうかというふうに思うんですが、現状はどうだということと、そういう徹底の仕方を何かございましたら教えていただきたい。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） このことにつきましては、総務課長より答弁をさせます。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 職員行動基準についてのお尋ねで、市長が答弁したとおりです。

市長のほうからも、管理職会議の折に管理職に対して職員行動基準を示しながら徹底をしておりますし、私のほうでも、年に数回ですけれどもペーパーで管理職に配って、職場で職員に周知するように——見せてということで、周知徹底をしておるところです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） その中に、目指すべき職員像の中ぐらいにでもいいですけども、厳しい財政状況でありますので、高いコスト意識と経営思考も重要と考えるわけですが、これに余り、ちょっとそういうところが載ってないということと、それから、下の5番目ぐらいに、コスト意識を持って限られた時間や予算を有効に活用しましょうというようなことが載っておりますけれども、やっぱりコスト意識というのが非常に大事なことじゃろうというふうに私は考えるんですね。ですから、こういう高いコスト意識、そして、経営的な思考を持った職員像でありたいということで、これはつくってかなり長くなっておりますので、そろそろこの行動基準だけでも見直すようなこともいいんじゃないだろうかというふうに思うんですが、市長、いかがでしょうか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、求められる公務員像というのは大きく2つ、世の中全体の社会経済の変化、あるいは公務を取り巻く行政の変化を受けて、やっぱり職員が時代の変化に対応得る豊かで幅広い知識、あるいは経験と確かな能力、あるいは市民の目線に立った説明能力と使命感、こういうものが非常に重要だと、こういう認識を持っていますので、またいろいろ庁内でも議論しながら、この行動基準について見直すべきところは見直して、そして周知していきたいと、このように思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 最後に——もう、時間がございません。あと5分でございますが、道の駅駐車場安全対策、そのほかなどについて、ちょっとお尋ねします。

3つございまして、道の駅の一番東側の北側が、かなり30メートルぐらいの高低差があるわ

けであります。そこに臨時の駐車場になってるわけですけども、そこに何もストッパーがないんですよ。車輪どめとか。針金で張ってるくらいでありますね。何カ月前だったか知りませんが、重大なひやり事故が起きております。高齢者の方だと思っておりますが、アクセルとブレーキと間違えたんだらうと思っておりますが、半分ぐらい落ちかかっとなったということでございます。これ、もし落ちてたら重大な事故につながりますということでございますので、これは早急に、臨時駐車場であろうとも、あそこは強固な車輪どめ、そしてガードレールなりをつけていただきたいが、いかがだろうか。ガードレールも白でペンキを塗った道にあるガードレールじゃなくて、やっぱり道の駅の家マッチしたガードレールなり、木造の強度を有するガードレール、そういうものであってほしいというのが1つでございます。

それから、旧資料館の有効活用、旧資料館、歴史資料館ですか。あれは道の駅に使うてよろしいという許可が出ておりますが、この有効活用はどうなっているのだろうか。例えば、県への補助金の返還とか、そういうものは、そういう制約条件があるのだろうか。

それからもう一つ、最後であります。非公式情報でありますけれども、国交省からのスーパー道の駅認定の話がちょこっとお聞きしたんですけども、その概要、そして、まだ今の時点で言われなと思います。可能性はどうなのか。言われなけりゃ結構でございますが、概要。どういう恩典があつてどういうものだと。全国でどのくらい認定されるのかとか、そこら辺がわかる範囲内で御答弁願いたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。スーパー道の駅に関してはちょっと通告外ですので。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 書いてましたよ。そうか、はい。じゃあ、通告外であれば参考までにお聞きいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長、答弁。

○市長（高木 典雄君） ただいま、道の駅駐車場安全対策について2つの質問をいただきました。

通告に基づき答弁をさせていただきますが、1点目が、道の駅の事務所北東側の臨時駐車場の安全対策についての御質問であります。道の駅うきはの事務所北側は、平成25年度に駐車場を確保するため、拡張工事を行いました。その際、安全対策としまして、簡易な車どめと注意看板を設置いたしました。しかしながら、車どめへ強くぶつかるケースもあつたということで、指定管理者である、うきはの里株式会社より、現在、設置している車どめよりも強力な車どめやガードレールのようなものを設置したいという要望をいただいているところであります。現在、平成27年度の道の駅うきはに係る補修計画について検討を進めており、御指摘いただきました事務所北東側の臨時駐車場の安全対策工事につきましても、この計画の中に含め、対応を図る予定であります。今後、議員から御指摘いただいたことも含めまして、うきはの里株式会社と補修

計画に係る協議を進めていきたいと考えております。

2つ目が、旧資料館の有効活用策についての御質問であります。現在、旧資料館は、道の駅うきはで使用しますこん包資材等の置き場として一部使用をしております。現在、道の駅うきはは、うきは全体としての機能向上について検討を行っているところでございますので、旧資料館の活用方法につきましても、この中で総合的な観点から検討を進めていきたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 制約条件があればということも。制約条件——補助金の返還とか。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 家宝資料館については、県の補助をいただきながら建設をした経緯がありますが、一定年度の経過がたつてますので、補助金返還の必要はないと、こういう連絡を受けているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 以上で、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（岩佐 達郎君） これで、10番、諫山茂樹議員の質問を終わります。

以上で、一般質問は終了しました。

○議長（岩佐 達郎君） ここで暫時休憩とします。午後2時45分より再開し、直ちに議案質疑を行います。

午後2時20分休憩

午後2時44分再開

○議長（岩佐 達郎君） それでは再開します。

日程第2. 議案質疑

○議長（岩佐 達郎君） 日程第2、議案質疑を行います。

議案第87号うきは市道路線の認定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江藤 武紀君） 議案書の16ページをお願いいたします。

議案第87号うきは市道路線の認定について。

道路法第8条第2項の規定により、次のうきは市道路線の認定について、議会の議決を求める。

平成26年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

記。

路線名、起点、終点、重要な経過地は別紙のとおり。

次のページをお願いいたします。

認定、級、その他、路線番号1989、路線名ハツエ線、起点及び終点は、ともに吉井町屋部字ハツエ284番1となっております。位置的には、お手元に配付しております、うきは市道路認定資料の2ページ目に地図をつけておりますので、参照をお願いします。場所は、浮羽町流川と吉井町東屋部との町境で、県道浮羽草野久留米線から本佛寺への進入道路の周辺となります。

認定の理由としましては、県営農村総合整備事業吉井地区に係る土地改良財産の譲与によります市道認定となっております。延長78メートル、幅員4メートルとなっております。

以上、よろしくをお願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第88号新市建設計画の一部変更についてを議題とします。

説明を求めます。企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 議案書の18ページをお願いいたします。新市建設計画の一部変更についてでございます。

別紙のとおり、変更後の新市建設計画及び新旧対照表を事前にお配りさせていただいておりますので、あわせて御参照ください。

新市建設計画の一部変更の内容につきましては、さきの全員協議会におきましても説明させていただいておりますとおり、平成24年6月に東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律が施行されたことにより、合併特例債の発行期限が10年から15年へと5年間延長可能となったことにより、この期間に応じた財政計画とするものでございます。

新旧対照表の1ページより記載しておりますとおり、本文中に「10年間」と記載がある部分を「15年間」に変更し、その後、Ⅷ、財政計画の内容を5年間延長し、「平成17年度から平成31年度までの15年間」とするものでございます。詳細につきましては、積算根拠も含め、事前に配付をさせていただいておりますので、説明のほうは省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三太郎君） 新市建設計画をいただいておりますけれども、これの18ペー

ジですね。工業エリアというものでありますけども、「本エリアは、旧吉井町にある富永工業団地と旧浮羽町の古川工業団地・三春地区です。富永工業団地には既に多くの企業が進出しており、残るあき区画への企業誘致を推進します。三春地区については」、次からが「福岡県が進める工場受入地の調査が実施されており、工業団地としての開発を検討します」、まだ開発するわけですか。これはもう、開発できてるんじゃないですか。それを何でこのままさらに5年間延長するのかですね。これが1点です。

それから30ページ、主な関連事業ということで表が出てあります。これは、生活環境の整備ということでございますが、2番目に下水道の整備ということでございますが、公共下水道の整備促進はもちろんのことでありますが、かねて農業集落排水事業が毎年赤字であるわけですね。したがって、これを特定環境保全公共下水道に接続するように、それから、同じ特定環境保全公共下水道ですが、吉井町で一番早く完成しておる屋部処理区ですね。これについても非常に経費面で無駄が出てくるから、これも早急に特定環境保全公共下水道に接続するよということですが、これが全くうたわれてない、従前のままとするのは、どういうことこのよになっているのかですね。確か27年度中には、農業集落排水も県が見直して、28年度には移管ができるようになるかもわからんというようなことを聞いてありましたが、この5年間は全くそういうものをやろうとしないのかどうか、この2点について回答を求めます。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） まず、今回のこの5年間の延長でございますが、こちらは、先ほどの説明にもありますが、東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律、こちらの中で、第2条の中で――途中省略しますが、同項中「10年度」とあるのは「15年度」と、要は期間の延長を認めるものであるということが定められております。これをもちまして、基本的には期間の延長を行うというもので、この変更を進めておりまして、計画の中身自体を変更するということは、もともとが考えていなかったものでございます。あくまでも現行の10年間の計画が、東日本大震災の影響や、うきは市におきましては平成24年度の豪雨災害、こういったものがございましたので、計画どおりに進んでいないということを理由に、県のほうに期間の延長を認めていただいているというものでございます。よって、繰り返しになりますが、計画自体、中身を見直すものではなく、期間の延長を行ったものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 確かに期間が、特例債が本当は平成26年度で終わるわけですね。大体10年ということでありましたからね。特例債があと5年認められるということでありますから、当然、その5年間で特例債等を利用して、関連する事業があれば、私はこの際、この

事業計画の中身も見直すべきと思うんですよ。

特に18ページあたりは完成しているものを、まだ今からつくるような文言でそのままいってありますがね。そこにありますように新市の地域別整備方針、もう方針の中で、これ、できてるんですから、できてるものについてはですよ——じゃないと、これはまだこのまま残っていくこととなりますよ、あと5年はですよ。ところが、絶対これはやらないわけでしょう。三春工業団地というのがはできてるから。まだ、ほかにやる計画がありゃあ別ですよ。三春工業団地の第2の工業団地をつくるとか、そういうことだったら別ですけど、これについては、もう完成してるんですからですね。

それから、下水道等の整備でありますけれども、やはり下水道整備というのは金がかかるものですから、そして、特例債が認められれば、それでやったほうが一番いいことになるわけですね。したがって、今度は5年間の特例債の発行が延長されるんですから、何でその整備というのをここに上げてあるのに、整備の中に盛り込んでないかどうかということなんですよ。皆さん方はこの中身を見てない。ただ、期間だけを見てるからそういうことになるわけでしょう。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 18ページですけれども、繰り返しになりますが、もともとが平成17年から26年度までの10年間で実施する計画について、ここに書かせていただいております。今回、変更しましたのは、平成17年度から平成31年度まで、この15年間にやるべき計画ということについて、この中身を見直しておりますので、あくまでもきょうこれからやることだけを記載しているわけではなく、平成17年から平成31年度までに実施する計画全てについて本文中には書かせていただいているところでございます。

また、この変更の中身につきましては、さきの全員協議会のほうでも御説明しましたとおり、事前協議を県と行ってまいりました。事前協議につきましては、10月10日に県からの通知によりまして修正意見等がないという回答をいただいております。その後、すぐに正式協議というものをとらせていただいております、報告しましたとおり、11月4日付で正式協議についても異議なしということで県からの回答をいただいております。この事前協議を行った上で議会の承認が必要ということになっておりますので、今回、議案として提出させていただいたものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 三園議員と関連をしますが、これは多分、総務産業常任委員会のほうに付託される案件だろうと思います。

確認をしておきますが、今、企画課長からありましたとおり、既に県等のヒアリングも終わっ

て了解済みということでございまして、要するに、5年間の合併特例債を延長できるということで、この財政計画のみを、早い話がていよく整備しとけばいいという、言葉は悪いんですけどね。だから、今、三園議員からあったようにおかしなところ、私も読んでこれは全然情勢に合っていない、5年延長して。しかし、これは一切扱わないというところで県は了解してるんだということの理解でよろしいんでしょう。なおかつここに、ただ、そんないいかげんな仕事をせにゃいかんということが、ちょっとどうかなという気は正直残ります。

ただ、この財政計画が、地方財政法に言うような、ほかの財政計画と整合がとれているのかどうか。たまたまこの部分だけを県が承認すりゃあ、あと5年でこれは抹消されると——通ればですね、あと5年してから、合併特例5年延長が終わったなら、これはもう、計画は終わりですから、もう、ないと思いますからですね。そういう理解でいいということをはっきり申し上げてください。その上で無駄な時間を割く必要もなければ、委員会のほうでは、そういう皆さんの理解で審査したいと思いますので、よろしくお願いします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 今、議員のほうから御説明いただいたとおりの内容でございます。

県のほうと協議を行っている中でも現行の期間内、要は、当初の10年間では当初の計画どおりに進んでいないということが認められましたので、計画の中身は同じで、期間だけを15年間に延ばすという扱いで手続をとらせていただいております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） いいですか、ほかに。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 似たような話になるのかもしれませんが、1点だけ確認とつかお尋ねしたいと思います。

本文の7ページのところに、人口及び世帯数の見通しについて、推計値として27年というのが開示されてるということになろうと思うんですけど、それで、これと財政計画との関係があるのかどうかというのが1つ。要するに、人口のベースをもとにして財政計画そのものが成り立っているのかどうかという、背景との関係があるからじゃないかなというふうに思ったんで、そういう点では、31年まで延長であれば、その後の分について、人口見通しというのか、世帯数の見通しというのかな。そういうものは一切必要ないのかなというのが確認したいということ、1点。

以上です。済みません、1点だけです。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 御指摘の部分は新旧対照表の中に、今、御指摘の部分、平成31年

度までの、済みません、ちょっとお待ちください。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 先に7ページの人口世帯数の見通し、それと財政計画との関連はと
いうことでした。

人口等が影響してまいりますのは、特に地方交付税の算定において影響してくるかと思いますが、今回の見込みにおきましては、平成25年度の交付額を基準といたしまして、それに増減の
要因を加えたところで試算をしておりますので、先ほどの7ページの人口等の見通しとは直接的
な関連はございません。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） もう一点、お尋ねします。

そうすると、この人口及び世帯数の見通しというのは、ほかに出てくる統計がありますよね。
それとの関連での整合性というのは一切関係なしということなんですかね。それも含めて確認し
ます。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） ほかの分も、直接ここに上げておる人口世帯数とは関連は出てま
りません。先ほど企画課長が申しあげましたとおり、本文中の記載については年数を10年から
15年に改めるというだけで、内容的な変更はございませんで、要は、合併特例債の期間を5年
間延長するための財政計画のほうだけをいじらせていただいたということになります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 1番、岩淵議員。3回目。

○議員（1番 岩淵 和明君） 私が聞きたかったのは、変更なけりゃあないでいいんですけども、
ほかの人口動向の予測調査と違ってあるじゃないですか。ほかにも出てくる、文章が出てくると
思うんですけども。それとの関連で、これがベースになってるのかどうかをちょっと確認したい。
その整合性を確認したいということだけです。

ごめんなさい。ほかになんてあればいいですよ。人口動向の推計について資料がほかにもな
し、これしか、新市計画しかないと言うんだったら別に構わないですけど、ほかとの関連であれ
ば教えてください。

○議長（岩佐 達郎君） 企画課長。

○企画課長（重松 邦英君） 今、議員の御指摘は、この人口の推移をベースに、ほかいろんなも
のと、これをベースにやってるのかと、その辺の関連はないのかと、そういった理解でよろしい
ですか。

もともとこの新市計画に使わせていただいているこの人口の推計につきましても、またほかのいろいろな調査ですね、こういったものに使わせていただいている人口の推計についても、その出典、出どころは総務省の国勢調査でございます。ですので、この新市計画に必ずしもひもづけをしているわけではなくて、もともと総務省とかが発表している、または厚労省が発表している、そういった人口の推計データ、そういったものからのひもづけとなっております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第90号うきは市総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 議案書の21ページをお開き願います。

議案第90号うきは市総合福祉センターの指定管理者の指定について。

下記のとおり地方自治法第244条の2の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。平成26年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

記。

1、指定管理者に管理を行わせる施設、うきは市総合福祉センター。

2、指定管理者に指定する者、うきは市吉井町347番地1、社会福祉法人うきは市社会福祉協議会。

3、指定する期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。

補足といたしまして、指定管理者の指定方法につきましては、うきは市の公の施設に係る指定管理の指定手続等に関する条例の第5条の規定による公募によらない候補者の選定によりお願いするものであります。また、平成21年4月1日から平成24年3月31日の3年間と、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間、計6年間にわたる期間、この施設の指定管理者として指定を受けていたことからお願いするものであります。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 3年間の期間が経過したために、改めて指定管理者、そういうものを指定するわけではありますが、条件で計画書が出されてると思いますよ、応募するためにはですよ。その計画書はどのような状況になってるのかですね。

というのが、26年度の当初予算を見ますと、うきは市総合福祉センターの管理料というのが、ここに予算書に出てまいりますけれども、その予算と大幅に狂ってるのかどうかですね。上限がわかってあったらお願いしたいと思います。恐らくは、向こうから収支内訳書というのが出てくると思います。これはもう、当然出さなきゃならんように指定管理者の条例の中で決められてあるから、それについてお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 26年度分ではなくて今までの、この例といたしまして、25年度のほうで、うちの指定管理収入ということで1,300万円の指定管理料を支払っております。

その中で向こうのほうから実績報告書が出ている分で、利用料が12万5,040円、それと雑収入——電気料、下水道使用料、こういうのが39万4,390円と、そういうふうな形で実績報告書が出ておる状況でございます。

また、全体的に見まして、大体24年度まではとんとんというような関係で、剰余金も余り出ていないということでもあります。25年度に対しましては少しの剰余金が出てまして、24年度に車両運搬を取得した関係で、25年度は常勤等も若干減っているような状況となっております。そういうふうな実績報告が出ております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） お願いしたいんですけど、今からの議案がこの指定管理が続くと思うんですが、多分、前回の補正予算で債務負担行為の設定がなされているというふうに確認してます。

それで、今、三園議員からありました指定管理料ですね。これは、お互いの指定管理の契約の中に記載してあるというふうに債務負担行為では載ったと思います、手元にありませんからわかりませんが。だから、これ、確実に説明するときに指定管理料を明確に言っていただきたいんですが、わざわざ聞かずともですね。これは来年の4月からですけども、債務負担行為を設定して、これが上がってきてるということじゃないですかね。それをまず確認したいと思います。財政課長、違うちょっとかの、私が言いよることは。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 今、債務負担行為の関係のお尋ねかと思えます。

9月補正におきまして、今申し上げました総合福祉センターを初め、全部で4つの案件について債務負担行為の補正を上げさせていただいております。その中で記載しておりますのが、金額ではなくて、当該協定に基づく指定管理料相当額ということで記述をしております、額がこの時点でははっきりしないということで、そういうふうな記述で提案をさせていただいております。

ろでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 多分そういうふうに読んでおりました。

それで、相当額ということでしたから、今もあるように、大体はつきりできないなら、この金額を想定しているぐらいの表現をきちっといただいて判断しやすいように、なおかつ、これは3年に1回ですから、資料も手元にありませんしわかりませんから、よかったならばお互いの、きょう議決をして締結するであろう取り決めあたりを皆さんにお配りいただければ、もう、よろしいんじゃないかと思うんですけども、説明があれば資料を配られんですかね。こういう契約を案としてしますよというのをいただいとけばいいと思うんですが、3年に1回でしょうからね。福祉事務所長、よろしく願いをいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 今の江藤議員の質問の関係で、一応この議案が議決されて、その後指定管理者と契約をするような形になりますので、その契約書ができましたら、その資料をお渡しするというような形でよろしいでしょうか。おあげしたいというふうに思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） これは、付託にはならんとですかね。ここできょう、採決ですか。付託になるとでしょう。私どものほうは限られますけど、それを審査するときに前もって案を、コピーをもらえんのかということです。どういう取り決めになっているのか。

いろいろ施設そのものを、いろんな問題があるでしょうが。管理上の問題、それから、例えばアリーナを例えると、10万円の工事費以上は市がするとかいろんな取り決めがあるでしょう。そういうものは一つ一つ違うだろうと思いますから、その辺を精査するというか、確認も審査する上で必要ですからお願いをしているところでございますが、もう、これが議決されて配っても、それはそれでいいんですけども、審査する前に事前の資料としてお願いしたいという申し入れでございます。よろしく申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 今度新たに契約する関係の協定書等は、まだそういうのができておりません。前の指定管理のときの――26年ですかね、その分のときの契約書等がありますので、その分を委員会のほうの審議の折に提出をいたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 問題は、指定管理者が一生懸命にならなきゃ収益は上がりませんよ。市がやってもできない、だから、指定管理者に委託をしたら大変な収益が上がったというのは、八女のべんがら村ですね。八女市がやっとしてどうにもならん。だから、指定管理者にやらせたら、やはり指定管理者の発想で客寄せとかそういうものを行ったから大繁盛したでしょう、あの八女のべんがら村というのはですね。

今、説明を聞いてって収入が12万5,340円。1年に12万5,300円、1カ月に1万円しか上がらんということですか。これは指定管理者の努力が足らんわけですよ。それから、39万4,390円上がりましたから、25年度は黒字になるようだ。そうじゃなくて、大体どういう事業計画が出たんですか。

この第3条の中に「前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める指定申請に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない」。どんな書類かという、1が施設の事業計画書、これ、出とるとでしょう、事業計画書が。それから、管理に係る収支計画書。団体の経営状況を説明する書類。その他、市長が必要と認める書類、どんな書類を求めてありますか、市長は。これらの書類を申請書と一緒に出さなきゃならんでしょう。それを出しやあいいじゃないですか、審議する資料として。これ、出せんわけですか。こんな資料が出てるわけでしょう。つまり指定を受けてこういうようにやりますからという、それが計画書じゃないですか。だから何も、つまり前年同様ですということは、前年同様1,300万円で指定をさせていただきますということと同じですよ。こんな指定管理の方法はないですよ。

だから、本当は公募して業者を探すのが本当ですよ。ところが皆さん方はそれをしない。本当は公募となっているけれども、公募、それに見合わないからというようなことで指名で指定管理者をしてありますが、この第3条の書類は出せないかどうかですね。それについて回答を求めます。まだ2回目ですから、あと1回残しときます。どんな申請が出てるわけですか。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） ただいま議案となっている分は、平成27年4月1日からの分でございます。4月1日から30年3月31日まで指定管理を行うための議案を提出しております。

それで、計画書につきましては、26年度分は出ておることです。

それと、またこの総合福祉センターのほうは、貸し室料というのは会議室等があります。その分の会議室の使用料ということでもあります。

まず、この当施設は、市民の福祉の向上並びに啓発を図る目的としておりますから、1階には、うきは市社会福祉協議会の事務所がありまして、総合福祉センターを中心に行っている福祉事業のほとんどは同法人が主体となっております。このことから、建物の管理も含めて、うきは市社

会福祉協議会を指定管理者とすることがもっともということで、そういうふうな形で、あそこの部屋の会議室の収入というのがわずかなものというふうなことになっております。

○議長（岩佐 達郎君） それでは、ここで暫時休憩します。再開を3時30分から再開します。

午後3時21分休憩

午後3時29分再開

○議長（岩佐 達郎君） 再開します。

じゃあ、答弁。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 先ほどの件でございます。

社会福祉協議会のほうから申請書のほうが提出されておりますので、今、この場にちょっとありませんので、委員会のときにその分を提出させていただきたいと。申請書そのものが分厚うございますので、一応閲覧という形で提出をさせていただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。4番、中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 今、出ております関連でございますけれども、アリーナのときだったかな。アリーナのときも、何か今までの関連でずっと行くような感じで、先ほど出ておりますように、そのときも申し上げましたが、やっぱり市がやっておったときと民間に委託したときには、本当はサービスがよくなり金額も大体下がるという話を私がしたというふうに思います。

この提案のほうが——ちょっと私も勉強不足だというふうに思いますけれども、通常一般の会社とかでしたら、指定管理者を出して、大体ここに金額が普通なら来るんですね。金額が来て、幾らでこういうふうで、指定管理者を年間こういうこととするというのが大体普通のような感じでも、ちょっと市役所のやり方がどげんなのかなというふうに思っておりましたが、中身がわからない部分がありますもんで、本当言うと、年間に幾らでこうこうということが出すべきじゃないかなというふうに思います。

それで、社会福祉協議会は私も評議員をさせてもらったことがあるんですけども、金額的にはかなり、全体的には繰越金が出るような感じでございますから、ちょっと見直しはすべきじゃないかなと。

あと、次の項になっておりますが、棚田あたりがいろいろ——また後で出てきますけれども、話を聞きますと、あそこに1日おってゆっくりあるときというか、電話とかいろいろありますから、やっぱりそこにおらにやいかんとに、2,000円とかに1日がなっておるとかと言いつたから、そういう話も聞きましたから、それはやっぱり1日そこに当番なりにしておつたら、通常ですと2,000円とかの賃金じゃ、何かおかしいじゃないかなというふうに思っております。

それで、それは次の段階でもなってきますけれども、相対的に次の場合にも金額的な表示は全然ないですね。年間にどういうふうでどういう数字というやつが、通常ですと出るんじゃないかなと思います。今の答弁を聞きよりますと、後で出しますとかいうことですが、決まっておって、次、いろいろ言うときには、これで話をしましたということになりがちなようですから、そこんにきのやり方というか、提案の仕方というのが、ちょっと民間と市役所で違うとかなというふうに思っておりますが、そこら辺のところは、管理だけじゃなくしてやっぱり吟味していかんやいかんとやないかなというふうに思いますが、市長、そういうところはどのようなふうを考えますかね。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の件については、指定管理者の指定について議決を求めるものでありまして、全て地方自治法に根拠をもって提案させていただいています。金額なんかが入った契約相手方を算定するのは、議会初日に議決いただきましたように工事請負契約の締結、これは地方自治法の、また別な条文で、金額も含めて議決を求めているものでありまして、今議決については、地方自治法第244条の2の規定による指定管理者の指定を求めることについての議決であります。

でも、その議決をいただく判断材料として、先ほどから出てますように、この3年間の委託契約がどのくらいになるのか。あるいは、どういう事業内容なのか。そういうことは重要な判断資料でありますので、そちらは福祉事務局長が先ほど答弁したように、早急に皆さん方に、資料が多いということで閲覧という形になるかもしれませんけれども、皆さん方に提示して、そして、十二分な判断できるような状態にして御議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 4番、中野議員。

○議員（4番 中野 義信君） 私も地方自治法とか、そこら辺までは勉強しておりませんが、先に管理者だけ決めたら、もう、あとは、金額はお任せというような感じにとかなりやせんかなというふうに思いましたから、そこら辺のやっぱり資料を出していただいて、判断材料にせんと議決はできないというふうに思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 今、市長が地方自治法、地方自治法に何ち書いてありますか。議会の議決を求めるということですよ。書類とか、そういうのを出してはならんと書いてありますか。書いてないでしょう。

私どもが申し上げてるのは、議決する判断材料が欲しいんだということを申し上げてるんですよ。だから今、お聞きしてわかるようにね、売り上げが12万5,340円でしょう、1年間に。

これ、どういうことですか。12万——ということは、1カ月に1万円しか上がってないということですよ。これは指定管理者の努力不足ですよ。会議室でも同じ。会議室がいっぱいあるから。会議室を使ってもらうように方々に当たりゃあいいじゃないですか。こういう会議室がありますから、ぜひ利用してください。だから、これが39万4,390円ですか。合わせて51万9,730円しか上がってないですよ、1年間ですよ。出すのは1,300万円ですよ。これ、なぜこういうことになってるかということですよ。

今、27年度からのやつだから金額はわかりませんというようなことですがね、これ、第3条見てんですか。「前条の規定により公募するものとする」としてある。第2条で「市長は、指定管理者に法律第244条第1項に規定する公の施設（以下、施設という）の管理を行わせようとするときは、次の各号に掲げる事項を明示して、指定管理者になろうとする法人その他の団体を公募するものとする」と。第3条で「前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は、規則で定める指定申請書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出」しなきゃならん。つまり27年から管理者になろうとする人が出すわけですよ。26年じゃない。27年からですよ。ちゃんと書いてあるわけ。「前条の規定により指定管理者の指定を受けようとする団体は」、これ、27年から受けるわけですよ。施設の事業計画書、どういう計画書が出てるわけですか。

そして、管理に係る収支計画書、そんなにいっぱい出てるわけですか、収支計画書。コピーすりゃあいいじゃないですか、その出されてる資料をですよ。大変厚いから見るだけ、何で資料が出せんわけですか。

それから、団体の経営状況を説明する書類、こういうものを出して、そして第4条で「市長は前条の規定に基づき申請があったときは、次の各号に掲げる選定基準に照らして施設の管理を行うに最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする」。そして、議会の議決を求めるということでしょうか。ちゃんと条例で決められてあるわけですよ。皆さん方は、そういう条例の重みを持ちなさいよ。国は法律ですけど、地方公共団体は、その法律にかわるのが条例ですよ。その条例で決められていることを公表できないなんてとんでもないことですよ。

（「議長」と呼ぶ者あり）いや、ちょっと待ちなさいよ。私は今、3回目の質問をやってますからですよ。

そして、皆さん方は後でって言うけど、これは委員会付託になったら、私たちは全くこの審議には加わらないわけですよ。じゃあ、どのようにして後は、私たちは周知すりゃあいいんですか。そういう状況ですから、少なくともここに書いてますように、第3条に書いてありますように、収支計画書ぐらいは出していいじゃないですか、収支計画書ぐらい。分厚い資料ということですが、どういうことが書いてあるか、見てありませんからわかりませんが、これを出して

ください。これがこの条例の審議の資料ということになりますから、審議の資料の要求をやっているわけです。

市長が何かあるようですからどうぞ。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 失礼しました。

中野議員の御質問に私が答えた趣旨は、中野議員の指摘は、この議案第90号のフォーマットが民間レベルと比較するとなかなかよく理解できないと。慣習でやってるんじゃないかということに対して、いやいや、法に基づいてこういうことをやっていますと。当然、工事請負契約書の議決については金額も書いてやっていますということを申し上げておきました。

そして、今、三園議員の御指摘についてはおっしゃるとおりでありますので、申請者から申請書等もいただいておりますので、先ほど福祉事務所長はお出ししますと、こういうふうに申し上げます。ただ、部数が厚いもんで閲覧という形になるかもしれませんが、そのところは御了解いただきたいと、先ほどから福祉事務所長が答弁をしているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 先ほどの収支計画書、こちらのほうは、後でコピーをいたしまして皆様にお配りしたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第91号うきは市つづら棚田交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

説明を求めます。農林・商工観光課長。

○農林・商工観光課長（野鶴 修君） 22ページをお開きください。

議案第91号うきは市つづら棚田交流センターの指定管理者の指定について。

下記のとおり、地方自治法第244条の2の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。平成26年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

内容といたしまして、1、指定管理者に管理を行わせる施設、うきは市つづら棚田交流センター。

2、指定管理者に指定する者、うきは市浮羽町新川3250番地、つづら棚田保全協議会。

3、指定する期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日までであります。

このことにつきましても、先ほどの議案の中でいろいろお話になっております指定管理者のほ

うの申請、平成26年10月28日付で指定申請書というところで、事業計画なり3年間の事業収支見込み、そういったものが提出されておりますので、これも先ほどと同様、後でコピーして委員会のほうでお配りしたいと思っております。

委員会ということになりますと、ほかの方がわからないということもありますので、これは、議員の皆さん全員のほうにお配りしたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第92号うきは市コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

説明を求めます。市長公室長。

○市長公室長（高木 勲美君） 23ページをお願いしたいと思います。

議案第92号コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

下記のとおり、地方自治法第244条の2の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により議会の議決を求める。平成26年12月4日提出。うきは市長高木典雄。

記といたしまして、1、指定管理者に管理を行わせる施設、別紙のとおり。

2、指定管理者に指定する者、別紙のとおり。

3、指定する期間、平成27年4月1日から平成30年3月31日まで。

次のページをお願いいたします。

別紙のとおりということで、内訳を書かせていただいております。

まず、1番、指定管理者に管理を行わせる施設として、そこに上げております。名称としまして、1番目に御幸コミュニティセンター、所在地としまして、うきは市浮羽町朝田389番地3でございます。以下、それぞれのコミュニティセンターについて記載をさせていただいているところでございます。ごらんいただきたいと思っております。

次に、2番、指定管理者に指定する者についてでございます。

名称としまして、1番目に御幸コミュニティセンター、指定する者といたしまして、御幸地区自治協議会でございます。以下、それぞれのコミュニティセンターについて提案をさせていただきます。

このことにつきましては、本年度4月から発足しました市内11の地区の自治協議会の拠点施設であります各コミュニティセンターを、それぞれの各地区の自治協議会で指定管理者として管理をしていただくものでございます。なお、指定管理料でございますが、電気代等、維持管理に必要な経費のみとして、実績等を勘案しながら決定することとしております。当初予算に計上さ

せていただくところで現在、調整中でございますが、全体額としては、約700万円程度になろうかと思っております。

なお、先ほどからお話になっておりますそれぞれの自治協議会の管理委託料につきましては、別紙で明細で資料を提出させていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 実は、せんだって御幸校区の議会報告会に参加をいたしました。私どもは班外でございましたものですから発言権等がございませんでしたけれども、非常に御幸地区の自治協議会から交付金について異議が出されたわけですよ。ほかの質問ができないくらい、大変な異議が出されました。私どもは全く存じてありませんでした、幾ら払ってるのかですよ。

2月7日に全員協議会がありまして、このとき資料をいただいております。ここに持ってきておりますけどね。このときに交付総額が1,320万円ということで、世帯割が30%、均等割が70%で金額の提示がなされたわけです。それではだめですよ。今、市長公室長が言うように、以前からそういうような分け方をしてるものですから、非常に差ができてるわけですよ。せっかく自治協議会がスタートしたけれども、これは、当日出かけてあった方は、前の掲示板に自治協議会の原田区長会長が数字まで掲示したからおわかりと思いますが、そのときにおいでになった御幸校区の皆さん方はね、こんな不公平なことをしてというようなことを聞いたわけでございます。

例えば、御幸校区は二千何名おりますよということの説明がありました。そして、金額がこれだけですが、1戸当たりで割っていきますとこれだけしかいただいておりますというような話でございました。それと、ほかの地区はこういう状況になってあります。これは、皆さん方はどう思いますかというようなことも質問がなされたわけでありましてけれどもですよ。

この前2月7日のとき、私は申し上げとったでしょう。平等割と人口割じゃなくて、何で事業割というのを設けないんですかということですよ。事業を一生懸命やっているところには、全く振り向いてない。事業をやってないところには、従前のままということだったら、これだったらますます自治協議会は事業を取りやめてしまいますよ。やらないほうがいいと。どうせ決まった額が来るなら、いろんな活動はしないほうがいい。ただ、会議だけ持って、そして会議手当てだけ払って、全くいろんな行事がストップしてしまうおそれがありますから、ぜひこれは事業をやっている事業の内容を検討して、事業をやっているところには、やっぱり配分が行くようにしてくださいということを申し上げとったが、これが全く聞かされていない。あのときは張り紙が出されました。例えば山間地域と、それから江南とか何カ所か出されましたけど、そういうことです

けれども、今度の委託というのはどういう基準で委託するわけですか。基準が恐らく定めてあると思います。

ところが今度の——また後の予算審議になりますが、コミュニティの助成補助金というのが削減されてるわけですね、逆にですよ。今度の予算、第5号の補正予算でカットされてありますけれども、それはどういうことで——それは予算のときに聞きゃあいいことでもありますけれども、せっかく2月7日に皆さん方が全員協議会を開いていただいたから、ぜひこういうことの不満が起きますから、私は事業をですね。

というのが、浮羽町のほうは、全て公民館活動というのが以前の町長、鍮水町長が県の社会教育課長をしとったもんですから、非常に公民館活動には力を入れたんですよ。そして、足らんとところはやっぱり自分たちで出してでも、地域住民のために事業をいろいろやってくれということですから、御幸校区の場合で、たしか1世帯当たり600円ですね。これは戸数が多いもんですから、2,000以上ありますから、600円でもかなりな金が要ります。ところが、山間地域は戸数が少ない。例えば、田籠みたいだったら63戸しかないもんですからね。したがって、とても600円じゃあ金額が足りないということで、田籠地区では、たしか3,000円ずつ年間拠出して、いろいろ事業をやっているという実態なんですよ。そういう実態を無視して、つまり自治協議会が働かなくていいような、そういう制度を取り入れること自体が私は間違ってると思います。

だから、例えば御幸校区の場合は、当日張り出しが出ましたもんですから、私、写したんですが、2,498戸ありますと。そして、いただいたのが623万円でございますということ。623万円を約2,500戸で割ってください。それから、山春のことも出されました。山春872戸、そして526万円、だから、1戸当たり6,032円になってありますよと。それから、江南のことも出されました。1,147世帯、これで543万円ですから4,734円の交付を受けてありますと。事業をやらなくてもそういう交付があるんだったら、もう、事業をやめたいということがありましたですよ。

このことについてはすぐ、たしか11月16日かなんかに私ども御幸校区の議員には、ぜひ議員との懇談会をやりたいということで御案内いただきました。ところが、市長のほうから断ってきたから、この懇談会は延期するということで私どもは通知をもらったわけですよ。どういう、私たちと懇談するつもりかわかりませんが、今度、改めて17日、御幸校区の議員はぜひ懇談会に加わってくれという御案内をいただいておりますが、この中でもこの問題が出てくると思います。したがって、これについてどういう構想を持ってあるのかですね。つまりそれについて納得のいく説明をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長公室長。

○市長公室長（高木 勲美君） 指定管理の内容と若干違って来るかと思いますが、お答えできる範囲でお答えをさせていただきたいと思います。

まず、交付金につきましては世帯割を30%、均等割を70%とした理由につきましては、従来の公民館活動の実績の資料をもとにして、この割合を決めました。従来60万円程度の運営費ということで公民館活動がされており、それは、田舎であろうが御幸であろうがほとんど変わっておりません。それを基準として、それより下げるといことは、これはもう、考えられないこととございますので、山間部をまずそれより下がらないような割合ということで、それを基準としてこの30%と70%を決めたところでございます。

ただ、これについては、このままでずっと固定していくということではございません。実績を見ながら、これの見直しをしていくということは十分考えられるところでございます。

それから、12月の補正で交付金がカットされておるといようなお話でございましたが、ちょっとそのことにつきましては、コミュニティ関係での削減は考えていないと思っておりますので、また後ほど、もし不明であればお尋ねいただきたいと思います。

それから、先ほどの懇談会ということでございました。これにはいろいろ事情がございましたが、市長と直接お話をしたいということで、今回、この理由は、委嘱の問題と区長報酬の見直しについての問題に端を發しております。市長のほうに直接お話をしたいということでお話がありましたもんですから、市長はもう、善意で、じゃあ御要望があれば行きましようといようなことで御返事をしておりました。ただ、他の地区との関係もございまして、他の区長会長さん方の御意見もございました。それをもって、まず事務局サイドでちゃんと今回の委嘱制度、それから区長の報酬の見直しについての、まずその説明を十分やった上で、それでも市長の見解が聞きたいということであれば、またその折に検討させていただきたいということで延期をさせていただき、まず、今回15日でしたか。御幸のほうには事務局のほうから説明に行くということでさせていただいておるところでございます。

交付金について非常に問題があるということでございますが、従来の公民館活動という、この実績を見て判断せざるを得ないところもございました。それから、活動したところにはそれなりの補助金をといようなお話でございましたが、これもたびたび議会の席でお話し申し上げてきたところでございますが、その事業については、企画課サイドの補助事業のメニューをもって対応しておるところでございまして、現在もいろんな、それぞれの地域で、小塩のホタル祭りとか、いろんなそれぞれの事業に対して補助制度をやっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第95号うきは市社会会館条例を廃止する条例の制定についてから、議案第98号うきは市老人憩の家条例を廃止する条例の制定についてまでを一括議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 議案書の40ページをお開き願います。

議案第95号うきは市社会会館条例を廃止する条例の制定についてから、議案第98号うきは市老人憩の家条例を廃止する条例の制定についての4件は一括議題となっていますので、あわせて説明をさせていただきます。

ことしの3月に老人等の保健福祉施設の見直しはいつするのかという一般質問の折に市長のほうから次のとおり答弁をされております。

老人福祉センターちかぜ社会会館については、老朽化、耐震性、利用状況、住民意識調査の結果を踏まえまして廃止すべきと。2点目の老人憩の家については、老朽化、耐震性、利用状況を踏まえて廃止すべき。3点目のふれあい荘については、高齢者福祉サービスの観点から、現状のまま運営すべきということで、今後は高齢者福祉サービスを後退させないためにも、高齢者に対するサービスのあり方について検討を行い、親睦交流の機会や外出の機会をふやし、在宅福祉の向上及び充実を図っていこうと思っておりますというふうな答弁をされています。

このことから検討を進めた結果、議案第95号のうきは市社会会館条例、議案第97号のうきは市老人福祉センター条例、議案第98号のうきは市老人憩の家の条例、3件の廃止する条例は、平成27年4月1日から施行したいと思います。

また、議案第96号のふれあい荘を含む、うきは市ゆうゆうセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についてであります。

高齢者福祉サービスを後退させないため、今まで直営で委託をしていました、うきは市ゆうゆうセンターに民間の経営手法を取り入れた利活用を図るため、指定管理制度を導入するため、今回この条例の全部改正を行うものでございます。

それでは、議案書の43ページをお開き願います。

うきは市ゆうゆうセンターの設置及び管理に関する条例の内容について説明をいたします。

第1条が設置、市民の健康増進と福祉の向上に資するため、うきは市ゆうゆうセンターを設置する。

第2条が施設の名称及び位置、うきは市ゆうゆうセンター（以下「センター」）の施設名称及び位置は次のとおりとする。名称、ふれあい荘（浴場、大広間）。位置、うきは市吉井町新治372番地。次に、ゲートボール場、うきは市吉井町新治369番地。生きがいセンター、うきは

は市吉井町新治375番地2。

第3条に指定管理者、市長は、センターの目的を達成するため必要があると認めるときは、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に管理を行わせることができる。第2項で、前項の規定に基づく指定管理者は、うきは市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により指定された者とする。3項に、市長は第1項の規定により、指定管理者にセンターの管理運営を行わせた場合、予算の範囲内で管理委託料を支払うことができる。

第4条に、指定管理者が行う業務ということで、1号、2号、3号、4号ということで定めております。

第5条に、指定管理者が行う管理の基準ということで、指定管理者は法令、この条例、この条例に基づく規則、その他市長の定めるところに従い、センターの管理を行わなければならない。

第6条に職員、市長はセンターに所長、その他の職員を置くことができる。

第7条に、開館時間及び休館日ということで、センターの開館時間及び休館日は市長が別に定めると。

第8条に利用の許可、第9条に利用の制限、第10条に利用の取消し等を定めております。

さらに、第11条では使用料、第12条では使用料の減免を、第13条では使用料の返還を、第14条に利用料金を、第15条に権利の譲渡禁止を、第16条に原状回復を、第17条に損害賠償を、第18条に指定管理者の秘密保持義務を、第19条に委任を定めています。

附則といたしまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するというふうになっております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方は議案番号を言って質疑してください。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 議案第96条でありますけれども、うきは市ゆうゆうセンターの設置及び管理に関する条例の全部を改正するというところでございます。内容的には指定管理者が加わっておりますが、このゆうゆうセンターの平成25年度の営業実績はどうなってるわけですか。

そして、指定管理者に行わせるということでございますもんですから、これも4月1日から施行ということですが、これはどこに、あるいは応募はどうなってるのか。公募したのか、あるいは公募せずに、もう指名でやってるのかどうか、先ほどと同じような質問になりますけど、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） ふれあい荘の管理費の関係でございます。

平成25年度、市の委託料が199万5,840円、それと利用料が79万3,450円、燃料代が191万8,000円という実績となっております。

それと、ふれあい荘の利用人数6,813人という利用状況となっております。

応募の関係でございます。

この分の議案の議決が得られましたら、1月にゆうゆうセンターの有効利活用といたしまして、企画提案型の公募を行わせていただきまして、応募された中から一番優秀な業者に指定管理者になっていただくという考えを持っております。3月に議会において指定管理者選定の議案を提出する予定ということでございます。一応、あの場所のほうは浴場、大広間、ロビー等がありますので、その部分をいかに有効に利用するかということで、民間の手法を取り入れて、ゆうゆうセンターの活性化を行いたいということで、そういう企画提案型の公募を行いまして、応募をされた中から一番いいところを採用したいという考えを持っております。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。2番、鍮水議員。

○議員（2番 鍮水 英一君） 条例の廃止物件が3項目出ております。議案第95号、議案第97号、議案第98号。これ全て、さっき市長の答弁によりますと耐震化の話が出ておりました。もちろん古い建物であり廃止が相当とは思いますが、例えばこれ、解体して売却とか、今後の有効活用の対応とか対策はどんなふうになってありますか。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 老人憩の家のほうは、昭和45年に建設されたものでございます。ボイラーが昨年3月に故障をいたしまして、その修理の見積もり金額をとりましたら260万円ちょっとぐらいかかるということでございます。

老人福祉センターちかぜ、この分が昭和39年に建設されたものでございます。その横のほうに社会会館、これは10年後の昭和49年ということで建設されております。そういう関係で、こちらの老人センターちかぜのほうもボイラー等が昨年の8月末に故障いたしまして、この分の見積もりも大体90万円近くかかるだろうというようなことでございます。

そういう関係で、こういう耐震化を、既に古い建物でございます。そういう関係で、耐震診断業務費ということで、ちかぜのほうは310万円ぐらい、老人憩の家のほうが、これも300万円近くかかるだろうという関係がございます。そういう関係でこの分は、そうするともう一つ、議会のほうにも筑後川温泉のほうから民間の温泉とかの経営を圧迫しているのではないかというふうな陳情等も出ております。そういうこともあつて廃止の方向性ということを考慮したところでございます。

その後の利用というものが庁舎内の検討委員会の中で出されておりますのが、一応案といたしまして、老人福祉センターちかぜにおいては、筑後川温泉の周辺地域の周辺整備の中で解体して、あちらのあたりを公園化したり、また足湯等を使ったらどうだろうかという案等も出ております。また、老人憩の家のほうは、県道の部分の拡張工事に伴って、その部分を壊して広くしたらどうだろうかという、いろいろな案が出て、今、どういうふうにするかというのが今後の課題になってくるといふことだろうと思います。

一応案としては、庁舎内の検討委員会の中で、そういうところで跡地の利用を考えたらどうかというふうな案が出ているところでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 2番、鎌水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） 今言う検討委員会ですか。それは、地元の方も入ってるんですね。例えば、自治会代表とか。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 庁舎内の検討委員会、昨年11月ごろ開催しまして、そういうことでしております。地元の方等は入っておりません。

○議長（岩佐 達郎君） 2番、鎌水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） 個人的なつき合いの方ですけど、そういった廃止をして、今、公園化と言ってますがね、売却等は考えてないんですか。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（後藤 一善君） 売却等、今のところ、そういう検討は行って——そういう売却ということじゃなくて、ちかぜのほうは、あのあたりの周辺整備の中で一体的な公園化をしたらどうかということで、ちょっとそういうふうな案が出てると。売却までの案というのは、今のところ出ておりません。

老人憩の家のほうも売却という案は今のところ出ておりません。

一応そういうふうな売却等を含めて、今後、検討をしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 今、お尋ねの高齢者福祉施設の廃止後の活用のあり方については、先般の一般質問の答弁にも申し上げましたように、うきは市行政改革推進委員会から答申いただいて、廃止の方向で答申いただいているんですが、その後の利活用については、公共施設等総合管理計画を早急に取りまとめたいと、このように考えているんですが、そういう中で、予断を持たないで、今、福祉事務所長のほうから公園化とか、あるいは売却は考えてないという答弁だったんですが、

私としては予断を持たないで、いろんな選択肢を入れて、有効活用とか処分も含めて有効活用をしていきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それじゃあ、鑑水議員の関連で受け継いでから、市長からも御答弁がありましたから、ぜひ。

何回か、決算の折でも申し上げました。住民の声を、特に市長のほうで総合計画の中で温泉の計画ということで期待をしておりますし、当然、そうせにやいかんだろうと思います。もう、昭和橋、それから寿橋、新川の橋もいよいよ竣工の時期に入ってきてます。この景観の整備と、唯一の温泉のうきは市の——温泉の地域でありますから、皆さんも関心を持って一般質問等をなされているところであります。

ただ、私は地元大石として、やはり1つの観光の基軸であって、また1つの活動体の基軸というふうになります。単なる、福祉事務所長がおっしゃるようなことじゃなくて、市長からは非常に前向きな考えというように表現をとりましたけど、とにかくパークゴルフ、それからラグビー——今のところですね、やはり風呂に安くて入れる。今、500円なり割り引きの、若手の旅館の新しいメンバーの人たちでいろんな工夫を商工会、観光協会のほうでなさっておりますけども、何とかそういう受け入れる、癒やしの温かいものを、その中に当然考えていただいていると思いますが、ぜひ——いろんな表現がありますけども、単なる公園化ということじゃなくて、何かを市長の描いていることと一致すると思うんですが、これは条例を廃止し解体するという話、これはもう結構です、そのとおりで。しかし、これをどうするかが、うきはというものをどう生かすかということに直結してますもんですから、くれぐれも具現化していただきますように要望として申し上げておきますが、いま一つ、市長のほうからお気持ちを聞かせていただきたいと思っております。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のとおりでありまして、予断を持たないで、いろんな方の意見を聞きながら、本当に市にとって有効な利活用をしていきたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 福祉センターの廃止の条例、ちかぜというんですか。

実は、筑後川温泉が開発されたのが、たしか34年だったと思いますからね。かなり年数がたってありますけれども、中で旅館とよとみですか。1回潰れて入湯税も納めてないという、たしか黒川の人だったと思いますけどね、あれは。あそこが旅館が1つ潰れて、それからその後、あれだけじゃんじゃんやとった富久屋が潰れました。あれは競売にかかって、私も何回か入札に出かけましたけども、最初は随分高かったけれども、後は2,000万円切ったと思いますけど

ね、あの富久屋というのはですよ。それから、ゆの郷ちくごがなくなりました。そのために筑後川温泉というのが、もう、ていをなしてないわけですよ。

今、市長のほうから売却という話がありましたが、やっぱりあの地域を活性化させるためには、今のままの旅館では、これは古びた温泉ということになって、ますます尻すぼみになっていくおそれがありますもんですから、できたらあそこで、大きいことは要らないけれども、旅館業でも始めようという方があったら、私はそういうものの誘致のほうがむしろ筑後川温泉の活性化につながると思いますので、これは解体していろいろ整備しても何にもなりませんもんですから、有効活用していただきたいと思うわけです。

そこで、あそこに温泉が出ましたもんですから、当時の町長、田中紋太だったと思いますけどもね、ぜひ国民保養地の指定を受けようということで国民保養地の指定を受けてありますが、今、福岡県内に国民保養地の指定を受けてる温泉街はどのくらいあるのかですね。そうすると、ちかぜが撤退しますと、今までは国民保養地の負担金というのを出しとったわけですよ。これはどうなるのかですね。全く撤退しますから温泉とは関係ないことになってますが、これ、今、予算見てありますけれどもね。国民保養温泉地域協議会の負担金というのが4万5,000円ほど、ことしの予算で組まれてるわけですよ。これは、そのまま国民保養地の指定を残すのか残さないのか。残すということになると、負担金はまだ続けなきゃならないと思いますよ。残して協議会に市が加わって何をするのかということになるんですね。この点について、どう考えられてるのか、あわせて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 今、御指摘のちかぜ等に当たっては、九州一の大河である筑後川の本川と放水路のちょうど連結部分で、本当に夕日がきれいに見える好立地条件の場所があります。そういうことも売り込みながら、議員御指摘のように、市にとって有効な利活用に努めてまいりたいと、このように思います。

そして、国民保養温泉の県下の指定状況についてであります。現在、福岡県の国民保養の指定を受けているのは筑後川温泉と吉井温泉のみ、うきは市のみであります。ちょうど来年だと思っておりますが、今、国民保養温泉地の指定の更新期を迎えていますので、我々としては引き続き申請を出したいと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第100号うきは市火葬場条例の全部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 議案の朗読は省略いたします。議案書の54ページをお開きください。

うきは市火葬場の設置及び管理に関する条例。

うきは市火葬場条例の全部を改正する。

今回、新しい火葬場ができますので、料金だけでなく全体の見直しをいたしますので、全部を改正するものでございます。

第1条で設置について定めております。

第2条で名称及び位置について、それから、第3条で利用の許可について、第4条で利用の許可の取り消しについて、第5条で使用料について定めております。使用料につきましては、55ページの別表に上げております。現行では、12歳以上市内5,000円、市外3万5,000円となっておりますが、改正では、市内を1万円、市外を7万円としております。新火葬場のコストが現在の火葬場——浄光苑の約2倍になる見込みでありまして、また、県内外の近隣市町村の使用料も参考にして設定をいたしております。

第6条で使用料の減免について、減額、免除については別に規則で定めるようにしております。

第7条では使用料の返還について、第8条では利用の方法等について、利用時刻については、別に附則で定めるようにしております。

第9条では原状回復について、第10条で損害賠償について、第11条では委任について定めております。

附則。

施行期日でございますが、1、この条例は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において、規則で定める日から施行するとしております。これにつきましては、供用開始を来年4月1日予定をしておりますが、今後、冬場になり工事等がおくれることも予想されることから、4月1日以降、現在の浄光苑を使用することも想定してこのように施行日をしております。

経過措置に、この条例の施行の日の前日までに、この条例の改正前のうきは市火葬場条例の規定によりなされた処分、手続、その他の行為は、この条例の相当規定になされたものとみなすと。

3で、この条例による改正後のうきは市火葬場条例別表の規定は、施行日以後に係る使用料について適用し、施行日前の利用に係る使用料については、なお、従前の例によるとしております。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 8番、藤田です。

炉が3基あるかなということは確認してありますが、前話したように、浄光苑と霊峰苑がなくなるわけですね、3月末ですね。それで3炉あるということで、今、お悔やみ欄とかいろいろ見てたら、1日に3名以上亡くなったりしている場合があるんですね。

それで、炉が使えないように、例えば、混雑と言ったら失礼かもしれませんが、そういう状況のときの対応を、現在、杷木の香山ですか。あそこにあるところと提携してやってるという話を聞いてるんですが、それは引き続きやるのか。それと、そのときの使用料ですね。ここで言えば、使用料が市外だったら7万円に今回なるということで、多分、あそこも市外だったら高くなるんじゃないかなという、そのときの1万円で済むのか済まないのか。その辺の補填をどうするのかを1つお聞きしたいと思います。

それともう一つ、第2条に名称があるんですけど、うきは市火葬場という名称になっとるんですが、先日うきは市浄光苑という名前になるというような話をちょっとお聞きしたかと思いますが、それとの関係はどうなってるか、この2つを聞きたいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） うきは市の火葬場でできない場合については、今、議員申されたように、現在も提携をしております。これについては、引き続き提携をしていく予定でございます。料金については、新しい料金はここで設定しています料金ということになります。

それから、名称につきましては、ここでは、うきは市火葬場ということで、施設名、要するに火葬場という施設ということで、名称については、うきは市火葬場としております。それから愛称といいますか、そういった意味では、前回、全員協議会で申しました、うきは市浄光苑という名前を使うということできたいと考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 名称の件なんですけど、通称うきは市浄光苑となると思うんですが、どこか条例に通称するとか、何か附則に入れるとか何かしないと周知できないのじゃないかなということで、今まで浮羽町の方は浄光苑でなじみがあるんですね。吉井のほうは霊峰苑でなじみがあるから、その通称がはっきりしないと、霊峰苑がなくなってどこに行ったらいいのということになったら、魂がどうなるのかという懸念があるから、きちりこの辺を周知するため、その名称をどこかにきちっとすべきじゃないかなという気がしました。

それと、杷木のほうに提携を通常そのままするという事なんですけど、うきは市は1万円に上がるわけですね、今度5,000円から。だから1万円は出して、そのプラスアルファは市で補填するという事によろしいんでしょうか。そういう理解でよろしいんですかね。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 2点ございましたけど、建物につきましては、入り口とかそういったところには、うきは市浄光苑というような看板をするようにしております。また、道路からの入り口の看板等につきましても、うきは市浄光苑というようなことで考えております。

それから杷木で、朝倉のほうでした場合については1万円ということで、その差額については市のほうで出すということでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 8番、藤田議員。

○議員（8番 藤田 光彦君） 一度に聞けばよかったですけど、香山の杷木と提携するということやけど、久留米の火葬場がありますよね。山本じゃない、あそこの高良内かな。あそこの提携は引き続きやるんですかね。それもちょっと確認したいんですけど。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 今のところ、久留米の高良内のほうとは、そういった提携はしておりません。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 1点目は、やはり藤田議員と同じで名称ですね。どっかにやっばりきちっと根拠を持つとったほうが、看板にはあると言いますけども、時間がどんどん過ぎていけば、どこにそういう根拠があるのかということになりますからですね。だから、条例に明確にうたい込むことを私は希望したいと思います。

それともう一つは、新しい施設になりますが、この料金とは別に、いろんな飲料水とか年間を通じていろんな販売ボックスといたしまししょうか、何でしょうか。そういうものを必要に応じて設置されると思います。これは新しい施設に限らないんですが、電気料等の目的外使用の関係がどういうふうに財政のほう、考えているのか。野放しなのか、それから入ってくる収益はどうなるのか。そういうこともきちっと説明がつくようにしておく必要があるというふうに思っております。ですから、いろいろ指定管理のところについては、それはもう、独自のほうで収入源になるのかどうか知りませんが、そういうものも見逃せない現実だというふうに思いますが、多分、飲料水のあれは置くであろうと思います。そのあたりはどうお考えなのか、お尋ねします。

○議長（岩佐 達郎君） 財政課長。

○財政課長（大熊 孝則君） 自販機等の使用料についてのお尋ねでございますが、これにつきましては、うきは市使用料条例の中に自販機等の規定がございますので、それに基づいて使用料を徴収するというところでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 名称について、きちっと入れたほうがいいんじゃないかという御意見が出ております。この件については、厚生文教委員会のほうで、また委員の皆さんの御意

見をお伺いしたいと思っています。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） 1点だけ。

現行の2倍になったという、近隣に合わせたということですが、幾つか近隣のあれを教えてくださいませんか。それと、市外の7万円も含めて。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 近隣であります朝倉市につきましては、市内が1万円、市外が6万円でございます。

それから宮若市、ここは23年度から新しい施設になっております。うちと人口的にも類似しております新しい施設ができております。この利用料金が、市内が2万円、市外が7万円。

それから小郡市、市内が3万円、市外が9万円。

福岡県ではございませんが、日田市につきましては市内が1万5,000円、市外が3万円というふうになっております。

こういった市外の料金の近隣市町村の状況を見ながら、それからコスト——先ほど申しましたようにコストが約2倍になるということで、約2倍の使用料の設定をさせていただいたところでは。

○議長（岩佐 達郎君） 9番、伊藤議員。

○議員（9番 伊藤 善康君） 今んと聞きよったら、火葬場でもうけるというわけにはいかんばってん、市外をもうちょっと下げると、よそから来るとやなかろうかと単純に思いますが。市内の1万円は新しくなるけん、それはやむを得ないと思いますが。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） あくまでもこの火葬場、うきは市民の火葬場でございますので、市外料金を下げると、逆に市内の利用者に影響を与えるというようなこともありまして、近隣ではそういった意味でも市外料金を高く設定しているようなところも聞いております。そういったことを考慮しながら、こういう設定にしたところでは。よろしく申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 名称でありますけれどもね、やっぱり名称ということになりますと、浄光苑というのを入れるべきだと思いますよ。愛称じゃなくて、名称をきちっと、ここに名称とやってありますから。

それから、第4条で利用許可の取り消しということですが、これは条例または規則に違反したときというのはどういうことを考えられてあるのかですね。私は、こういう許可の取り消しというのは考えられないわけなんです。そこで認可が出てあるから、そこで火葬しなきゃ、

あと進めんわけですね。何でこういうことを設けてるのかですね。

それから使用料、第5条で「利用前に納付しなければならない。ただし、市長が特に理由があると認めるときは、後納することができる」、これ何のためですか。こんなことを、市長が特に定めるとしてありますが、今の条例を見たんですか。現在の条例。

第4条で使用料というのが、「使用料は別表のとおりとし、前納しなければならない」、当然前納ですよ。ただし、勤務時間外及び市の休日に当たるときは、後日速やかに納入するものとする、絶対納入しなきゃならんわけ。「納入することができる」ですから、納めんでもいい場合もあるわけですね。納入しなければならないじゃない、納入することができる。

それから、使用料の減免であります、「別に定めるところにより」、別に定めんでもいいでしょう、今のままで。何でこういうことを別に定めるのか。条例の中でうたえばいいじゃないですか。使用料の減免というのが、今の条例で、第6条で、「次の各号のいずれかに該当するときは、市長は使用料を減額し、又は免除することができる」ということで、1番に行旅人の死亡、どこの人かわからんけれども、うきは市で亡くなってあった。当然、火葬しなきゃなりませんからね。これは取りようがないから当然減免である。その他、特別な事由があると認めたときというのは、これは市長の裁量でしょうけれどもですよ。

それから、使用料の返還というのが、「既に納付した使用料は返還しない」、これが原則ですよ。ただし、どのような事由があるときに返還を認めるつもりなのかですね。これは規則を出してくださいよ。規則案ができてるでしょうからですよ。こんな規則でうたうようなことじゃないわけですよ。

それから、次の第10条も同じ。損害賠償。損害賠償しなければならないということでもいいでしょう。施設または設備を壊したら。ただし、やむを得ない事情があった、こんなことをやるから、それはやむを得ない事情ということで不平等な減額をしたりということになります、何でこんな規則を入れているのかですね。

それから、今、8番議員からは、杷木の火葬場のことですね。これは、幾らうきはの火葬場が新しくなったといっても、どんな事情でほかの火葬場を利用しなければならないかわからんわけですよ。例えば、炉が壊れてどうしても使えないということも以前ありました。そのために杷木にお願いしたりということがありました。そこで杷木は今、お話になった市内は1万円、市外は6万円という値段でしょうか。また、杷木は別なんでしょうか。それから、久留米はどうなってるのかですね。久留米の話はなかったですね。朝倉1万円、それから市外6万円、宮若ですか、2万円の7万円、それから小郡が3万円の9万円、日田は1万5,000円の3万円ということでありましたが、久留米はどうなってるのかということですね。

それから、やはり協定を結んでないと、久留米は、田主丸は近いもんですからね。もう、久留

米になってありますもんですから、つまり町境の方は、場合によっては久留米を利用するかもわかりませんが、久留米とは協定ができませんわけですか。できたら、非常の場合ということを考えて、協定だけ私は結ぶべきと思いますよ。日田と、一番西は八竜、冠ですか。あれはもう、久留米のほうに行こうということが出てくるかもわからんわけですね。それから、朝倉のほうは杷木だけかどうか知りませんが、そういう協定はやっぱりきちっと結んでおくべきだと思いますよ。そのためには、周囲の火葬場の使用料と料金が等しいほうがいいわけですね。余り差ができてるよりもですよ。

だから今、8番議員からあったように、杷木で火葬した場合は、本人は1万円ですが、あとは6万円ということは、5万円は市が払うということでしょうか。それから、今度は逆に杷木の方がこちらに来た場合は、本人は杷木ですから1万円ですけど、こっちに来ると7万円ということになります。その差はどのようにして調整するのかですね。この辺のやり方を協定でどのように結ばれてあるのか、結ぼうとしているのか、協定書の案ができておいたら見せていただくとありがたいと思いますが。

以上、2点について、規則それから協定書、それから久留米等の料金等については、なぜ調査してないのか。とてつもないところの火葬場の値段を調べるよりも、私は一番近い久留米あるいは杷木——杷木は朝倉市になりますから調べてるかもわかりませんが、これについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 幾つか質問が出ておりますけど、ちょっと今の段階で全部お答えできない分につきましては、委員会のほうで十分お答えできるようにしたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

1点目の、名称は、やはりきちっと入れるべきではないかというのは、先ほど申しましたように、委員会のほうで意見をお聞きしたいというふうに思っております。

それから、第4条の利用の許可、どういうものが考えられるかとか後納の問題、減免の問題等につきましては、委員会のほうできちっと説明——ただ、使用料の規則はできておりますので、それにつきましては資料としてお出しできると思っています。

それから、杷木との協定案につきましては、これにつきましても協定書がございますので、後でこれについても報告をさせていただきたいと思います。

それから、久留米市の料金につきまして報告がなかったということでございますが、久留米市につきましては、現在のところ久留米市は、非常に金額的には、市内が2,000円、市外が4万円という設定になっております。

ほかの件につきましては、委員会のほうで説明をさせていただきたいと思います。よろしくお

願います。

申しわけございません。本会議がございますので、委員会で答えられる分あるいは本会議で答えられる分は本会議で、また御答弁したいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 三園議員、以上でいいですか。

○議員（13番 三園三次郎君） 委員会で……。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） ないようでしたら、これで質疑を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 本日はこれで延会にしたいと思います。区切りがいいからここで、追加議案の上程もありますので、あすやりたいと思います。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後4時45分延会
